

第二節 宗 教

教 派 別	信 徒			
	內地人	本島人	外國人	計
天台宗	二,四三二	四	—	二,四三六
眞言宗高野派	三,九九五	—	—	三,九九五
眞言宗醍醐派	一,四四五	—	—	一,四四五
淨土宗	六,四九六	—	—	六,四九六
淨土宗西山深草派	—	—	—	—
臨濟宗妙心寺派	—	—	—	—
曹洞宗	—	—	—	—
眞宗本願寺派	—	—	—	—
眞宗大谷派	—	—	—	—
日蓮宗	—	—	—	—
本門法華宗	—	—	—	—
顯本法華宗	—	—	—	—
計	二,四三二	四	—	二,四三六

十は朝鮮人

(昭和十年末)

(昭和十年末)

(基督教) 教務所、說教所、布教師及信徒地方別

(昭和十年末)

州	應 務 所	說 教 所	布 教 師	信 徒			計
				內地人	本島人	外國人	
臺北州	二	六三	七	二,五七二	一〇,〇七七	三九	一三,六八八
新竹州	—	二五	一九	五八	一,七九四	—	一,八五二
臺中州	—	四九	五九	三二〇	一〇,三二〇	—	一〇,六四〇
臺南州	一	七〇	七九	七二四	一六,五九六	一五	一七,三三一
高雄州	—	三三	三三	三,六〇〇	一三,七三〇	三	一七,三四三
臺東州	—	四	三	—	一,五〇〇	—	一,五〇〇
花蓮港廳	—	九	八	七五	一,七七一	—	一,七七一
澎湖廳	—	三	三	—	—	—	—
計	三	二五六	二七一	四,〇八九	五二,三六	五七	五六,八〇二

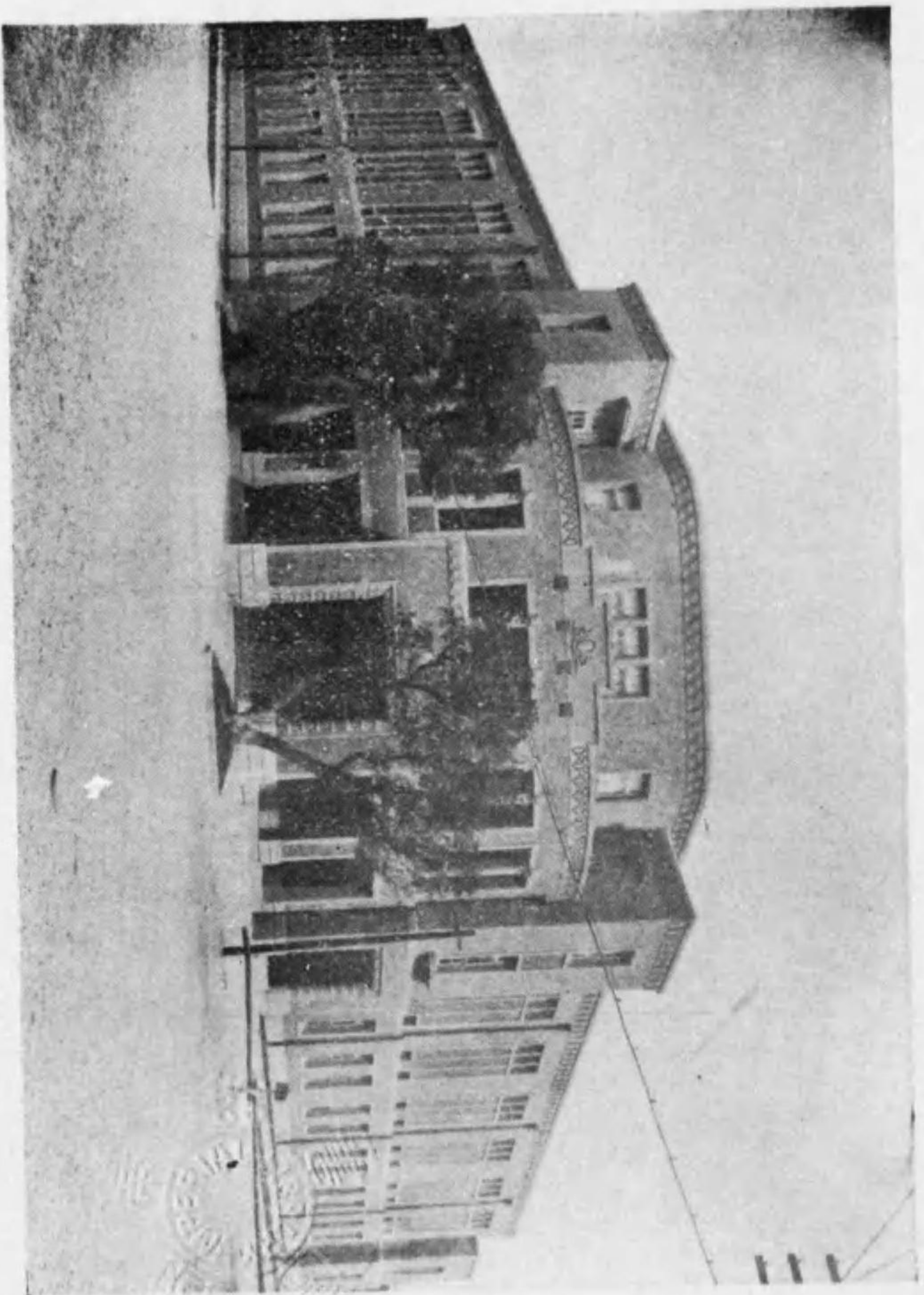
第七章 神社及宗教

教派別	總數	內國	外國	合計
日本基督教會	10	8	2	148
日本組合基督教會	1	2	1	529
日本聖公會	5	6	1	753
長老教會	2	189	134	475
天主教教會	3	40	47	469
ホーリネス教會	1	13	16	34
救世軍	1	10	15	31
日本メソヂスト教會	2	3	1	140
計	3	27	5	409
				536

（昭和八年）

（基督教）總數、內國、外國、合計

（昭和八年）



教育會館

第八章 教育

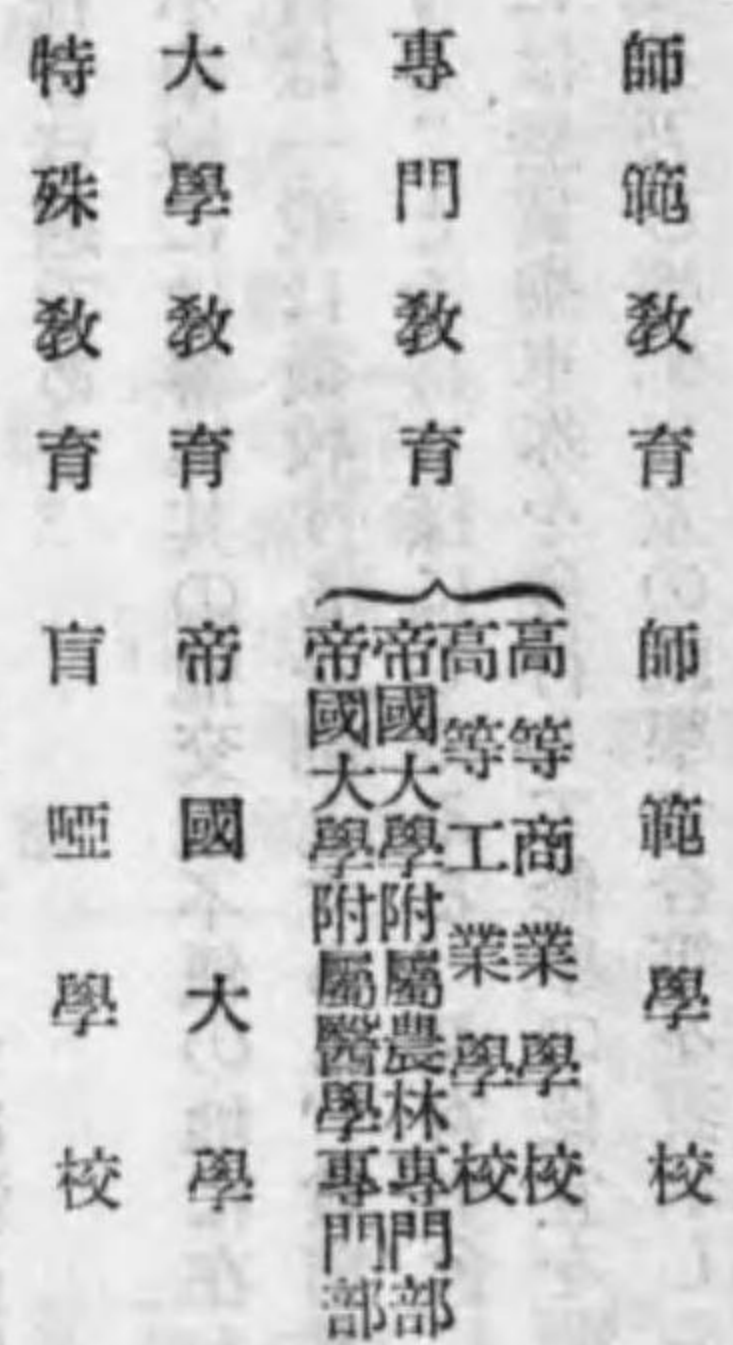
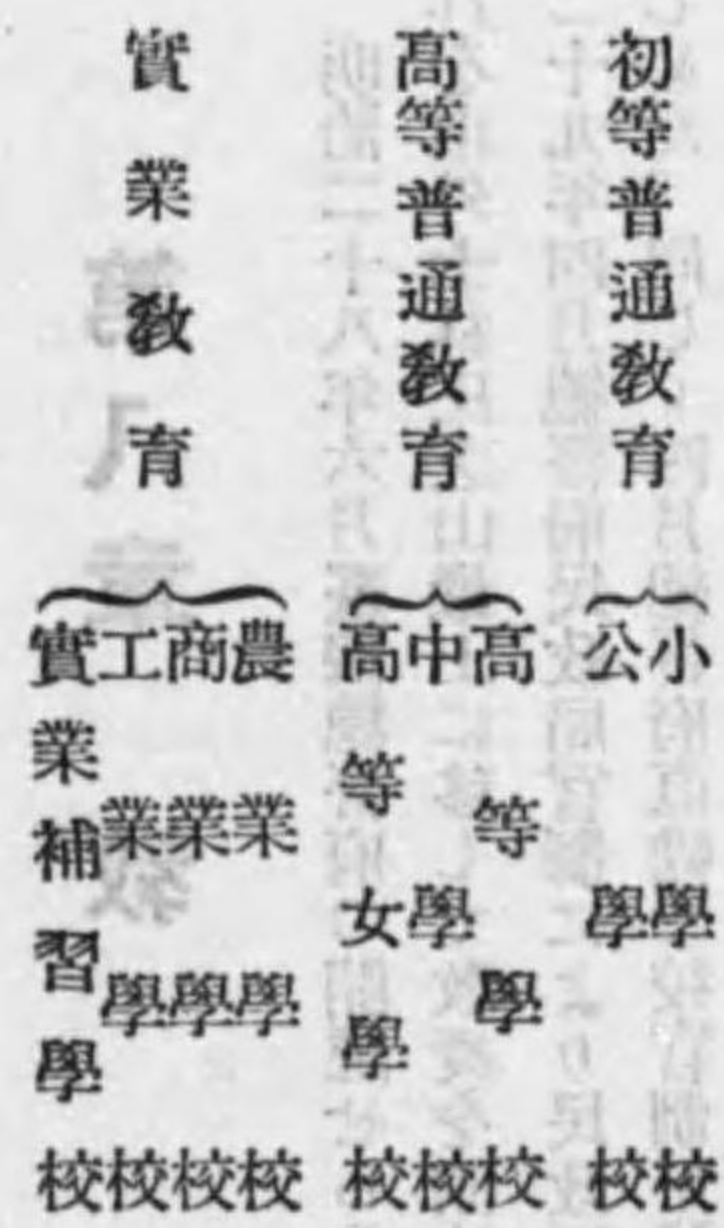
明治二十八年六月臺灣總督府の開廳せらるゝや、同月十八日學務部假事務所を臺北市大稻埕に置いたが、後直ちに之れを市外士林庄芝山巖上に移して教授を開始し、一面教科書の編纂に着手した。之れが臺灣に於ける教育の濫觴である。二十九年四月總督府民政局官制により民政局に學務部を置き、之れを教務編修の二課に分ち専ら教育の施設經營に當らしめた。同じく四月總督府直轄學校官制が發布せられて國語學校と國語傳習所を設け、教員の養成、初等普通教育を開始し、こゝに始めて教育事業の基礎が出来た。其の後時勢の推移と島情の進化に伴つて幾多の變遷あり、大正八年一月勅令を以つて臺灣教育令が發布せられ、本島に於ける臺灣人教育の組織が始めて整然となつた。しかしこれは内地の學制とは全然別系統であつて、主に本島に於ける當時の實情に鑑みて制定せられたものであつた。時勢の進運に伴つて之が改正の必要を生じたので、慎重審議の結果大正十一年二月之を改正し同年四月一日より其の施行を見るに至つた。之が即ち現行の學制である。

第一節 學制

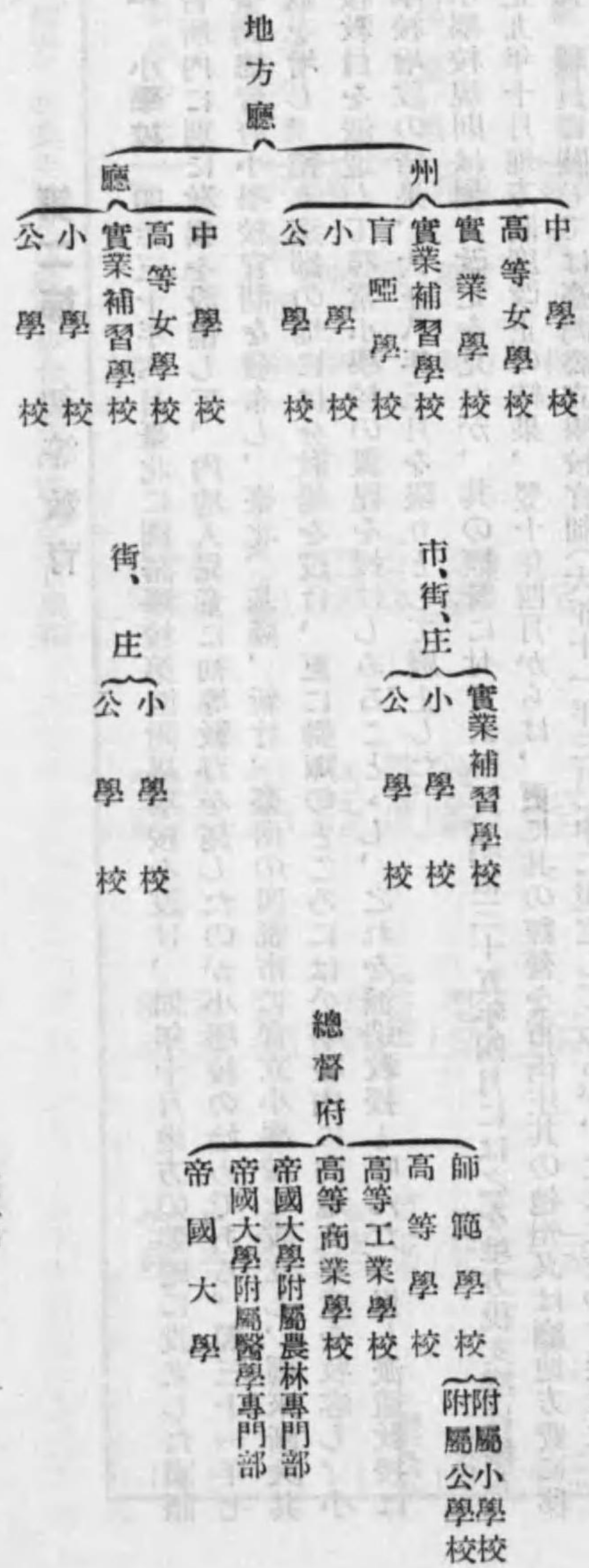
一 教育令 本島人間の國語の普及と習俗の改良とに伴うて、其の子弟中にも國語に熟練するものが多くなつたから、先づ大正九年四月、其の成績の良好な者を選んで内地人と共學するの途を開き、十一年二月、更に教育上徹底的の改革をする爲めに臺灣教育令（勅令第二〇號）を公布し同年四月一日より施行せられた。茲に内臺人に由つて系統を異にした本島の教育制度は始めて渾一し、初等教育、師範教育を除くの外内地の制度と全く同様のものとなつた。詳言すれば中等學校は全部共學を原則とし、初等教育に在つ

ては、國語使用の關係上直ちに共學制を採用することが困難であるから、國語を常用する者は小學校令に據る小學校に、常用しない者は公學校に入ることを原則とした。師範教育に在つては、初等普通教育に於て前述の如く内地と事情を異にするので之れに必要な教員を養成する爲、師範教育令に依る師範教育とは稍々其の趣を異にする制度を設け、その入學資格を尋常小學校卒業程度とし修業年限を七年としてゐる。斯くて現行の學制が唯一の系統に纏められて、全く種族的區別の撤せられたことは、誠に本島教育未曾有の革新である。

二 教育機關 學校、圖書館、博物館、幼稚園、書房、其の他教育に關する一般の施設は總督府文教局に於て之れを總轄するが、現在では小學校・公學校は市街庄に在りてはその市街庄立、其の他の地域に在りては州立又は廳地方費立、實業補習學校は市街庄立、街庄組合立、廳地方費立、又は州立、中學校・高等女學校及中等程度の實業學校は州立又は廳地方費立、師範學校・專門學校・高等學校及大學は官立となつてゐる。又州廳市街庄等は、公立盲啞學校規則と公立幼稚園規則とに依り、盲啞學校・幼稚園を經營し得ることとなつた。現行官立公立諸學校の教育系統は次の通りである。



更に現在各種學校の所屬官署を示せば左の通りである。



第二節 初等教育

一 小學校 明治三十年六月臺北に國語學校第四附屬學校を設け、同年十月地方の要地に設立した國語傳習所内に別に教場を設備して、内地人兒童に初等教育を施したのが小學校の始めである。翌三十一年七月臺灣總督府小學校官制を發布し、臺北、基隆、新竹、臺南の四都市に官立小學校を設立し、爾來漸次其の數を増し、稍々邊鄙の地には分教場を設け、更に僻陬のところには公學校内に内地人兒童を收容し、小學校教員を派遣して尋常小學校の課程を授けしめることとし、之れを派遣教授と呼んだ。但し派遣教授は小學校増設の結果、大正八年三月を限りとして廢止した。

小學校規則は屢々改正を見たが、其の經營に付て云へば、明治三十五年四月には之を地方稅支辨に移し、大正九年十月地方制度改正の結果、翌十年四月からは、更に其の經營を市街庄其の他州又は廳地方費に移した。職員に關しては臺灣公立學校官制(大正十一年三月)中に規定してゐるが、之れに依つて從來教諭と稱した正教員は訓導、訓導と稱した准教員は之れを准訓導と改められた。そして訓導は判任官で准訓導は判任官待遇である。

小學校には蕃地其の他交通不便の地に在る者の子弟を收容せんが爲め、寄宿舎を設くるものがある。授業料は一般に徴收するを例とするも、貧窮者には免除又は減額し、一家二人以上通學のものには之れを減額することを得る様にしてゐる。又寄宿舎に入る者には寄宿舎費を補給し、鐵道沿線に散在する兒童の爲めには無賃乗車券を發行して修學の便宜を圖りつゝある。今最近五箇年の小學校數、學級、教員、兒童、卒業生及び學齡兒童の就學歩合等を表示しやう。

種別	昭七年度		同八年度		同九年度		同十年度		同十一年度	
	學校數	學級數	學校數	學級數	學校數	學級數	學校數	學級數	學校數	學級數
高等小學校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
尋常小學校	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
分教場	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合計	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
教員數	107	107	101	101	114	114	103	103	111	111
兒童數	3,475	3,475	3,609	3,609	3,648	3,648	3,737	3,737	3,775	3,775
卒業生數	473	473	528	528	530	530	572	572	572	572
就學歩合	99.5	99.5	99.2	99.2	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3

備考 卒業生數及び就學歩合以外は四月末日現在

二 公學校 從來公學校は本島人に對する教育機關であつたが、現制度に於て公學校は兒童の種族に依つて小學校と區別したものでないことは前述の通である。然し大體から云へば本島人と高砂族とは國語を常用しないものが多いから、事實上公學校は從來と同様の状態である。以下今日に至る沿革の概要を説明し、次に現行公學校制度の概要を摘記しよう。

沿革の概要 前記の如く總督府は明治二十八年六月十八日學務部事務所を臺北大稻埕の一民屋に假設したが、七月芝山巖(附録名所舊蹟臺北州の部参照)の開漳聖王廟内に移し、之を校舍に充て芝山巖學堂と稱して新附の子弟に國語を教授し、半歳にして七名の國語傳習所修業者を出すことを得た。然るに翌二十九年一月一日不幸にして部員六名は匪徒の難に斃れ、教育事業は一時中絶の状態となつたが、同年五月中、臺北、淡水、基隆、宜蘭、新竹、苗栗、臺中、鹿港、雲林(斗六)、嘉義、臺南、鳳山、恒春、澎湖の十四箇所に官立國語傳習所を設立し、其の組織を甲科と乙科に分つて、甲科は漢文の素養ある成年男子に三年間又は一年間速成的に國語を教授し、乙科は幼年者を入れて四箇年修業とし普通教育を授くることとした。即ち此の乙科こそは公學校の濫觴である。

爾來、國語學校、醫學校の如き上級學校に入學希望の者及び各官廳に勤務を欲する者は、概ね此の國語傳習所なる關門を通過しなければならぬ實情となつた。それ故本島人間に其の必要を認むる者次第に増加し、其の維持費は地方に於て負擔することとし、分教場の設立を申請する者が續出するに至つたので、詮議の上之れを許可したが、其の數三十三に及んだ。斯くて明治三十一年八月を以て新に臺灣公學校規則を發布し同年十月から恒春、臺東の二を除く外は國語傳習所を全廢して公學校を以て之れに換へ

其の設置に就いては地方街、庄、社をして任意出願せしめ、地方廳に於て其の維持費の負擔に堪へ得ると認められた地方に限り之れを許可することとした。其の維持費は教員の俸給、旅費は地方税よりして、其の他は設置區域住民の負擔とした。公學校は修業年限六箇年で、修身、國語、讀書、習字、算術、唱歌、體操を教授し、八歳以上十四歳以下の兒童を入學せしめた。其の後公學校の官制、規則は幾多の改廢變遷を経たが、遂に大正十年四月凡べて公學校は、市街庄又は其の組合、市街庄なき地域に於ては、州又は廳地方費の設立するものとし、職員俸給諸給與は州又は廳地方費が負擔することとなつた。而かも新教育令施行の結果として、右公學校と従前別物であつた左記蕃人公學校とを併せて、之れを公學校と總稱することとなつた。

蕃人公學校沿革 明治三十一年公學校制度を實施し國語傳習所を廢するや、唯恒春、臺東の二箇所のみ之を存置したことは前述の如くである。然るに右の兩地方は蕃社多きを以て、名は國語傳習所といふも、實は蕃童教育の機關たる觀を呈したから、三十八年三月限り之を廢止し、同年四月新に蕃人の子弟を就學させる所謂蕃人公學校の開設を見るに至つた。其の修業年限を四箇年、教科目は修身、國語、算術の三科目とし、土地の情況に依り、農業、手工、唱歌の科目又は數科目を加ふるを得しめ、學級の編制及び教則は總督府に於て標準を示し、各地方廳長をして總督の認可を受け、以て其の規定を定めしむることとした。爾來屢々規則の改正を経たが、地方制度改正の結果、大正十年四月を以て現在蕃人公學校も亦普通公學校と同じく、當該學校所在地の市街庄又は其の組合の設立と看做し、學校所在地に市街庄なき場合は、其の州又は廳地方費にて設立したるものと看做すに至つた。但し蕃社の關係上、現に

其の大部分は州又は廳地方費の設立となつて居る。斯くして現在では凡て臺灣公立公學校規則（大正十一年四月府令第六十五號）中に包含されることとなつた。

現行公學校制度の概要

- 一 入學年齡 小學校同様滿六歳からである
- 二 教員資格及待遇 訓導及び准訓導等小學校に同じ
- 三 修業年限及教科目

(一) 修業年限六年の公學校

教科目は小學校に同じ。手工を闕き、實業の教授時數を増加し、裁縫及家事を一科目として第四學年から之を教授し、漢文を隨意科とする

(二) 修業年限四年の公學校

教科目は修業年限六年の公學校と略々同様である

四 授業料 小學校の規定に同じ

五 教科用圖書 總督府編修のもの及臺灣總督指定のものを用ふ

六 公學校には修業年限二年の高等科及び修業年限二年以内の補習科を設置することを得る
最近五箇年間の公學校數、學級、教員、兒童、卒業生及び學齡兒童の就學歩合を表示すれば左の通りである。

種別	昭和七年度		同八年度		同九年度		同十年度		同十一年度	
	學校數	學級數	學校數	學級數	學校數	學級數	學校數	學級數	學校數	學級數
本場校	595	5,270	607	5,469	633	5,685	621	5,992	600	6,383
分校	167	4,453	163	4,637	151	4,730	150	4,966	153	5,377
合計	762	9,723	770	10,106	784	10,415	771	10,958	753	11,760
教員數	422	3,753	435	3,911	448	4,023	447	4,142	452	4,419
准教員數	22	198	25	217	28	240	27	276	28	307
計	444	3,951	460	4,128	476	4,263	474	4,418	480	4,726
兒童數	55,586	3,611	57,533	3,741	59,700	3,892	62,559	4,019	66,559	4,194
卒業生數	29,990	3,685	36,094	4,645	44,666	5,533	53,892	6,717	67,644	8,781
兒童數	68,544	3,264	76,649	4,107	85,533	4,886	95,297	5,683	107,644	7,081
就學歩合	19.7%	110.7%	22.7%	118.8%	25.4%	120.5%	25.3%	120.7%	27.8%	127.8%
平均	35.87	197.0	37.44	212.7	39.33	230.4	41.47	251.3	44.47	311.7

備考 卒業生數及び就學歩合以外は四月末現在 ×印は高砂族を示す

三 對岸に於ける初等教育 我が國籍を有する漢民族にして對岸支那に活動せるもの約八千餘あり、是等の子弟の初等教育は、福州、廈門、汕頭の在留日本人の希望として、同地駐在領事の請求に基き、明治四十一年には福州東瀛學堂(現福州東瀛學校)を、同四十三年に廈門旭瀛書院を設立したに始まり、現在では、廈門の旭瀛書院、汕頭及び福州の東瀛學校の三校があつて、初等普通教育を施してゐる。尙右三地方及び廣東に在る内地人の子弟の教育機關たる日本人小學校に對しても總督府は之れに關係してゐる。是等學校の設立者は所在地の臺灣公會又は日本居留民會であるが、總督府は教員を派遣し又籍民學校に對しては經常費の大部分と臨時費を補助し、小學校に對しては經常費の一部と臨時費を補助してゐる。

(昭和十一年四月末日現在)

學校名	教員		學級	児童	
	訓導	嘱託及 教員心得		男	女
福州東瀛學校	六	二	七	三三	一〇三
廈門旭瀛書院	三	〇	七	四二	三〇六
汕頭東瀛學校	三	一	四	四一	二八
福州日本小學校	二	一	三	二七	元
廈門日本尋常高等小學校	二	一	三	三二	一九
汕頭日本尋常高等小學校	二	一	二	二二	九
廣東日本小學校	二	一	二	一五	二五
合計	三〇	五	三六	七二	五二九

第三節 高等普通教育

一 高等學校 大正十一年四月創設に係る高等學校令に據る七年制の臺北高等學校が一枚ある。修業年限は尋常科四年、高等科三年(文科、理科に分つ)とし、當初臺北市龍口町の假校舍及臺北第一中學校の一部に於て授業を開始し、十五年四月臺北市古亭町に新校舍の一部落成してこゝに移轉し、昭和四年十月校舍其他の工事全く竣工を告げた。昭和十一年四月末日現在に於て尋常科、學級數四・生徒數一六五名(定員一六〇名)、高等科、學級數二・生徒數四一八名(定員四八〇名)、職員數五六名である。

二 中學校 明治二十九年國語學校の創設さるゝや、師範部と語學部の二部を設け、師範部は教員を養成する所(第五節参照)、語學部は更に之れを國語と土語の二科に分ち、其の國語科は本島人に對して國語を、土語科は内地人に對し臺灣語を授くるを主とし、加ふるに卒業後公私の業務を辨するに必要な中等教育を施す所とし、修業年限を三箇年とした、之れ本島に於ける高等普通教育の濫觴である。

先づ本島人方面から言ふと、三十五年七月に至り語學部を廢して國語部を置き、修業年限六年の公學校卒業者を收容して、四箇年間高等普通教育を施し、且つ職業教育をも併せ授けたが、大正八年三月限り之を廢止するに至つた。

本島人の中等教育機關として、外に大正四年四月から、公立臺中中學校が開始された。修業年限を四箇年とし、四年程度の公學校卒業者を入學せしめ、高等普通教育を施したが、要するに國語學校に於ける國語部と大差なく、大正八年四月からは臺灣公立臺中高等普通學校と改稱し、六年程度の公學校卒業者を入學せしむることに改め、本島人に對する純然たる高等普通教育機關としたが、十一年度より現制度に改正

せられた。

翻つて内地人の高等普通教育方面を見るに、明治三十一年四月を以て國語學校内に尋常中學校科（後に中學校と改む）を附設したものが其の始まりで、同四十年には愈々國語學校から獨立し、臺灣總督府中學校の創設となつた。其の組織の内容は分つて第一部と第二部とし、第二部は内地各府縣の夫れと同一であるが第一部は修業年限を六年とし、更に一年の高等科を置き、生徒は凡て學寮に收容し特殊の中等教育を施すを以て目的とした。然し此の制度は臺北中學校のみに行はれ、臺南中學校には及ばなかつたが、大正十年に至つて、臺灣公立中學校規則に依つて第一部の制度を廢し、孰れも州立となつて全く内地の中學校と同様となつた。更に十一年四月からは、内臺人の區別全く撤廢され、凡て共學制として男子に高等普通教育を授くる學校を中學校と稱することになり、茲に島内總ての中等教育機關は渾然として歸一するに至つた。其の後増設せられ現在左の十校と昭和十一年六月一日開校せる花蓮港中學校とを合せて十一校である。孰れも州立又は廳地方費立である。

（昭和十一年四月末日現在）

校名	位置	學級數	職員數	生徒數
臺北第一中學校	臺北市	三〇	四〇	九七
臺北第二中學校	臺北市	一一	二七	三九
基隆中學校	基隆市	一〇	三	四七
新竹中學校	新竹市	二	二四	五〇
臺中第一中學校	臺中市	三	二五	五八
臺中第二中學校	臺中市	二〇	二〇	四七
臺南第一中學校	臺南市	一五	三	六三
臺南第二中學校	臺南市	三	二七	五九
嘉義中學校	嘉義市	三	二七	五三
高雄中學校	高雄市	一五	三	七四
合計	一〇校	一三〇	二六	六二六

三 高等女學校 先づ本島人の方面から述べると、明治三十年四月中、國語學校第一附屬學校女子分教場を開設し、本科と手藝科とに分ち、十四歳以上二十五歳以下の本島人女子に對し、普通學と手藝とを授くるを以て目的とした。之れが本島女子高等普通教育の本源である。後三十五年に至り第二附屬學校と改稱し、尋いで師範科、師範速成科、技藝科を併置し、教員をも養成しようとしたが、事實上前二者は開始されずに止み、技藝科（二箇年修業）出身者を以て本島人女教員の補充をなし來つた。然るに大正八年の學制統一に際し、之を臺北女子高等普通學校として國語學校から獨立せしめ、本島女子の純然たる高等普通教育機關とした。修業年限三箇年、入學資格は六箇年修業の公學校卒業者とし、大體から見て高等女學校と異なることなく、唯程度が稍々低いだけであつた。本科の外に師範科の設けあり、修業年限一箇年、本科卒業者を限つて入學せしめ、附屬公學校を併置して本島人女教員養成の機關に充て來つた。同年臺中彰化街に、十年臺南市に各同様の學校を増設したが間もなく新教育令の發布となつた。

内地人女子の爲めには、明治三十七年十月國語學校附屬として高等女學校を設置し、生徒二十三名を收容したものが其の始まりで、後一時は總督府中學校に轉屬されたが、同四十三年を以て獨立し、臺灣總督府高等女學校と稱するに至つた。大正八年四月から別に公立高等女學校が出来、十一年四月からは總ての高等女學校が州立となつた。さうして内地の高等女學校に依る學校の區別も撤去され、前述の女子高等普通學校も高等女學校に變更せられ、凡て内地の高等女學校令に準據することとなつた。但し高等女學校には師範學校の演習科又は講習科を附置することを得ることとなつた。之れ即ち本島に於ける唯一の女教員養成機關で、臺北第三と彰化の兩高等女學校に修業年限一年の講習科を置き、高等女學校卒業生中の希望者を入れ公學校教員を養成して居たが、昭和三年度から臺北第一師範學校に女子演習科を設置したので之を廢止するこ

となつた。現在校数十三、其の修業年限は各四年であつて、修業年限一年の補習科の設置してある學校は十二である。孰れも州立又は廳地方費立である。
(昭和十二年四月末日現在)

校名	位置	學級數	職員數	生徒數	生		計
					内地人	本島人	
臺北第一高等女學校	臺北市	七	三	八四			
臺北第二高等女學校	臺北市	四	三	六〇			
臺北第三高等女學校	臺北市	三	二	六〇			
基隆市第一高等女學校	基隆市	九	二	三九			
新竹市第一高等女學校	新竹市	九	三	四〇			
臺中市第一高等女學校	臺中市	九	二	四〇			
彰化市第一高等女學校	彰化市	二〇	二	四二			
臺南市第一高等女學校	臺南市	九	二	四五			
臺南市第二高等女學校	臺南市	九	二	三九			
嘉義市第一高等女學校	嘉義市	九	二	四五〇			
高雄第一高等女學校	高雄市	九	二	四二			
屏東第一高等女學校	屏東市	八	二	三二			
花蓮港第一高等女學校	花蓮港	五	一	二二			
合計	一三校			六〇一			

第四節 實業教育

一 實業學校 本島に於ける實業教育機關は最初本島人を對象としたものが設けられた。明治三十二年の農事試驗場講習生制度、糖業講習所、國語學校の實業部、學務部附屬工業講習所が夫れである。内地人を對象としたものは大正六年に商業學校、七年には工業學校が共に臺北に設置された。大正八年臺灣教育令の發布されるや本島人の實業學校として嘉義に農林學校、臺北に工業學校(工業講習所變更)、臺中に商業學校が設けられ、從來殖産局主管であつた農事試驗場講習生制度や糖業講習所は其の生徒募集を中止し、當時入所中なりし講習生の卒業を待つて各廢止された。右の三校は、(一)修業年限三年で(二)入學資格は修業年限六箇年の公學校卒業程度(三)規定上師範科を設置し得る事になつてゐたが其の實施を見るに至らなかつた。内地人の實業學校は(一)修業年限五年(二)入學資格は尋常小學校卒業程度とした。當時以上の如く内臺人の別によつて其の系統を異にしてゐた。

然るに大正十一年臺灣教育令改正の結果從來内臺人に依る系統上の差別を廢し、其の校種を單に農業、商業、工業の三種とし、修業年限は、(一)尋常小學校(又は修業年限六年の公學校)卒業程度を入學資格とする場合は三年乃至五年(二)高等小學校(又は公學校高等科)卒業程度を入學資格とする場合は二年乃至三年とし向一年以内延長し、又は練習生、選科生、専修科生、講習生等を置く事を得ることとした。是等は總て州立であつて内地の實業學校令に準據して居るが、現在女子に對する實業學校は設けられてない。内地と著しく異なる點は、(一)臺灣語科の加設(二)夏季休業前後各四週内毎週の教授時數中九時間以内を減じ得る事(三)本島人生徒にも教練を課する事(四)職員俸給の國庫負擔等である。

一 農業學校

現在農業學校は宜蘭、嘉義、屏東の三校で、何れも修業年限五年で、宜蘭、嘉義の二校は第五學年になつて二學科に分け、屏東農業學校は第一學年から二學科に分けてゐる。
(昭和十一年四月末日現在)

校名	位置	學科	學級數	職員數	生		計
					内地人	本島人	
宜蘭農林學校	宜蘭街	農業科、林業科	二〇	二七	七	三七五	
嘉義農林學校	嘉義市	農業科、林業科	二〇	二七	二六	三〇〇	
屏東農業學校	屏東市	農業科、畜産科	二〇	三〇	九	三二四	
合計			六〇	八四	三二	六〇七	

二 工業學校

臺北工業學校(臺北市)は全島唯一の工業學校で、機械、土木、應用化學、電氣、建築の五學科に分れ何れも修業年限は五年である。尙修業年限二年の専修科が併置されて居て、學科は本科と同様である。専修科の入學資格は年齢十四歳以上、高等小學校第二學年卒業(又は公學校高等科卒業)以上の學力を有する者、若は尋常小學校(又は修業年限六年の公學校)を卒業して一年以上工業に従事した者としてある。

(昭和十一年四月末日現在)

學科	機械科		土木科		應用化學科		電氣科		建築科		計
	本科	専修科	本科	専修科	本科	専修科	本科	専修科	本科	専修科	
學級數	5	2	5	1	5	1	5	2	5	1	33
職員數	15	12	13	2	13	1	13	7	17	1	69
生徒數	15	8	33	2	33	2	33	38	36	3	235
計	15	8	33	2	33	2	33	38	36	3	235

三 商業學校

本島の商業學校は左の二校並に昭和十一年六月一日開校せる臺北第二商業學校の三校で、前二校は修業年限五年であるが、後者は修業年限四年の夜間學校である。孰れも島内のみならず南支南洋に於て活動するに適當することを目標として教育してゐる。

(昭和十一年四月末日現在)

校名	位置	學級數	職員數	生徒				計
				内地人	本島人	其他	計	
臺北商業學校	臺北市	7	33	73	40	1	114	
臺中商業學校	臺中市	10	24	36	27	1	64	

二 實業補習學校

大正元年十一月改正の臺灣公學校規則に據り、修業年限六箇年の公學校には修業年限二年の實業科を併置するを得ることとなり、更に大正八年公立實業學校規則の公布されるや實業科を簡易實業學校と改稱し、之れを公學校に併置することに改められた。其の組織内容は修身、國語、算術及び實業に關する教科目を教授し、土地の状況に依つて其の他の科目を加ふるを得。修業年限、教科目及び其の程度等は凡て其の地方の事情を參酌して、各適切な教授を爲し、之れを設くるには設立者が市街庄の場合には州知事、廳長其の他の場合は臺灣總督の認可を経るの定めであつた。其の後大正十一年臺灣教育令の改正に依り簡易實業學校を廢し實業補習學校に改めることとなつたが、其の設置は獨立校なるを本體とし、小學校、公學校及實業學校に併置することを得しむることとなつた。内容は簡易實業學校と大同小異であるが、唯小學校卒業者も入學せしむることが出来るやうになつた。昭和十年内地に於ては青年學校令が公布せられ實業補習學校は青年訓練所と合體して新に青年學校となつたのであるが、本島では特殊の事情を考慮して昭和十年四月一日臺灣教育令を改正し尙當分の内從前通り實業補習學校を存続せしめることとなつた。現在は州立、廳地方費立、市・街庄立並に街庄組合立の三九校あつて、實業の種類別に昭和十一年四月末日現在の状況を示せば次の通りである。

第五節 師範教育

種別	校數	學級數	教員數	生		計數
				内地人	本島人	
農業	二七	五三	一〇一	一九	一四九	一四九
商業	二	七	一三	七	二九〇	三六九
商工業	二	七	一四	一	二八四	四三
水産業	三	一〇	二〇	四	一八九	一九三
農業家政	一	四	八	七	一〇一	一〇八
技藝又ハ家政	四	一〇	三	四〇	六二	一〇八
計	元	九〇	一七六	六五八	二七〇	三〇八

備考 修業年限は二年乃至三年である
生徒數中女子は六九七名で、高砂族は農業に於て一三五名である
本表の外に私立の商業補習學校が一枚ある。これは私立學校の部に掲げる

第五節 師範教育

本島の師範教育は其の沿革極めて複雑だが、茲に其の概要を記することとする。即ち明治二十九年五月國語學校に師範部と語學部を置き、其の師範部に於て内地人教員を養成し、又本島人教員養成のためには、三十二年四月を以て、臺北、臺中、臺南の三師範學校を設置した。然るに三十五年三月に至り、先づ前二校を廢止し、其の生徒を國語學校と臺南師範學校とに分け移し、又國語學校規則を改めて、師範、中學、國語、實業の四部となし、師範部甲科は内地人、乙科は本島人の教員を養成して、後者の出身は臺南師範

卒業生と共に公學校と國語傳習所の訓導に任用された。斯くて三十七年に至つたが、同年臺南師範學校も廢止されたので、本島の師範教育は一旦國語學校に統一され、同四十三年四月に至つて同校に小學師範部(内地人小學校教諭養成)と公學師範部(甲科は内地人公學校教諭、乙科は本島人公學校訓導養成)を置くこととなつた。然し其の後本島の初等教育は長足の進歩を爲し、教員の需要は益々増加したから、大正七年七月再び臺南に國語學校の分校を設けて之に應じた。

斯くて翌八年臺灣教育令の公布となるや、國語學校は臺北師範學校と改稱せられ、臺南の同分校は獨立して臺南師範學校となつた。其の入學資格は、内地人は小學師範部も公學師範部も共に中學校卒業程度とし、修業年限を一箇年にして、卒業後は夫れ々小公學校甲種教諭に任せられ、本島人は修業年限六年の公學校卒業者年齢十三歳以上の者を入れ、修業年限豫科一年、本科四年とし、卒業後は公學校乙種教諭に任用され、又別に公學校教員講習科を併置するを得ることとなつた。

然るに大正十一年新教育令の公布あり、從來の如く師範學校を分つて小學、公學の兩師範部となし、且つ各部を普通科と演習科に分つこととした。而して普通科は入學資格を尋常小學校卒業程度とし、修業年限は五年(女子は四年)、修了後は演習科に入らしむる。演習科は普通科出身以外に中學校又は高等女學校卒業程度のものをも入學せしめ、修業年限は從來一年であつたが昭和八年勅令第二十四號を以て臺灣教育令の一部が改正された結果二年となり、昭和八年四月入學の者より之を適用することになつた。而して小學師範部卒業者は小學校本科正教員、公學師範部卒業者は公學校甲種本科正教員の資格を附與さるゝ規定である。又演習科の上に研究科一年を置き、一科目又は數科目を専修せしむることを得る。教科目の程度は、普通科は大體に於て中學校(女子部は高等女學校)に等しく、在學中は總督府から學資の支給を受け、

卒業後は普通科を経て更に演習科を卒へた者は五年、演習科のみを卒へた者は二年、研究科卒業者在學中學資の給與を受けた者は一年、講習科を修了し在學中學資の給與を受けたものは、其の講習期間と同一期間、臺灣總督の指定した學校で教職に従事すべき義務を負ふ。現在本島の師範學校は臺北第一、同第二、臺中、臺南の四校である。

女子の師範教育に就ては州立の高等女學校に修業年限一年の師範學校講習科を附置した(第三節参照)が昭和三年度より臺北第一師範學校に公學師範部女子演習科(修業年限二年)を置き入學資格は高等女學校卒業程度である。學資の給與、義務年限は男子演習科と同様である。

要 項	校 名	位 置	種 別	學 級 數	職 員 數	生 徒 數
	臺北第一師範學校	臺北市	小學師範部 普通科 演習科 公學師範部 演習科 研究科	一〇	四二	三四五
	臺北第二師範學校	臺北市	公學師範部 普通科 演習科 講習科	一一	三七	三八三
	臺中師範學校	臺中市	同	八	三二	二八二
	臺南師範學校	臺南市	同上	一一	三八	三九八

備考 昭和十一年四月末日現在、附屬小學校の職員は本表外とす

第六節 専門教育

本島に於ける専門教育機關は臺北高等商業學校、臺南高等工業學校、臺北帝國大學附屬農林專門部並に同醫學專門部の四校があり、農、工、商、醫の諸専門教育機關が完備してゐる。

(昭和十一年四月現在、本は本島人で再記)

要 項	校 名	位 置	修 業 年 限	學 級 數	職 員 數	生 徒 數
	臺北高等商業學校	臺北市幸町	三年	六〇	四〇	一三三 (本一四)
	臺南高等工業學校	臺南市	三年	九〇	六〇	一〇五 (本三六)
	臺北帝國大學附屬農林專門部	臺北市富田町	三年	六	四一	一四二 (本一一)
	臺北帝國大學附屬醫學專門部	臺北市東門町	四年	七	六一	一六六 (本一三六)

備考 本表の外に臺北高等商業學校に貿易専修科生三五名(本一八)あり

一 臺北高等商業學校 大正八年四月専門學校令に依り設置され、昭和四年三月臺南高等商業學校廢校と共に之を本校の臺南分教場となし、更に同五年三月同分教場を廢止し、其の生徒を本校に收容した。尙ほ昭和十一年四月より修業年限一年の貿易専修科を設けた。卒業生は開校以來千五十名に達し、本島は勿論内地、朝鮮、支那、南洋方面に於て活躍し居り、何れも克く本校教育の特色を發揮してゐる。今本校の特色を記せば

第一に特種學科目の教授を擧ぐる事が出来る。即ち文部省直轄各高等商業學校と略々同種の學科を課

する外に、本島及び南支南洋の研究のため 1 臺灣事情 2 南支南洋經濟事情 3 植民地法制 4 熱帯衛生學 5 臺灣語、馬來語及び和蘭語 6 民族學等の科目を課してゐる。

第二に本島の地理的事情に鑑み南支南洋經濟事情研究調査課及び南支南洋經濟事情研究會を設置して鋭意之が經濟事情の研究に盡力し、研究調査の「バンフレット」及び「南支南洋雜誌」を刊行するの外、更に懸賞論文の募集、講演會、展覽會等を開催し一般民衆の指導に盡力してゐる。

二 臺南高等工業學校 昭和六年一月十五日臺南市に設置せられたもので、機械工學、電氣工學、應用化學の三學科に分れ修業年限は三箇年である。昭和九年三月第一回卒業生を出し、現在迄三回二百二名の卒業生を出した。

三 臺北帝國大學附屬農林專門部 大正八年五月臺灣總督府農林專門學校として設立されたもので、公學校卒業程度の本島人に對して豫科、本科各三箇年の教育を授けたが、十一年四月專門學校令による高等農林學校となり、更に昭和三年三月臺北帝國大學の設置されるや其の附屬農林專門部となつた。

學科は農學科と林學科を置いてゐる。專門學校令による專門學校となつてよりの卒業生既に三百八十五名を數へ、何れも本島は勿論遠く南支南洋方面に於て活動してゐる。

四 臺北帝國大學附屬醫學專門部 本島專門學校中其の沿革最も古く、明治三十二年三月臺灣總督府醫學學校として創立され専ら本島子弟を收容した。爾來數回官制及規則の改正あり、大正七年には熱帯醫學專攻科を加設し更に翌八年には醫學專門部を置き始めて内地人の子弟を收容し、内地の醫學專門學校と同程度の専門教育を施し、尙臺灣總督府醫學專門學校と改稱するに至つた。十一年には新教育令により全く専門學校令による専門學校となり、更に昭和十一年四月臺北帝國大學に醫學部が創設せられると同時に本

校は廢止せられ同大學附屬醫學專門部となつた。

本校は創立以來三十餘年本島唯一の醫學教育機關として卒業生を出すことに實に千五百五十六名に達し、其の大部分は本島に於て醫療に従事し居り、醫事衛生に對する功績は顯著なるものがある。又明治三十二年臺灣醫事雜誌を發行して其の研究を發表し、三十五年には本校が中心となつて臺灣醫學會を創設して斯界の研究に力め、其の機關雜誌として臺灣醫學會雜誌を發行して世界各地に其の研究を發表してゐる。

第七節 大學教育

臺北帝國大學は昭和三年三月十七日附を以て官制を公布施行され、同日臺北市富田町に其の位置を卜して設置されたものである。

本學は當初文政、理農の二學部であつたが、昭和十一年四月より醫學部を同市東門町に増設した。文政學部は哲學、史學、文學、政學の四學科に、理農學部は生物學、化學、農學、農藝化學の四學科に分ち、各學部講座は現在次の通りである。

文政學部	國語學、國文學第一	國語學、國文學第二	東洋文學	西洋文學
	國語學	國語學	東洋史學	西洋史學
	西洋史學、史學、地理學	東洋哲學	哲學、哲學史	東洋倫理學、西洋倫理學
	心理學	教育學、教育史	土俗學、人種學	憲法
	行政學	政治學、政治史	法律哲學	經濟學 第一
	經濟學 第二	民法、民事訴訟法第一	民法、民事訴訟法第二	刑法、刑事訴訟法

第七節 大學教育

理農學部	植物學第一學	植物學第二學	動物學第一學	動物學第二學
地質學第一學	數理學第二學	生物物理化學	氣象學	氣象學、熱帶農學第一學
化學第一學	化學、熱帶農學第三學	農學、熱帶農學第四學	農藝化學第一學	農藝化學第一學
農學、熱帶農學第二學	農藝化學第三學	植物病理學	應業用菌學	應業用菌學
農藝化學第二學	畜產學	農產製造學、製糖化學	農業工學	農業工學
昆蟲學、養蠶學				
醫學部	解剖學第一學	解剖學第二學	生理學第一學	生理學第二學
生化學	病理解學	細菌學		

職員は現在三〇七名で學生數は左表の如くである。

(昭和十一年四月現在、本は本島人)

種別	文政學部				理農學部				醫學部	合計
	哲學科	史學科	文學科	政學科	學生科	物理化學科	農學科	農藝化學科		
内地人	1	4	2	3	4	5	2	3	2	21
本島人	1	4	2	3	4	5	2	3	2	24
計	2	8	4	6	8	10	4	6	4	45
大學生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
學院學生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
選科生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10

備考 大學生三名中一名本島人、選科生二名中一名朝鮮人である

大學附屬圖書館は藏書冊數昭和十年度末に於て洋書十五萬八千五百二十二冊、和漢書十八萬四千五百五冊に上り、昨年度に比し合計に於て一萬九千三百八十一冊を増加してゐる。

附屬農場は第一農場、第二農場に分かれ、第一農場は總面積二萬三千二百餘坪、第二農場は一萬四千六百餘坪、何れも大學の隣接地にあり、理農學部農學科學生及び附屬農林専門部の生徒の實習に共用してゐる。此の外植物學研究上に中央研究所林業部の設備を使用することとなり、又熱帶果樹學授業參考用並に學生實習用として、果樹苗圃を設置し、各種熱帯及び亞熱帯產果樹の種類を育成中である。

第八節 盲啞教育

本島に於ける盲啞教育機關は、臺南と臺北の二盲啞學校である。前者は初め臺南慈惠院の附屬事業として經營され、大正四年七月、先帝御大典記念事業として之れを獨立した私立學校とし、修業年限三年乃至五年、同院被救護者中の盲啞生其の他に對し、普通學と鍼治、按摩、彫刻、指物等を教授し來つたが、十一年五月から州立となつた。後者は私立であつて臺北市開業醫木村謹吾氏の經營するところであつたが、昭和三年度から臺北州立となつた。何れも大正十三年から普通科の修業年限を六年とした。

(昭和十一年四月末現在)

學校名	學級	職員	員生	徒	前年度卒業者
州立 臺南盲啞學校	八		一三	一三六	二六
州立 臺北盲啞學校	八		一〇	一五二	三三

第八章 教育

第九節 幼稚園

本島に於ける幼稚園は、明治三十八年四月一日を以て設置された臺北幼稚園に始まる。其の經費は地方税の支辨であつたが、四十年三月に至り一旦之れを廢止した。然るに大正九年十月地方制度改正に際し、公立幼稚園設置に關する制度設定の必要を認め、同十年五月を以て臺灣公立幼稚園規則の發布となつた。又其の私立に係るものは同十一年六月發布の私立學校規則に依ることとなつて居る。昭和十一年四月末の狀況は左の如くである。

公立幼稚園 私立幼稚園 計	園 數	組 數	職 員		園		外 國 人
			内地人	本島人	内地人	本島人	
公立幼稚園	二五	二五	一六	一〇	四六	八九	三〇
私立幼稚園	七五	一〇九	七九	四二	一七四	一八九六	一
計	一〇〇	一三四	九五	五二	二一〇	二七三六	一

第十節 私立學校

一 學校 私立學校に關しては、明治三十一年一月私立學校設置廢止規則を定め、其の設立廢止の都度、所定の事項を具し總督の認可を受けしめることとし、從來外國人の設立に係る宗教學校は勿論、爾後新設さるべき各種學校も亦此の規則に依らしむることとした。然るに此の規則は、當時の事情から單に設置と廢止に關する手續を示したに止まり、其の他に及ばなかつたが、爾來其の設立を出願する者が少くないや

うになつたので、之れが監督取締を必要とするこゝとなつた。仍て同三十八年十一月私立學校規則を定め翌年四月一日から之れを實行し、學校の設備維持の方法が此の規則に該當しない時には濫りに設立の認可を與へないといふことになつた。後大正八年の教育令に依つて、臺灣に於ける臺灣人の教育は凡て同令に據ることとなり、唯同令施行の際に現存した私立學校のみは當分従前の例に依り開設を認むることとなつたが、十一年新教育令の公布となり、同年六月新に私立學校規則を定めた。現に同規則に依れる學校の狀況を示せば次の如くであるが、學科目・程度等區々で實業補習學校を除く外は孰れも公立學校に類するものと謂ふべきものである。
(昭和十一年四月末現在)

中學校に類するもの 高等女學校に類するもの 實業學校に類するもの 實科高等女學校に類するもの 簡易なる高等普通教育を爲すもの 實業補習學校 實業補習學校に類するもの 宗教教育を爲すもの 其他	校 數	學 級 數	職 員 數	生 徒 數
計	三	三三	一九	五三三
中學校に類するもの	四	二四	四	一三三
高等女學校に類するもの	三	三三	四	一三三
實業學校に類するもの	二	三	二	一〇四
實科高等女學校に類するもの	一	六	一	三八
簡易なる高等普通教育を爲すもの	一	二	三	一〇六
實業補習學校	一	二	二	七八
實業補習學校に類するもの	一	二	二	一八〇
宗教教育を爲すもの	二	八	九	五〇
其他	二	一〇	三	一四

備考 職員中には兼務者を含まず

二 書房 書房とは本島人經營の私塾で、我が舊幕時代の寺小屋に似た、私立學校の一種であるが、改隸當時は一時甚だ衰へ殆んど廢滅に近かつた。然し之れは畢竟騷擾動搖の時代に於ける一時的の現象で社會の秩序恢復と共に再び擡頭し、公學校開設の當初には書房在籍の生徒数は、遙かに公學校の兒童數を凌駕する有様であつた。書房の設立者は同時に其の教師を兼ね、修業年限、教科目及び生徒の年齢等は區々一定せず、設備、教授、管理も亦甚だ不完全であつたから、明治三十一年に書房義塾に關する規則を發布し、地方廳をして監督せしめ、教科目の如きも漸次公學校に準じ、成るべく國語と算術とを加設せしむることとした。斯くて地方廳に於ても書房規則を設けて指導監督の任に當り、其の改良進歩を圖つて來たが、漸次減少の傾向にある。大正十一年教育令の改正に伴ひ同年六月發布の私立學校規則に依ることとなつた。昭和十一年四月末日現在の書房數八四、教員數一二七名、生徒數三、四〇四名（内男二、七三三名、女六七一名）

第十一節 出版物

一 教科用圖書 新領土の教育には、直ちに母國の教科書を用ふる事の出來ぬ事情あるは勿論のこと、自ら新領土に適應すべきものであらねばならぬ。故に其の編修は遠く明治二十八年本島教育施設創始の日から著手した事業であるが、當時は焦眉の急に應ぜんが爲め、中には内地小學校教科書に臺灣語の對譯を施したものを以て教科用書としたものもあつた。後教育系統漸く其の緒に就いた三十四年四月を以て總督府教科書編修職員官制を發布し、其の職員をして専ら教科用圖書編修のことに當らしめ、別に定むる所の審査委員の審査を経て發行供給することとしたが、現在では其の職員を總督府官制中に移し、編修官二名

（奏任）編修書記三名（判任）屬一名を以て此の事に當らしめてゐる。今日總督府で發行してゐる教科書及び教授用参考圖書は二百六十三種である。是等の圖書は各州廳の指定圖書販賣人に拂下げ、定價を以て需要者に供給することとなつて居る。

二 其の他の圖書類 其の他の編纂圖書類中特記すべきものには先づ民曆がある。本島の現状では、神宮神部署發行の略本曆を遍く使用せしむることは不可能であり、且つ島民の多數が對岸から輸入する支那曆又は民間雜曆を常用するときは、爲に迷信邪說其の間に生じ延いて我が治化の上にも影響するものがある。故に總督府では大正三年以來略本曆を參酌して臺灣民曆を編修し、臺灣神苑會に原稿を下付して發行せしめてゐる。民曆は内地と經緯度の相違に伴ふ時刻季節を本島の實際に合せ、尙本島人の生活に必要な陰曆をも對照し、目下の民情を顧みて特に害の無い限り舊慣俗說の一端をも擧げ、以て民間曆又は支那曆使用の防遏に努めて居る。之れは勿論過渡時代に處する一方法で、略本曆の普及に入るべき階段に過ぎぬ。此の外日臺大辭典の改訂がある。これは明治四十年に發行したものを修補して完璧たらしめようとするものである。

第十二節 其の他の教育施設

一 教員及視學の講習會 總督府は明治三十七年以來、毎年小學校教員のために各種の講習會を開催し來つたが、地方制度改正の結果、大正十年以降地方に關するものは、各州廳又は郡市等に於て夫れ々適切な講習會を開き、總督府に關するものは學租財團（別記）がその經費を支辨して、從來通り之れを續行して來た。ところが十三年からは學租財團組織變更の結果、從來總督府開催の講習會は臺灣教育會が同團か

ら經費の補助を受けて行ふことゝなつた。又昭和二年度から特に實科教育の振興を圖る爲、國費を以て六箇月間の長期農業教員講習會を開催することゝなつた。視學の講習は、大正十年度より所要經費を國庫豫算に計上し、爾後毎年度一回全島州廳郡市視學を臺北に集めて講習會を開催してゐる。

二 臺灣教育會 本島の教育會と稱すべきものは、明治三十年臺南に設けられたのに始まり、後臺中にも其の設けがあつたが、何れも數年にして解散し、現在の教育會は明治三十四年三月の設立に係るもので、即ち當時本島の教育に關係ある有志者が、國語學校に會して國語教育研究會を起したのが抑も今日の教育會の濫觴である。同會は一度び國語研究會と改稱し、後更に規模を擴張して現名を冠するに至つたもので、現在全島に互り會員約八千九百名を有する社團法人で、會費及び學租財團其の他の財團からの補助に依り、學校教育、社會教育のために各種の事業を行ひつゝある。是迄實施せる事業は左の如くである。

一、毎年二月一日臺北州下芝山巖に於て本島死亡教育者の祭典を行ふ。芝山巖は本島改隸の當初兵馬倥傯の際、時の學務部長伊澤修二氏を助け萬難を排して現代教育の基を拓き、遂に匪徒の兇刃に墜れたる部員棋取道明氏等六氏殉職の地であつて、今は六氏並本島教育功勞者四百五名を合祀する靈域である。

一、通俗教育普及の目的を以て活動寫眞を利用し、島内各地及び對岸に於て通俗教育講演會を開催す。

右目的の爲に本島内に於ける宗教、教育、産業、通信等に關する諸施設は勿論、内地の名所舊蹟及び現在の重要題材を撮影し、其の種類百餘種に及ぶ。

一、大正九年以來教育勅語記念日をトシ毎年本島に於ける教育功勞者を表彰す。

一、全島教育者の爲め學事講習會を催す。

一、各州廳から選出した兒童及び國語練習會員を集め、毎年一回全島國語演習會を開催し國語獎勵の一端に資す。

一、各州廳教育會の社會教育施設援助の爲め毎年補助金を交付す。

一、大正十一年度中新に映寫機を購入して各州廳に分與し、後は絶えずフィルムを貸與し、管下到處に映寫せしめ目的の達成に資す。

一、昭和二年以來毎年一回秋季に於て臺灣美術展覽會を開催し、美術の獎勵發達に資す。

一、昭和六年以來私立臺北女子高等學院を經營し本島女子教育の向上に寄與しつゝあり。

一、會の機關として月刊雜誌「臺灣教育」を發行し、教育上の研究調査意見等を掲載して會員に頒布す。

一、時々教育上必要な圖書を編纂刊行す。

三 學租財團 支那政府時代の教育機關として儒學と書院なるものがあつて、各々財産を有し其の收入を以て經費に充て、來た。改隸當時一旦地方廳に於て之れを管理したが、明治三十四年十二月に至り學租財團の名義の下に之れを總括し、直接總督府の管理となし、更に大正十二年七月財團法人學租財團と改稱して公益法人となつた。而して本團は毎年臺灣教育會に補助金を交付して本島に於ける教育の普及向上を助成する爲め各種の教育的施設を爲さしめてゐる。

四 恩賜財團臺灣濟美會 大正十二年四月 今上天皇皇太子にましましし時本島に行啓あらせられ、社會事業及教育獎勵の思召を以て御内帑金拾萬圓を下賜せられたのを特別基本金として永久に保有し、それから生ずる收益其の他の收入を臺灣教育會に補助して各種の事業を執行せしめてゐる。

五 恩賜財團臺灣獎學會 大正十三年一月二十六日 今上天皇御成婚に方り、本島兒童獎學の思召を以て御内帑金六萬圓を下賜せられたので此の優渥なる聖恩を無窮に傳へん爲め設立され、恩賜金は之れを特別基本財産として永遠に保存し、よつて生ずる收益其の他の收入を以て事業を執行してゐる。事業としては從來聖旨に基いて兒童教育獎勵の爲め各州及廳へ獎學金を配賦し、州及廳では此の聖旨を

奉戴して夫々事業を施行して来たが、昭和三年度から其の方針を變更して公學校卒業の兒童を目標とする補習的讀物を出版することとし、臺灣少年讀本第一編を出版し臺灣教育會に廉價で頒布させたが、更に昭和四年度からは第二編以下を臺灣教育會で出版させることに改め同會へ毎年助成金を交付して居る。

六 久邇宮殿下御下賜教育獎勵資金 大正九年十月 久邇宮邦彦王殿下の御渡臺に方り特に本島教育獎勵の思召を以て資金貳千圓を下賜されたので、總督府は同十一月二十六日之を基として久邇宮殿下御下賜教育獎勵金を造成し、更に財團法人學租財團から壹萬圓を助成して基本金を壹萬貳千圓となし永遠に保存し之から生ずる利子に依つて事業を執行して居る。

毎年一回本島教育に關する問題を發表して島内の學校教員並視學中から之が研究論文を募集して審査の結果を公表し、優良なる者には賞狀及賞金を授與して教育職員の研究を獎勵し教育の改善進歩に資して居る。

七 總督記念財團 佐久間財團は大正七年九月、佐久間總督の臺灣に於ける功績を記念する爲、獎學慈善並救恤、表彰等の事業を行ひ、尙同總督の記念碑を建立する目的を以て設立せられ、資金拾萬圓を有し、之れより生ずる利子毎年約四千圓を以て本團の事業費となし、學術優秀、品行端正にして修學の資なき學生、生徒に對し學資を貸與し、或は學術研究の資料として最も適切なる圖書を購入し全島の各圖書館に寄附する等、獎學事業を爲して居る。

安東財團は大正七年九月、安東總督の功績を記念する爲、教育に關する事業を爲す目的を以て設立せられ、資金四萬圓を有し、之れより生ずる利子毎年約千六百圓を以て本團の事業費となし、學資金貸與或は補助金給與を爲す等、教育に關する事業を爲しつゝある。

明石財團は、故臺灣總督、臺灣軍司令官、陸軍大將正三位勳一等功三級男爵明石元二郎の祭祀並三板橋瑩域の維持に關する事業を爲す目的を以て、大正十年五月十九日に設立せられ、基金壹萬五千圓を有し、之れより生ずる利子約六百圓を以て毎年十月二十六日三板橋瑩域に於て墓前祭を執行する外瑩域維持上必要の事業を爲して居る。

田財團は田總督の臺灣に於ける功績を記念する爲、體育の獎勵を爲す目的を以て、大正十五年十一月に設立せられ、資産金五萬圓を有し、之れより生ずる利子約貳千圓を臺灣體育協會に補助し體育の向上に盡して居る。

内田財團は内田總督の臺灣に於ける功績を記念する爲、體育獎勵に關する事業を爲す目的を以て、昭和三年六月二十五日設立し、基金壹萬五千圓を有し、之れより生ずる利子約六百圓の内毎年五百圓宛を臺灣體育協會に補助し、本島體育界向上發展の助長に盡瘁して居る。(伊澤財團は第九章社會教育の部に詳細記述)

第十三節 教育費

一 教育費の負擔區分 本島に於ける教育費は國庫、州又は廳地方費、市街庄費の各經濟で負擔して居るのであるが、其の負擔區分は内地の例と異なる所があるから左に之を摘記する。

- 1 公立の幼稚園、盲啞學校、小學校、公學校及び實業補習學校の職員の俸給及び諸給與は州又は廳地方費の負擔で、其の他の經費は設立者たる州、廳地方費、市街庄、市街庄組合の負擔である。
- 2 公立の中學校、高等女學校及び實業學校の職員の俸給は國庫の負擔で、其の他の經費は設立者たる

- 州又は廳地方費の負擔である。
- 3 高等學校、專門學校、師範學校及び大學の經費は全部國庫の負擔である。
- 4 以上の外圖書館、博物館等の經費は各其の設立者たる國庫又は各公共團體の負擔である。
- 二 昭和十年年度教育費 昭和十年年度の教育費豫算は國庫、州又は廳地方費、市街庄費を合して經常費一七、六八八、五七三圓、臨時費五、八六一、一〇六圓、合計二三、五四九、六七九圓、其の内譯は次表の通り。

種目	國庫		州又は廳地方費		市街庄費		合計	
	經常費	臨時費	經常費	臨時費	經常費	臨時費	經常費	臨時費
大學	一、四八〇、七九	六七、七六					一、四八〇、七九	六七、七六
專門學校	八〇六、一〇五						八〇六、一〇五	
高等學校	三、〇一、一〇〇						三、〇一、一〇〇	
師範學校	七六、二七七						七六、二七七	
中學	五五、六五三		三、七〇、九九	四、九五、七六			三、七〇、九九	四、九五、七六
高等女學校	五、六、九〇三		二、七、八七	九四、一四三			二、七、八七	九四、一四三
實業學校	四、五、六〇六		三、四、九六二	二、六、七、九八			三、四、九六二	二、六、七、九八
			一、四〇、五七	一、五、四九元			一、四〇、五七	一、五、四九元
			三、八〇、五三	一、五、四九元			三、八〇、五三	一、五、四九元
合計	一、四八〇、七九	六七、七六	一、四八〇、七九	六七、七六	一、四八〇、七九	六七、七六	一、四八〇、七九	六七、七六

種目	國庫		州又は廳地方費		市街庄費		合計	
	經常費	臨時費	經常費	臨時費	經常費	臨時費	經常費	臨時費
實業補習學校			一、五、三、一七	一、八、五、三	四、三、〇、一四	二、八、五、九三	三、〇、七、七	一、〇、四、三、四
小學			三、八、二、七五	一、〇、七、〇〇	七、〇、二、二	六、三、一、八八	一、七、六、八、一八	六、九、四、一、八一
公學			五、六、一、三、七〇	二、一、五、八五	四、〇、一、九、八六	八、七、三、五、六三	八、一、五、一、三、六六	二、六、〇、〇、七、六三
盲啞學校			四、一、五、八四	二、七、九、五三	一、五、九、一、八七	一、六、八、七、一、六二	四、一、五、八四	二、七、九、五三
幼稚園			一、一、八、〇〇		六、六、三、三	四、九、一、四	二、八、二、三五	九、一、六、五
圖書館	四、三、三、四		三、三、五、五三	一、〇、六、〇	三、三、〇、九六	二、六、八	一、三、八、八、五三	一、三、八、八、五三
博物館	一、三、五、七		一、五、二、二六		二、四、一一		三、一、二、四	
社會教育費			三、六、八、〇、八五	一、三、二、四、五	一、三、六、〇、一〇	一、八、一、三、八	一、〇、五、八、〇、一一	六、九、四、〇、八七
其他	一、二、七、八、六	三、三、八、八	二、〇、九、七、三	二、四、二、三、七	八、四、七、三、七	二、一、四、二、〇	五、九、六、八、四、五	五、六、八、九、一、五
計	四、九、九、八、三、七九	一、三、二、六、六、五三	八、三、〇、三、三、八	七、六、四、七、二四	二、六、三、三、七、五	二、三、九、六、六、五	一、七、六、八、五、七、三	五、八、一、一、〇、六、二、三

備考 一、州又は廳地方費の欄中、右は州費、左は廳地方費なり
 二、市街庄費中、右は市費、左は街庄費なり

三 歳出總額に對する教育費の割合

區分	國庫		州又は應地方費		市街庄費		計	
	歳出總額	教育費 比百分	歳出總額	教育費 比百分	歳出總額	教育費 比百分	歳出總額	教育費 比百分
昭和七年度	九六,三三三,五八六	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	七,八三三,三三三	二,六八七,五八六	三,六八七,五八六	二二,一六六,八八八	二,一六六,八八八
同八年度	一〇〇,七七三,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	七,八三三,三三三	二,六八七,五八六	三,六八七,五八六	二二,一六六,八八八	二,一六六,八八八
同九年度	一〇〇,七七三,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	七,八三三,三三三	二,六八七,五八六	三,六八七,五八六	二二,一六六,八八八	二,一六六,八八八
同十年度	一〇〇,七七三,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	七,八三三,三三三	二,六八七,五八六	三,六八七,五八六	二二,一六六,八八八	二,一六六,八八八
同十一年度	一〇〇,七七三,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	七,八三三,三三三	二,六八七,五八六	三,六八七,五八六	二二,一六六,八八八	二,一六六,八八八
平均	一〇〇,七七三,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	七,八三三,三三三	二,六八七,五八六	三,六八七,五八六	二二,一六六,八八八	二,一六六,八八八

四 教育費總額に對する負擔區分別割合

區分	教育費總額	負擔區分別金額			總額に對する割合		
		國庫	州又は應地方費	市街庄費	國庫	州又は應地方費	市街庄費
昭和七年度	一六,二八九,八三八	四,八〇〇,〇〇〇	七,八四二,三三三	三,六八七,五八六	二九,五九	四八,一四	三三,二七
同八年度	一六,七三〇,〇〇〇	四,八三三,三三三	七,八三三,三三三	三,九八五,三三三	二九,二七	四六,九〇	三三,八三
同九年度	一八,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	八,三九一,三三三	四,五九三,〇〇〇	二七,九七	四六,五五	三三,四八
同十年度	二一,六四一,四〇〇	五,八三九,五三三	九,一七九,〇三三	六,二四五,二〇四	二七,四六	四三,一七	二九,三七
同十一年度	二二,五四九,六七九	六,三三三,〇三三	一〇,〇四三,〇七七	七,一九一,五七〇	二六,八一	四二,六五	三〇,五四
平均	一九,七〇六,四一一	五,三三三,四九九	八,六五九,六九六	五,二八五,二一六	二六,〇八	四三,一七	二六,七五

第九章 社會教育

第一節 臺灣の社會教育の目標

臺灣に於ける社會教育は國民資質の向上と社會の進歩、改善とを圖らんとするもので、特に左の六項に重點を置く。

- | | | |
|---------------|------------|---------|
| 1 國民精神の涵養 | 2 國語の普及 | 3 情操の陶冶 |
| 4 職業に關する知能の啓培 | 5 公民的精神の養成 | 6 體位の向上 |

第二節 主なる社會教育團體

一 社團法人臺灣教育會

本島は臺灣教育の普及改善を計るを以て目的とし、事務所を臺北市龍口町一丁目一番地教育會館内に置き、總督府の教育方針に遵つて學事の獎勵及社會教育に關する事業を遂行しつゝある。

社會教育部に於ける昭和十年度中の實施事業は左の如くである。

1 臺灣美術展覽會 一は本島關係作家の切磋發奮の機會とし、一は美術趣味の普及により島民の生活に潤あらしむるを目的として開設せられたるもので、昭和十年度に於ては第九回臺灣美術展覽會を臺北市内教育會館に於て開催した。本年は恰も始政四十周年記念臺灣博覽會の開催あり、本展覽會を盛大に且つ意義

第二節 主なる社會教育團體

あらしむる爲め特に會期を延長し、審査員には藤島武二、梅原龍三郎、荒木十畝、川崎小虎の四氏を招聘し、島内より鹽月善吉、郷原藤一郎の二氏を委嘱した。狀況左の如し。

入選書 九拾九點(東洋書 三十五點 西洋書 六十四點) 會期 二十日間(自十月二十六日至十一月十四日)

入場者 參萬壹千九百貳拾貳人 入場料 參千四百四拾參圓七拾六錢

2 全島國語演習會 昭和十一年一月十八日臺中市明治小學校に於て第二十二回全島國語演習會を開催した。出演者は各州廳より選抜したる公學校兒童一三名、國語講習所生徒三二名、男女青年團員四六名、其他公學校卒業生等一九名、合計一一〇名、其の他番外出演者は明治小學校生徒外四三名である。

3 講習會、講演會

(1) 講習會 本島社會教育の振作徹底を期する爲、左の通り講習會を開催した。

會名	會場	講習員	會期	科目	講師
青年訓練所 指導者講習會	歩兵第一聯隊	青年訓練指導者	七月二十三日ヨリ 三日ヨリ	青年訓練ノ理論及實際	門脇少佐 外數名
女子青年團 指導者講習會	臺北女子 高等學院	女子青年 團指導者	八月二十五日ヨリ 六日間	女子青年指導法及 精神の涵養	今村完道 外數名

(ロ) 講演會 一般民衆教育の一施設として左の諸氏に依頼し講演會を開催した。

月日	演題	講演者	會場
四月十六日	日本精神	高知尾誠吉	總督府
五月十日	無題	西田天香	同
九月十六日	教育講談	邑井貞吉	同
一月十七日	大衆文藝	新居格 <small>(外二名)</small>	同
二月廿八日	廿世紀ノ進展趨勢	椎尾辨匡	同

4 國語の普及獎勵

(1) 國語普及ラヂオ放送 前年に引續き毎月四回國語普及ラヂオ放送を實施し、臺北、新竹兩州管内は臺北放送局より、臺中州は臺中放送局より、臺南州、高雄州は臺南放送局より、國語講習所生徒、男女青年團員をして放送せしめ、出演者に對しては旅費を補助した。

(ロ) 國語普及功勞者表彰 二月十一日紀元節に際し全島國語普及功勞者十名を選び之を表彰した。

(ハ) 愛語章交付 國語普及獎勵の趣旨を以て愛語章三千個を製作し、國語講習會に於ける成績優秀なる者其の他に愛語章を授與することとし、本年は其の第五回目を昭和十一年一月開催せる第廿二回國語講習會出演者に交付した。

5 優良社會教育團體獎勵金交付 二月十一日紀元節に際し優良社會教育團體十二團體に對し獎勵金六〇〇圓を交付した。

6 社會教育施設補助 本會の目的とする社會教化事業に對し各州廳施設費として、臺北州、新竹州、臺中州、臺南州に各八百圓を、高雄州に七百圓、臺東廳に四百圓、花蓮港廳に三百圓、澎湖廳に二百圓を補助した。

7 青年讀物の刊行 本島男女青少年に對する指導並に國語普及の目的を以て國語講習所生徒には「國光」を、青年教習所、公民講習所等の青年輔導教育を受くる者には「黎明」を、青年團員には「薰風」を夫々その目的に従ひ編纂刊行し、廣く此等の人々に購讀せしめた。何れも月刊とし其の發行部數左の通りである。
「國光」 每號 壹萬參千部 「黎明」 每號 五千參百部 「薰風」 每號 五千參百部

二 臺灣教化團體聯合會

昭和九年三月一日設立、事務所を總督府文教局内に置き、社會教化事業の促進と教化機關の聯絡統制を圖るを目的とし、各州廳單位の教化團體並に其の他の團體を以て組織す。總督を總裁に推戴し、總務長官を會長、文教局長を副會長に推し、評議員、理事、監事若干名を置く。其の主なる事業左の如し。

- 一、教化機關の聯絡提携を圖る
- 二、教化事業に關する調査研究をなす
- 三、教化事業の獎勵助成をなす
- 四、教化事業に關する施設を講ず
- 五、教化に關する印刷物を發行す
- 六、其の他目的達成上必要なりと認めらるる事業

三 財團法人臺灣體育協會

大正九年十一月二十五日設立、事務所を總督府文教局内に置き、國民體位の増進と、健全なる精神の涵

養を圖るの理想下に體育の指導獎勵を爲す。總務長官を名譽會長に推し、理事、幹事若干名を置き、總務、陸上競技、硬式庭球、軟式庭球、野球、水泳、相撲、球技の八部に分ち、各大會の開催、講演會、練習會、内地體育大會に對する選手の派遣等を行ひ、積極的に目的の達成に努む。

四 各地方的社會教育團體

1 教育會 地方に於ける社會教育團體として各州、廳、郡、市に教育會あり、何れも同地方教育の普及改善を計るを以て目的とし、事務所を州、廳、郡・市役所内に置き、各種の講習、講演、其の他社會教育の進展を期しつゝある。

2 臺北州教化聯合會 臺北州に於ては大正十四年六月十七日健全ナル國民健全ナル公民タルノ修養ヲ積マシムルを目的として創設せる同風會の活動に依り、社會教育の進展を圖り來たつたが、州勢の實情に鑑み昭和六年十二月、州訓令を發布し臺北州教化聯合會として組織の變更をなし、左記綱領に依つて大衆の教化に従事しつゝある。

- イ 國體觀念を明にし國民精神の作興に努む
- ロ 國語の普及に努め郷風の醇厚を圖る
- ハ 生活の改善を圖り國力の培養に努む

3 新竹州同光會 大正十一年一月寄附金壹千圓を以て財團法人新竹州庚申會を組織し、事務所を州廳内に置き、教育の普及、社會教化、國語普及、社會事業の獎勵團體としての事業に活動し來たつたが、昭和四年六月之を新竹州同光會と改稱し、主として社會教育團體となつた。

4 臺中州教化聯盟 昭和八年三月創設し事務所を州廳内に、各郡に支部を置き、各種社會教化、教育連絡、指導の機關として月刊雜誌の刊行、國語習練用本の刊行、各種講演會等大衆教化のため貢獻をなしつゝある。

5 臺南州共榮會 大正十四年十月三十日創設し、事務所を州廳内に置き、文化の向上、社會の改良を圖り、以て健實なる民風を作興するを目的とし、其の主なる事業次の如し。

- イ 民風作興に關する事業
- ロ 國語普及に關する事業
- ハ 體育獎勵に關する事業
- ニ 社會改良に關する事業
- ホ 救恤慈善に關する事業
- ヘ 其他本會の目的を達するに必要と認めたる事業

6 高雄州教化聯合會 昭和九年五月二十五日創設し、事務所を州廳内に置き、州下郡市の教化聯合會並に其の他の教化團體を以て組織し、社會教化事業の促進並に教化機關の聯絡統制を圖るを目的とす。其の主なる事業左の如し。

- イ 教化機關の連絡提携を圖る
- ロ 教化事業に關する調査研究をなす
- ハ 教化事業の獎勵助成をなす
- ニ 教化事業に關する施設をなす
- ホ 其他本會の目的達成上必要なる事業

第三節 社會教育獎勵團體

一 恩賜財團臺灣教化事業獎勵會 本會は大正十四年五月十日 大正天皇御結婚滿二十五年の御祝儀に方り、臺灣に於ける教化事業獎勵の思召に依り御内帑金五萬圓を下賜せられたので、此の優渥なる御聖旨を無窮に傳へんが爲め設立したるもので、恩賜金は之を特別基本財産と爲して永遠に保存し、之より生ずる收益貳千圓其の他の収入を併せて事業を執行しつゝある。

事務所を臺灣總督府内に置き、會長に總務長官を、副會長に文教局長を推し、理事若干名を置く。

昭和十年度中、臺灣教育會に對し、補助金壹千貳百圓を交付して左の事業を委託實施せしめた。

- 1 優良教化團體表彰
- 2 國語普及功勞者表彰
- 3 巡回指導員派遣
- 4 優良女子青年を内地に於て開催の女子青年指導者講習會に派遣
- 5 青年訓練講習會の開催

二 恩賜財團臺灣濟美會 本會は大正十二年四月、今上陛下、皇太子殿下にましまし時本島行啓の盛儀に方り社會事業及教育獎勵の思召を以て、御内帑金拾萬圓を下賜せられたので、此の優渥なる聖旨を無窮に傳へんが爲め設立したるもので、恩賜金は之を特別基本財産として永遠に保存し、之より生ずる收益五千圓其の他の収入を以て事業を執行しつゝある。

事務所は臺灣總督府構内に置き、會長に總督を、副會長に總務長官を推し、外に理事若干名を置く。昭和十年度中臺灣教育會に對し、補助金參千六百圓を交付し左記事業を委託實施した。

- 1 實科教育獎勵金交付
- 2 社會教育講習會開催
- 3 女子青年指導者講習會
- 4 内地の教化講習及教化會議に派遣旅費補助
- 三 財團法人伊澤財團 伊澤元總督の記念財團で、昭和三年六月設立、同化輯睦の目的とし資金四萬七千圓あり、昭和十年度にあつては、資金より生ずる利子中金壹千五百圓を臺灣教育會に補助し、國語普及ラヂオ放送、全島國語演習會を開催せしめた。

第四節 全島社會教育施設

本島に於ける社會教育施設の主なるものは、國語普及に於ては國語講習所、簡易國語講習所で、青少年

教育に於ては男女青年團、少年團、青年訓練所の外、初等教育修了者に對する補習教育即ち青年教習所、公民講習所及び卒業生指導講習會等がある。

公民教育に於ては部落振興會を中心として教化活動を爲してゐるが、此の外倫理運動團體の教化施設として修養團、乃木講等があり、宗教團體の教化施設として日曜學校、青年會、婦人會等がある。

圖書館事業も相當の普及發達を見つゝあり、教育的觀覽施設として博物館、動物園、植物園、商品陳列館等あり、又各種學會、協會、公園、運動場、プール、音樂會、活動寫眞、ラヂオ及びレコード、唱歌、民謡等の各種教化的施設も相當の數に上り何れも夫々の機能を發揮して居る。

一 國語普及施設

島民に國語を習得せしむることは國民精神の涵養と文化の向上に資するばかりでなく島民の福利を増進する所以であつて、本島統治の根幹をなす最も重要な事項である。故に本府に於ては昭和八年國語普及十年計畫（昭和八年以降十箇年間に國語解者を五〇%となす計畫）を樹立し、市街庄に國語講習所を設立せしめ、國庫は之に對し補助の途を講じ、昭和十一年度は三十六萬圓を計上助成することゝなつてゐる。而して之に入所する者は凡そ十二歳以上二十五歳以下の國語を解しない青年男女を主として、一箇年百日以上通年的に、國語を中心とする簡易なる國民教育を施すものであるが、州市街庄も之に要する經費を支出して助成の方法を講じてゐる。近時島民も亦本府の奨勵と相俟つて、國語を解せないことを恥辱であるとして、老幼男女を問はず國語學習に努力してゐる現狀であるので、今後は公學校に入學し得ない兒童は勿論七十歳以下の成人は男女を問はず、悉く國語講習所に入所せしめて國語を學習せしめ、尙國語講習

所も各部落に設置せしむるを理想とし、將來此の理想に向つて奨勵をなす計畫である。

部落に於ては尙右の國語講習所以外に、農閑期等を利用し簡易國語講習所を設け、三箇月乃至六箇月を一會期として國語學習に努めてゐる。其の經費は地方民の負擔としてゐるが、州並市街庄も補助金を交付して助成の途を講じて居る。

而して島民の國語を解する者の割合は、昭和七年度に於ては二二・七%であつたが、昭和九年度に於ては二七%、昭和十一年度に入つては三二・九%に達し、島民の國語解者の著しい増加を示した。

要するに國語普及は、之を學習する所の國語講習所を全島各部落に普く設置して、國語に通じないものを悉く收容する施設をなすと共に、尙國語を習得した者は進んで國語を常用する氣分を醸成することに依つて、初めて國語普及の目的を達するのであつて、將來右の目的に向つて益々國語の普及と常用とに努めんとしてゐる。

國語講習所調

（昭和十一年四月末現在）

州 應 別	國語講習所		簡易國語講習所		計	
	所 數	生徒數	所 數	生徒數	所 數	生徒數
臺 北 州	三六五	二〇八八人	二一〇	四一九三人	四六五	二五〇七四
新 竹 州	三三三	三三、一九七	八九	二、三三〇	四二二	三五、四七
臺 中 州	七九	三八、五八	一九	七〇九	九八	四五、六四七

臺灣南州	高雄州	臺東廳	花蓮廳	澎湖廳	計
288	208	8	33	22	1109
23,269	16,665	110	11,011	8,236	25,798
26	133	26	1	9	64
5,256	5,433	245	1	300	2,475
484	331	36	33	20	258
28.55	33.87	5.55	11.01	1.44	15.05

國語解者調

年度別	公學校 教育所生徒數	同上 卒業者累計	國語普 生徒數 及施設	同上 修了者累計	合計	本島人人口	國語解者 百分比
昭和七年度	29,076人	56,366人	4,381人	34,577人	103,941人	496,870人	23.7%
同八年度	37,309	39,566	5,893	55,611	118,509	462,274	24.5
同九年度	35,377	49,018	9,553	40,366	127,744	475,197	27.0
同十年度	38,290	46,743	11,041	47,426	145,140	482,288	29.7
同十一年度	48,592	50,741	15,043	54,477	164,033	490,138	33.9

二 青少年團體

青少年團體には青年團、女子青年團、少年團があり、青年團は昭和五年九月總督府訓令第七十二號青年團體設置標準に基づき、青年をして専ら心身を修練し、以て忠良なる國民たるの資質を育成せしむるを以て本旨とし、國民精神の涵養に留意して品性の向上に努め、公共心を振作して公民たる性格を陶冶し、公事に奉仕するの風を熾ならしめ、自律的精神を培養して創造の風を剛致せしめ、尙實際生活に必須なる知識技能を研磨し勤儉質實の風を奨め、體育を重んじ健康を増進し、以て國民體質の改善を圖らんとするものである。設置區域は小公學校通學區域若しくは部落區域とし、設置區域内に於ける初等教育修了者にして、年齢二十歳未満の者を以て團員とし、役員には團長、顧問及指導者を置く、經費は團員の勤勞收入を以て之に充當するを原則として居る。

少年團に關しては未だ之が基準となるべき法規の公布なく、少年團日本聯盟の指導方針に依り、多く小公學校に附設して居る。

一 青年團 大正九年地方制度の改正に際し、街、庄長の内地優良町村視察後、著しく其の増設を見るに至つたが、當時團員の年齢、修養の目標等區々に互り漫然としてゐたから、前記の訓令により設置標準の公布を見た。是を以て青年團指導の要項は自ら明かとなり、一に之が適順する所を示したるも、特に國語の向上並に其の普及を計り、併せて産業の開發、郷土の淨化に力め、體位の向上を圖るを目標として各々組織を整へ、内容充實を圖るに至る。其の状況左の如し。(以下數字は何れも昭和十一年四月末現在)

團體數 六三一 團員數 一三、三五五人

二 女子青年團 女子青年團も前者と同じく地方制度改正に際して、街庄長の内地優良町村視察後漸く各地

に其の設立を見るに至り、同訓令の公布によつて増設が促進された。國語の習熟普及に努め、婦徳を涵養し、家事家政の知識技能を授け、産業に立脚して家庭生活の改善を計り、娛樂によつて情操の陶冶をなし、體位の向上を計るを目的とし、何れも健全なる婦人としての資格啓培に精進しつゝある。

團體數 三二二

團員數 九、九五一人

三 少年團 本島に於ける少年團は少年團日本聯盟の規約綱領に依つて設立せられ、何れも學校教育の擴充施設として、皇室尊崇を指導精神とし、作業訓練に依り心身の鍛鍊をなし國民資質の向上を計りつゝある。

團體數 八七

團員數 四、〇八九人

三 青年訓練所

昭和六年十二月二十八日府議決定青年訓練所設立方針に據り、大正十五年勅令第七十號、青年訓練所令及青年訓練所規程に準じて之を設立し、特に内地人青年に對して實施するもので、青年の心身を鍛鍊して國民の資質を向上せしむるを目的とする。昭和七年二月全島十四箇所の開所を見、同年十月何れも訓練所の認定を了した。指導員は普通學科を小學校教員に、職業學科を小學校又は實業學校に於ける實科專攻の教員に、教練を在郷軍人に依嘱し、一週間二日乃至三日（一日の訓練時數約三時間）の訓練をなす。毎月の出席歩合平均九一%で、漸次成績の向上を見るも、尙入所率は該當年齡者の三二%である。

（昭和十一年六月末現在）

所數

二七

生徒數

二、一一八人

四 青年補導教育

初等教育終了者に對する補導教育施設たる、青年教習所、公民講習所、卒業生指導講習等は何れも郷土に立脚して、國語を中心とする公民的教育をなすもので、國民精神の涵養、知識技能の啓培、情操の陶冶、身體の鍛鍊を目標として教育して居る。近年青年期教育の重要性に鑑み之が施設の普及を見るに至つて居る。

青年教習所は臺北州訓令に基いて、市街庄之を設立し、小公學校終了者に對し毎年六十日以上講話、談話、讀書、音樂、體操、舞蹈、娛樂等に付二箇年繼續教育す、主事及指導員は所在地の小公學校教員之に當る。

公民講習所は新竹州訓令に基き市街庄が設立せるもので、青年教習所同様、初等教育の終了者に對し、母校との間に溫き連繫を保ちつゝ補習教育を行ふ。毎年五十日以上、公民科、國語科、珠算及び實業に付二年間講習をなす。其の他の州廳に於ては卒業生指導講習會を各市街庄に設置し、年數回長期及び短期の講習を行ふ。

青年教習所並に公民講習所及び卒業生指導講習會は何れも青年團との深き連繫を保ち、其の修了者をして何れも青年團員たらしめ、連續的に系統ある青年の修養を奨むるもので、本島の實情に適合せる青年教育施設と認められる。

（昭和十一年四月末現在）

青年教育所數

三一

生徒數

一、二九八人

修了者數(十年度中)

一、二二七人

公民講習所數

八九

同

三、二一六人

同

二、一二九人

卒業生指導講習會數

四八八

同

二九、八七六人

同

一九、三四七人

五 公民教育

本島に於ける公民教育は、島民に對する國民資質の完成に専ら意を用ひ、國民精神の涵養、國語の普及常用、敬神思想の涵養、習俗の改良、農事の改善、衛生施設の改良等に主力を注ぎ、其の効果を擧げる爲には市街庄の町竝に部落を單位とし、全部落民全町民の申合に依る活動を実行せしむることが緊要であるので、部落民を打つて一丸とする部落教化活動體を組織せしめて國民資質の向上と完成に努めてゐるが、右の部落教化活動體は其の名稱を多く部落振興會と稱し、其の活動内容は

- (一) 祝祭日に於ける神社の参拜
- (二) 國旗の尊重と掲揚勵行
- (三) 國語の習得常用
- (四) 神宮大麻の奉齋
- (五) 生活改善
- (六) 部落の美化
- (七) 税の完納
- (八) 農事の改良
- (九) 衛生施設の完備
- (十) 交通の整備

等で、之等の事項を町竝に部落民協議の上、部落是若くは部落訓と爲して町竝に部落民一致協力に依る實行に努めてゐる。

右の事項を實行し効果を擧げる爲には、各部落に活動の中心となり指導者と爲るべき人物を部落民中から選定し、其の指導誘掖の下に、申合事項として實行してゐるが、右の指導者に對しては、知事若くは市尹、郡守の委嘱に依り社會教化委員の名稱を用ひてゐる。

尙右の部落單位の教化活動を爲す上には、部落民の集合と指導の中心をなす場所を必要とし、兼ねて國語講習用等に利用する爲め各部落に部落集會所を設置しつゝあるが、部落集會所は部落教化の活動中心場

であるのみならず、更に之に、ラヂオ、新聞等を備へ文化向上と部落民娛樂の中心となりつゝある。

右部落振興會の組織内容は、部落に依り必ずしも同一ではないが、大體に於て家長部、主婦部、青年部等に分れ、各部に部長があり、更に之を統制するために振興會長及副會長があり、又街庄は各部落振興會を統制する街庄教化聯盟を組織して、街庄長が之の統制に當ることとなつてゐる。尙郡にも同様郡教化聯盟があつて、郡守が之の指導と統制に當つてゐる。

要するに、本島に於ける公民教育は、島民大衆悉くを目標として、從來の街庄單位に實行して來た公民教育を部落單位となし、之に人的機關である教化委員と、物的機關である部落集會所とを設置して部落民自らの發意に基き申合に依る實行を促し、之に街庄協議會員、學校、青年團、農事實行組合、警察官等と密接なる連繫を保ち、部落民協力一致の教化活動を促して、精神的教化を中心として島民の日常生活と離るべからざる生活改善、農事改良、衛生施設の普及等島民の生活向上を期し、島民の公民教育を促しつゝある。

右の公民教育の指導方針は極めて最近の施設であるが、極めて急速なる發達を遂げ、全島の各部落に普及せんとする現狀であつて、將來之の指導は、文教局のみならず殖産局、警務局と連絡提携して綜合的指導を加ふる必要の切なるものがある。

部落振興會		社會教化委員		部落集會所	
臺北州	三二七	臺北州	一、九五四	臺北州	一五七
新竹州	一五八	新竹州	二五三	新竹州	一一九
臺中州	九二二	臺中州	一、四七四	臺中州	七六九
臺南州	二二二	臺南州	二二二	臺南州	二一五

高雄州	四三六	高雄州	六八六	高雄州	九七
計	一、〇四五	計	四、七〇四	計	一、三五七

六 倫理運動團體

1、修養團(財團法人) 明治三十九年、同胞相愛流汗鍛鍊の二大目標を掲げて設立せられ、本部を東京市千駄ヶ谷に置く、團長男爵平沼騏一郎氏、主幹蓮沼門三氏。本島に在つては、大正十四年理事の來臺に依り、各地講演並講習會の開催を濫觴とし、爾後引續き實施の結果現在支部十七箇所、終身團員二百餘名、會員五千餘人、更に昭和十一年九月臺灣聯合會の結成を見、團の信條に基き皇國精神の發揚に努め、修養會、向上會、朝起會、講習會、懇談會等を行ひ、總親和、總努力の明るき世界顯現に努めつゝある。

口、乃木講 乃木大將夫妻の忠烈なる事跡を慕ひ、其の精神に則り、報國の至誠を致さんとして、陸軍大將子爵大迫尙敏氏の主唱する所に依り、大正四年二月十一日講元を東京に設立せられ、次いで講社を地方に置き、命日には祭典の執行、講演會、雜誌乃木講友の發行、記念繪葉書並遺訓の頒布等をなして居る。本島に於ては大正十三年二月、内田總督、鈴木軍司令官の賛意を得て臺北に講社を置き、次いで臺中、臺南、埔里にも之を設くるに至り、現在五百餘人の講員を有す。

七 宗教團體の教化施設

本島に於ける宗教團體の教化施設は、近年著しく其の數を増加しつゝありて、其の内容も日と共に漸次充實し、教化的活動も見るべきものがある。

其の主なる事業並狀況次の如し。

- 一、諸會合 大會、總會、例會、各種講習、講演會、談話說教座談會、お伽噺會、花祭、音樂會、體育會、遠足會、聖書及經典講義、修養會
- 一、諸施設 幼稚園、日曜學校、無料宿泊所等の開設
- 一、社會奉仕 貧民救助、慈善事業、貧困兒童學費補助、風俗改善

八 圖書館

大正三年總督府圖書館の創立を始めとして、大正十二年四月、公立私立圖書館規則の公布に依り、漸次地方に公立圖書館の増設を見るに至つた。一般に其の利用充分ならざるため、巡回文庫、圖書館週間、圖書館ニース其の他各種の方法に依り、之が利用を奨励しつゝある。

- 一 總督府圖書館 昭和十年度末藏書冊數は和漢書一一、九七七、洋書一一、六〇〇、計一二三、五七七冊。近年巡回書庫を全島に普及し、又館外貸出を開始して之が活用を努めつゝある。
 - 二 公立私立圖書館 從來公立圖書館は其の數甚だ少かつたが、御大典記念事業として之が設立を見た。又近年社會教育進展と共に多數の公立圖書館設立せられ、其の内容も亦漸次改善されつゝある。
 - 三 臺灣圖書館協會 昭和四年、臺北市に全國圖書館長會議の開かるゝを機縁に、本島圖書館事業の振興を計る主旨を以て設立せられ、圖書館及び圖書に關する調査研究をなし、又會報の發行、研究會、展覽會、講演會、講習會等を開催する。
- 事務所を總督府圖書館内に置き、目下會員百二十餘人である。

圖書館數

(昭和十一年四月末現在)

設立別	州應別			計
	臺北州	新竹州	臺中州	
官立	一	一	一	三
公立	六	七	三	一六
私立	七	七	二	一六
計	一四	一五	四	三三

九博物館

總督府博物館の外、臺中、臺南、嘉義に各公立博物館の外、基隆、臺南、臺東に各公立郷土館があるのみで、其の數に於て將又内容に於て、未だ充分ならざるを遺憾とする。

- 一 總督府博物館 明治四十一年十月、臺北市に開館す。陳列品は臺灣に關する歴史、土俗、動物及地質、礦物並に南洋土俗參考品で一般に無料公開して居る。建物は兒玉元總督・後藤元民政長官の記念建築物である。
- 二 臺中州立教育博物館 大正十五年六月臺中市大正町に設立、陳列品は動物、植物、礦物、物理化學、生理衛生に關する資料及内地、臺灣の地理參考品等。
- 三 臺南州立教育博物館 明治三十五年二月設立、本島に於ける最初の創立に係はるもので、臺南市幸町に

在る。陳列品は教育參考品及動物、植物、物理化學並風俗に關するものを主とし、家庭生活に關する玩具等をも陳列してある。

- 四 嘉義市立通俗博物館 大正十二年四月、嘉義市北門町に設立、動物、植物、風俗及教育參考品等を陳列す。
- 五 基隆郷土館 昭和九年九月設立、基隆市を中心とする歴史に關する資料を主として、土俗、動植物、物産等の參考品を陳列してある。
- 六 臺南市史料館 昭和七年四月設立、臺南市、安平を中心とする歴史に關する資料を陳列してある。
- 七 臺東廳郷土館 昭和十一年四月設立、臺東廳下の蕃族に關する參考品を陳列してある。

一〇 常設的觀覽施設

常設的觀覽施設は動物園、植物園を始め、商品陳列館、衛生參考館等あり、其の狀況左の如し。

- 一 動物園 全島唯一の臺北市動物園は、大正四年二月臺北市圓山町に設置し、島内外の動物、鳥類を蒐集飼育して一般の觀覽に供す。昭和十年四月に於ける飼育種目、點數五二六點、觀覽人員一日平均九九七人を算す。
- 二 植物園 臺北植物園は大正十年一月二十二日の設立に係り、臺灣總督府中央研究所林業部の林業試驗場を之に充つ。島内外、南洋、濠洲其の他各國の林木、花卉を蒐めて殖栽し、地域を庭園式に設計して、一般の觀覽を許すため四時多數の遊覽者あり。
- 三 基隆水族館 昭和十年八月開設せられ、基隆近海に於ける珊瑚、水産動植物を陳列してある。

四 商品陳列館 第二十五章を参照され度い。

一一 各種展覽會

隨時開設せらるゝ各種展覽會は美術展覽會、衛生展覽會、書畫展覽會、商品展覽會、古器物展覽會、菊花展覽會、日用品家具展覽會、國防展覽會、生活改善展覽會等多種多様である。
昭和十年度開設せられたるものゝ内、比較的大なるものは臺灣美術展覽會であるが、同會については前記した。

一二 各種會館

本島に於ける各種會館は、都市及び主なる街庄に近年公會堂の建設を見たるもの多く、又青年團の發達に伴ひ青年集會所の設立せらるゝもの尠くない。其の施設狀況を示せば

公會堂、集會所

(昭和十一年四月)

州 廳 別	會 場 數	總 坪 數	總 收 容 人 員	州 廳 別	會 場 數	總 坪 數	總 收 容 人 員
臺 北 州	三	三九四	一四〇〇	臺 東 廳	一	一	一一〇
新 竹 州	七	一七二	七九三	花 蓮 港 廳	二	二	—
臺 中 州	九	一五九	六四〇	澎 湖 廳	—	—	—
臺 南 州	五	二二六	九六〇	計	三	一〇、七一一	一、五〇〇
高 雄 州	六	一、一五〇	六、四七〇				

一三 各種學會及協會

本島にあつては臺北帝國大學内及び其の他に各種の學會及び協會あり、各々其の目的に向ひ研究調査並教化誘掖に努め、直接間接社會教育上貢獻する所尠くない。其の主なるものを挙げれば次の如し。

臺灣發明協會	臺灣三成協會	善 隣 協 會	臺灣體育協會
臺灣海務協會	臺灣山岳會	臺灣消防協會	臺灣佛教道友會
臺灣遞信協會	臺灣ゴルフ俱樂部	臺灣社會事業協會	史學讀書會
國文講話會	英 文 學 會	漢 文 學 會	臺灣昆蟲學會
化學雜誌會	臺灣地學會	畜產學研究會	數學講話會
物理學講話會	臺灣產業組合協會	臺灣放送協會	心理學講話會
南方土俗學會	教 育 學 會	哲學講話會	歷史講話會
生物學研究會	臺灣化學會	土壤肥料學講話會	熱帶農學會
作物學講話會	園藝學講話會	臺北農林學會	臺灣神職會
臺灣博物館協會	臺灣圖書館協會	臺灣山林會	南瀛佛教會
臺灣救濟團	臺灣水產會	臺灣警察協會	臺灣語通信研究會
臺灣農友會	臺灣獺豫防協會		

第四節 全島社會教育施設

一四 其の他

新聞、雜誌、刊行物	五五種
公園	一三箇所
運動場	三〇箇所
水泳場	三八箇所

二一四

(昭和十一年四月末)

活動寫真 映畫卷數

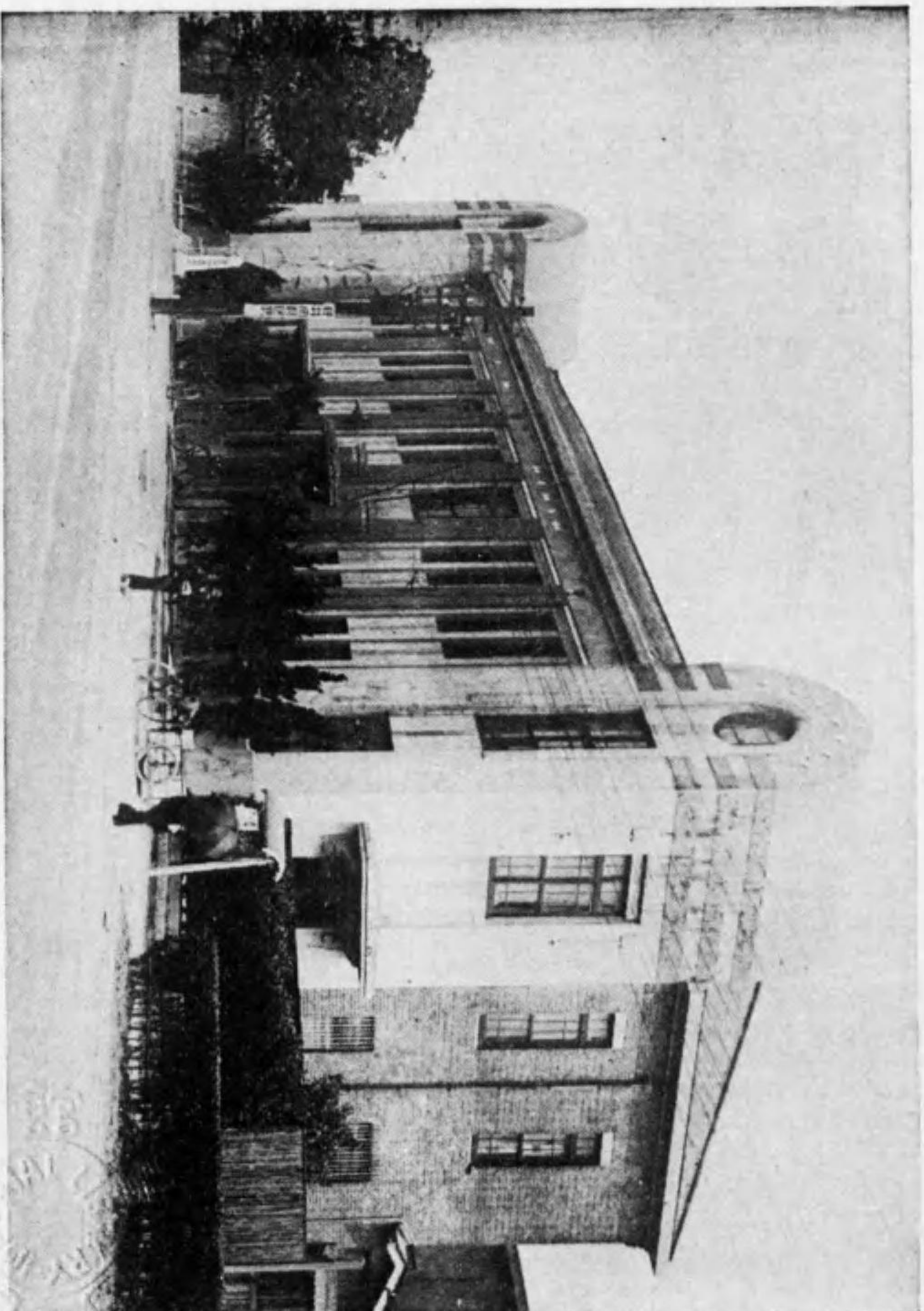
二、〇六四卷

ラヂオ 聴取者數

二〇、六三〇人(十一年九月末)

運動會、競技會(主ナルモノ)

五三回(十年度)



臺北職業介紹所

第十章 社會事業

總 說

本島の社會事業中救貧事業は由來する所頗る遠い。即ち清國政府時代に、或は政府の勸誘に由り、或は地方の縉紳富豪等の義舉に因り、育英堂、養郵堂、養濟堂、普濟堂、義塚其の他種々なる名稱の下に、老人の救養、嬰兒の養育、貞婦の賑恤、窮民の救助等を行ひ來つた。我が領臺當時は、兵馬倥傯未だ此の方面に手を著ける餘裕は無かつたが、漸くにして諸事緒に就き、是等の事業も亦再興の機運熟せるに際し、恰も明治三十二年、英照皇太后の御大喪に當り慈惠救濟資金の御下賜があつたので、是に在來の慈惠施設を併合按配し、右御下賜金を分與して各々其の基本財産に加へしめ、臺北、臺南、澎湖の三箇所に慈惠院を開設した。現在に於ては其の數七箇所、何れも所在地地方長官を院長とし、一般貧困者に對し施藥救療巡回診療をも行ひ、又行路病人及び精神病者の委託救護をもなすに至つた。本島社會事業の生立は斯る救貧施設に始まるが、其の後天災地變に由る罹災救助や、一般窮民救助の施設も漸く備はり、最近に至つては時代の要求に適應すべき社會生活の改良、感化、教化保護の諸事業も亦勃然として興るの機運を示して居る。大正九年地方制度改正以前迄は僅に五箇の慈惠院があり、不具廢疾、病傷、幼弱等の私的救護及び臺灣罹災救助基金規則、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、臺灣窮民救助規則に依る公的救護事業を行つた外、私立の感化院一、盲啞學校二、育兒院一、其の他少數の救貧的施設があつたに過ぎなかつた。

然るに、翌十年八月、總督府に於ては時勢の推移、社會狀態の變遷に鑑み、各種社會事業の振作を爲すの緊切なるを認め、總務長官依命通達を以て各州廳に對し斯業の施設經營に關する基本を示し、之が新設改善を勸奨した。爾來、斯業は年と共に増設せられたが、今其の主要なものを擧ぐれば、方面事業、救護事業（窮民救助、罹災救助、軍事救護）、經濟保

に設置を見た。創立当初は會員組織を以て事業を遂行し來つたが時勢の進運に伴ひ一層機能を發揮し且つ基礎の確立を期せんがために、昭和五年五月五日社團法人に組織を變更し、昭和十年三月更に之を財團法人に變更し所期の目的に盡瘁しつゝある。現在會員千八百七十九名あり。昭和五年度より新に後記の恩賜財團より事業委託資金として毎年約金貳萬圓を得て私設社會事業の獎勵助長を爲し、尙本會は毎月雜誌「社會事業の友」を刊行し、或は時々巡廻講演を行ひ、或は毎年斯業従事者十數名を選抜して之に旅費を補助して内地社會事業施設の視察を爲さしめ、又毎年一回全島社會事業大會を開催する等、斯業の調査研究普及徹底に向つて絶えず努力しつゝある。

以上の外、昭和五年よりは五月五日を中心として前後一週間、全島一齊に子供の日(乳幼児愛護日)を開催し、各州廳支部と相呼應して各種の行事を催し「乳幼児死亡率の低下乳幼児の保健及育兒知識の普及」を目標とし、大いに兒童愛護思想の普及徹底に努めてゐる。

二 恩賜財團明治救濟會 明治天皇の御大喪の際の恩賜金四萬八千六百圓を基本とし、慈惠救濟の事業を行ふため大正元年十一月設立したもので、其の後昭憲皇太后の御大喪に當り御下賜せられた貳萬九千圓をも併せ基本とし、大正二年藤田慈惠基金四萬圓及び大正三年恩賜財團濟生會より本島救療基金として分與された貳萬圓をも基金に組入れ本會事業の振興を期し、永く島民をして聖恩に浴せしめんと毎年各種私設社會事業團體事業助成の爲め助成金を交付しつゝある。昭和十年度末の資産總額は拾四萬七千九百拾五圓九錢である。尙從來本會に於て直接島内私設社會事業團體の助成を實施し來つた處、昭和五年度より右に要する金額金八千圓を臺灣社會事業協會へ交付し本會の事業を委託し、同時に同協會經費として年々五千圓を補助することゝなつた。

三 恩賜財團大正救濟會 大正天皇の御即位に當り、地方賑恤の資として下賜せられた御内帑金四萬八千六百圓を基本とし、前記明治救濟會と同一の目的を以て、大正四年十二月中設立したもので、其の後大正十五年、大正天皇御大喪に當り御下賜せられた七萬九百圓をも併せ、私設社會事業團體助成を目的とするものである。昭和十年度末の資産總額は金拾貳萬六千百參拾五圓參拾貳錢にして、昭和五年度以降毎年、私設社會事業團體の助成の爲め七千五百圓乃至八千五百圓を臺灣社會事業協會へ交付し、本會の事業を委託した。

四 恩賜財團昭和救濟會 今上天皇陛下の御即位に當り、地方賑恤の資として下賜せられた御内帑金七萬九百圓を基本として、前記明治救濟會と同一の目的を以て、昭和四年一月設立したものである。昭和十年度末資産總額は七萬九千九百圓にして、昭和五年度以降毎年金參千圓乃至四千五百圓を臺灣社會事業協會へ交付して、本會の事業を委託した。

第二節 方面事業

前記の如く救貧及一般社會事業活躍機關として、大正十二年初めて方面委員を臺北、新竹、臺南、高雄の各州所在地に設置したが、其の成績顯著なるに鑑み漸次他の市街庄に普及し、今や設置市街庄百三箇所、委員數一千三百八十六名に及ぶ。

昭和十年度の取扱總件數は二十萬六千九百七十四件、此の中相談指導二萬三千四百六十四件、保健救療八萬一千二百五十五件、兒童保護四千三百四十四件、周旋紹介二萬九千五百六十二件、戶籍整理五千五十五件、金品給與二萬八千七百六十一件、その他三萬四千六百十三件である。

第三節 救護事業

二二八

沙鹿庄社會事業助成會
 臺南州方面委員助成會
 北港街方面委員助成會
 新化街方面委員助成會
 歸仁庄鄉仁會
 斗六街愛隣會
 白河庄方面委員助成會
 西港庄方面委員助成會
 東港街方面委員助成會
 恒春方面委員助成會

北斗街方面委員助成會
 麻豆街方面委員助成會
 斗六街方面委員助成會
 西螺街方面委員助成會
 佳里街慈惠會
 新市庄方面委員助成會
 民雄方面委員助成會
 高雄市方面委員助成會
 岡山庄方面委員助成會

臺南市社會事業助成會
 嘉義市方面委員助成會
 朴子救濟社
 鹽水街方面委員助成會
 虎尾街方面委員助成會
 善化庄方面委員助成會
 斗南庄方面委員助成會
 屏東社會事業助成會
 鳳山街方面委員助成會

第三節 救護事業

一 罹災救助 天災地變等の非常罹災者を救助するため、明治三十二年律令第三十一號を以つて臺灣罹災救助基金規則を定め、地方税又は國庫より基金を蓄積し、是れから生ずる収入を以て救助費に充當して來たが、大正九年の地方制度の改革と共に規則の一部を改正し、之れを分つて州罹災救助基金と廳地方費罹災救助基金の二となし、前者を州に分屬せしめ、後者は總督府が直接之を管理することとなつた。昭和九年度末現在の基金總額は、州所屬のものは四百八十六萬九千四百七十六圓七十四錢、廳地方費基金は百二十二萬七千九百八十二圓七十四錢で、昭和九年度に於ては罹災救助基金よりの支出は二萬八百九十五圓である。

二 窮民救助 窮民救助としては、州廳、市街庄、慈惠院及び私設團體並に民間篤志家による救助が其の主なるものである。州廳の窮民救助は明治三十二年府令第九十五號臺灣窮民救助規則により州又は廳地方費の行ふもので、救助成績は昭和九年に於て人員五百三十四、金額一萬四千九百五十圓四十五錢、昭和九年に於て人員五百三十九、金額一萬三千三百三十七圓五十五錢である。市街庄の窮民救助は市街庄が固有事務として行ふもので、救助成績は昭和七年度に於て人員三千八百五十五、金額五萬九千八百四十五圓である。慈惠院の窮民救助は其の寄附行爲によつて行ふもので之れに院內及び院外の兩救助あり、前者は孤獨なる貧困者を院內に收容し之に衣食を給し療養の途を與ふるもので、後者は各自の居室に於て生活せしめ之に一月三圓乃至四圓の生活費及年二回衣服費を給與するものである。昭和七年度に於ける救助成績は人員千六十四、金額五萬七千三十六圓である。慈惠院については後述する所を参照されたい。慈惠院以外の私設團體及篤志家の窮民救助は昭和七年度に於て人員七千七百九十二人、金額四萬三千五百八圓である。

三 行旅病人救護 改隸當時兵馬倥傯に繼ぐに政務多端の爲め、行旅に病み旅中に死する者の救護に就て自ら完備するを得なかつた。明治二十八年七月初めて元臺北縣に於て協議した結果、便宜假小屋又は舍營病院に收容することにした。乍併歲月の推移と共に該患者増加し、到底斯様な姑息な方法では應じ切れないので、明治二十九年六月府令第十六號を以て行旅病人及び死亡人取扱規則を發布したのが法的施設の濫觴であつた。次で同三十二年八月勅令第三百六十五號を以て、行旅病人及び行旅死亡人取扱法を臺灣に施行し、同時に府令第九十九號を以て同法中市町村長に屬する職務は廳長之れを行ふべきことを規定し、同月又府令第百號を以て行旅病人死亡人及び同伴者取扱方に關する規則を發布し、別に明治三十五年九月

訓令第二百四十五號を以て之れが取扱手續を規定し、救護費用は地方税を以て繰替ふること及び繰替ふべき費用の種目等を制限した。大正九年制度改正せらるゝや、本規則の一部を改正し従來廳長の取扱ふ救護事務を廳長又は市尹、街庄長、街庄を置かない地域又は蕃地に在つては廳長又は郡守之を行ひ、市町村費を以て一時繰替ふべき費用は州費、市費、街庄費又は廳地方費を以て支辨すべきこととなつた。府令第百號中行旅病人に準すべき特殊の條文を除くの外、全く内地と同一の取扱を爲すに至つた。昭和九年中行旅病人救護狀況は、前年末の繰越六十五人、新に救護したる者百八十五人、計二百五十人、中全治した者百六人、其の他救護を離れた者三十三人、救護中死亡した者六十五人である。本年度末現在は四十六人、其の取扱費は一萬三千八百八十九圓二十三錢であつて、行旅死亡人の取扱狀況は内地人二十二二人、本島人百六人、外國人三人、計百三十一人、其の取扱費二千四百四十七圓三十六錢である。

四 慈惠院 慈惠院の淵源は遠く清國政府時代に在つたが、領有當時中絶の姿となり、英照皇太后御大喪に際し御下賜金を得て、今日の基礎を確立した次第は前述の通りである。然し明治三十二年之を再興した當初は、臺北仁濟院、臺南慈惠院、澎湖普濟院の三に過ぎなかつたが、後漸次増加して現在では前設三院と新竹、臺中、嘉義、高雄の七慈惠院がある。大正十二年一月本島に民法施行せらるゝと共に之を財團法人となし従前の通り業務を執行してゐる。其の概況は左の通りである。

イ 臺北仁濟院 臺北市堀江町に在り、清朝時代の養濟院の後身である。改隸當時は現在の收容者に限り軍事費を以て之を救恤して來たが、三十一年五月に至り時の兒玉總督は之を再興するの急を認め、義金を募り、忽ち四千五百圓の應募があつた。然るに翌三十二年九月、英照皇太后の御大喪に當り慈惠救濟資金の御下賜があつたので、之を基金の一部となし當時の臺北縣下に散在した各慈善財團、即ち養濟院を始め、同善堂、育嬰堂等の附屬財産を併合して、地

方廳立の仁濟院を設立したものが即ち今日の臺北仁濟院である。其の經費は明治三十一年度から三十五年度迄は地方税の補助を受け、基本財産から生ずる収入は之を貯蓄して利殖の途を講じたから今や基本財産總額六十七萬八千六百圓、之より生ずる収入年額は四萬一千餘圓、昭和十一年度豫算は八萬九千七百八十圓にして、優に獨立經營をなし得るに至つた。

ロ 新竹慈惠院 大正十一年四月を以て新に開設したもので、院舎の新築に要した一萬一千圓は、恩賜財團明治・大正兩救濟會の寄附に係り、其の基本金は臺北仁濟院より分割譲與された新竹州管内に在る土地と、英照皇太后御大喪御下賜金を以て作つたものである。現在基本財産四萬一千八百餘圓であつて、之から生ずる収入は年額八千二百六十五圓、昭和十一年度豫算は一萬五千二百九十圓である。

ハ 臺中慈惠院 臺中市に在り、元彰化慈惠院を移したもので、彰化街(臺中州)には清朝時代既に留養局、養濟院、育英堂の慈惠事業があつたが、始政當時の動亂に際し類廢に歸したのを明治三十七年七月中之を再興し、彰化慈惠院と稱したものである。臺中市に移轉したのは大正十年二月である。其の經費は、舊慈善機關に屬した資産で類廢後地方廳で保管したものに、英照皇太后御大喪の際の御下賜金を合して基本とし、之から生ずる収入を以てする。基金三十四萬七千八百餘圓、其の収益年額一萬九千餘圓、昭和十一年度豫算四萬九千五百五十九圓である。

ニ 嘉義慈惠院 臺南州嘉義市にあり、清朝時代に於ける育嬰堂の後身で、明治三十九年三月育嬰院と稱して再興したのを、後事業擴張の必要を生じ、同年十月を以て現在の如く改めたものである。育英堂時代の財産に英照皇太后御大喪の御下賜金と、先年同地方の大震災に際し醸出された義捐金を合して基金を作り、其の額現在八萬七千六百餘圓、之より生ずる収益年額三千六百餘圓、昭和十一年度豫算二萬四千五百六十四圓である。

ホ 臺南慈惠院 臺南市は本島の舊都丈に、清朝時代には育嬰堂、郵檢局、養濟院、義塚等の慈善機關があつたが、一旦廢類に歸したのを明治三十二年九月、時の臺南縣に於て之を復興するの目的を以て設立したるものである。從來地方官の管理し來つた上記舊慈善機關に屬した財産に、英照皇太后御大喪の際の御下賜金を合して其の基本財産を作り、

之れより生ずる収益を以て其の經費とする。現在基本金二十二萬七千餘圓、其の収益年額二萬七千八百三十六圓、昭和十一年度豫算六萬九百二十一圓である。

へ 高雄慈善院 新竹慈惠院と同時に開設したもので、院舎新築費一萬三千五百圓は、是亦明治大正兩救濟會の寄附を以てし、其の基本金は臺南慈惠院より分たれた高雄州管内所在の土地と、英照皇太后御大喪恩賜金とを以て作つたものである。現在基本財産四萬三千九百圓、之から生ずる収入は年額六千二百餘圓、昭和十一年度豫算二萬二千五百三十圓である。

ト 澎湖普濟院 澎湖廳馬公街に在り、明治三十六年九月を以て清政府時代の育嬰堂を復興したるもので、始めは舊名を襲ぎ、専ら貧民の幼兒を養育するを目的としたが、三十四年四月普濟院と改稱し範圍を擴張して他の慈惠院と同様にしたものである。地方官が管理して來た舊育嬰堂時代の所屬財産と、前記の御下賜金とを以て基本財産を作り、其の收入を經費に充てゝある。現在資産四萬三千七百圓、之から生ずる収入は二千九百餘圓、昭和十一年度豫算は八千三百八十六圓である。

五 軍事救護 我が國は數度の外戰に於いて、多數の戦死者負傷者を出したが、更に下士兵の入營により家族の生活困難を訴ふる者尠からず、之が救濟方法として、傷病兵に對する恩給、戦死者の遺族に對する扶助料、廢兵院、現役兵の家族中貧困者に對する兵役免除、明治三十七年勅令第九十四號下士兵卒家族救助令等あるが、未だ之を以て十分なりといふを得ない。此等生活困難者の生活を保障して後顧の憂なからしめ、士氣の振興を期せざるべからずとの理由に依り、大正六年七月法律第六號を以て軍事救護法を公布し、大正七年一月一日より救護を開始した。本法に於て救護を受ける者は、傷病兵、傷病兵の家族、傷病兵の遺族、下士兵卒の家族及下士兵卒の遺族で、救護の種類は生活扶助、醫療、助産、生業扶助である。本島には、大正六年十月勅令第二百五號を以て本法を施行し、翌年一月一日より救護を開始した。但し本

島は内地人少數の爲め本法により救護を受くる者尠なく、昭和十年度に於て三千八百八圓内務省よりの委託金を受けて實施したが、同年度に於ける被生活扶助者は一四戸四八人、被醫療救護者は五戸五人、其の總金額二千九百八十五圓である。

第四節 醫療保健事業

一 一般診療 茲に特筆すべきは、曩に貧困患者の救療費として金三十萬圓を昭和七年度より向三年間に互り拓務省を通じて各植民地に對し御下賜相成り、本島に對しては毎年一萬四千圓宛交付せらるゝことになつたことである。當局に於ては至仁至慈の聖旨に奉答する爲め御下賜金と同額の經費を國庫より支出し之と御下賜金とを全島七慈惠院に交付し、從來實施し來つた施療券の發行及巡廻診療を擴張し醫療救護の徹底を期したのである。昭和九年度に於ける救療人員は内地人延四千六百餘人、本島人延十三萬八千餘人、計十四萬二千六百餘人の多數に達し何れも聖恩の優渥に感泣してゐる。尙本診療事業は昭和十年三月三十一日迄繼續せられたのである。

一般診療の機關としては馬偕醫院、林本源博愛醫院、日本赤十字社臺灣支部醫院、日本赤十字社臺灣支部臺北診療所、臺北市實費診療所、臺仁仁濟院實費診療所(以上臺北市)、基隆仁療院、臺北仁濟院基隆診療所、臺北仁濟院宜蘭診療所、新竹市實費診療所、臺中慈惠院彰化診療所、彰化基督教醫院、臺南新樓病院、臺南慈惠院實費診療所、嘉義慈惠院實費診療所、佛教慈愛醫院(高雄市)、日本赤十字社臺灣支部高雄州部及愛國婦人會臺灣本部高雄州支部共同經營の實費診療所等を其の主なるものとする。此等の各々について其の沿革及び事業概況について述べることは煩に耐へぬことであるから省略することゝして、此處で

は唯此等の各施設は輕費診療の外に經費の許す範圍内に於て半施療又は施療を行ひ、以て一般社會に貢獻してゐることを附言しておく。

尙全島七慈惠院は、年々國庫社會事業費の補助を以て、醫師に恵まれざる僻邊の地に巡廻診療をなし相當なる効果を收めてゐる。昭和九年度に於ける診療成績は實人員一萬四百四十九人、延人員二萬九千八百三人、金額八千九百三圓八十一錢である。

二 特殊診療 本島は精神病患者、結核患者及癩患者が人口の割合に仲々多いが、之に對する診療事業は近年漸く緒に著ける有様で前途尙遼遠の感がある。既設のものとしては精神病院として私立中村養浩堂醫院、結核療養施設としては松山療養所、臺南新樓病院等あり、癩療養施設として總督府樂生院、私立馬偕醫院、彰化基督教醫院、臺南新樓病院等あり、尙總督府立精神病院も開設された。又馬偕醫院長テイラー博士經營の癩療養所私立樂山園も昭和八年十月より患者の收容を開始し今日に至つてをる。

三 公共浴場 本島人は元來入浴の習慣を有せず、單に行水等を爲すに止り、爲に眼疾其の他の疾病に罹る機會多く保健衛生上寒心すべき状態であつた。茲に鑑みるところあり、各地方に於ては競つて公共浴場の施設を爲し、無料又は低廉なる入浴料を以て一般に入浴の習慣を養成した爲に漸次絃上の弊より脱しつつある。

尙本島に於ては氣候の關係上海水浴場又はプールの施設は夏季に於て必要缺くべからざるもので、近時各地に於て此の施設を見るに至つた。

始めて本島に公共浴場が設けられたのは、明治三十八年十一月で、現に臺灣婦人慈善會の經營する北投舊浴場は其れである。其の生立は當局官民篤志數名の發議で浴場改良會を組織し北投温泉を利用して完全

な浴場を建設せんとしたのに在る。後藤民政長官の賛成を得、遍く醜金を募集して之を造營し、竣成を待つて同婦人會に寄附したものである。然るに其の後臺北市を始め附近街庄は益々發達し、内地人の渡來も愈々増加するに及んで、清遊一日の好慰安地を需むるの切なるものあるに至つたので、時の臺北廳當局は公共衛生費を以て、一層大規模にして設備其の他に於て缺くる所なき完全な公設浴場を同地に設くるの計を樹て、大正二年工費五萬六千圓を投じて浴場を新築し、其の實現を見るに至つた。後大正十年之を州營とした。現在一時に五百人を收容し得る。尙最近臺北州費にて 今上陛下御大典記念事業として新に草山に衆樂園が建設された。同園は構内總面積三、六一四坪、建坪數本館二階建一四三坪、平家二七九坪、總延坪五六四坪、工費は建物其の他工費費一、二一、六〇〇圓、庭園道路其の他工費費一、九五〇圓を要した。前記北投公共浴場に比し遙に完備せる施設である。

尙臺北州は礁溪、烏來、金山の各温泉に、臺南州は關子嶺温泉に、高雄州は四重溪温泉に公共浴場を経營してゐる外、花蓮港廳下瑞穗温泉、臺東廳下知本温泉には廳地方費經營の公共浴場がある。

以上の外街庄又は私法人若くは民間有志經營の浴場約五十、海水浴場二五、プール一五を算するに至つた。

第五節 經濟保護事業

一 職業紹介 職業紹介に就ては、是迄一、二私設の機關が無かつたではないが、今日の如く多數の施設を見るに至つたのは、大正十年八月、當局から時代の要求に應ずる失業者救済の機關として、それ等事業の施設等に關し指導するところあつて以來のことである。今地方に於ける公私設の職業紹介所を表示す

第五節 經濟保護事業

ると左の如くである。

名稱	所在地	開始年月
臺北市立職業紹介所	臺北市御成町	大正十年六月
基隆市立職業紹介所	基隆市役所内	大正十五年五月
私立護國十善會職業紹介部	臺北市西門町	同 十二年十二月
私立基隆公益社職業紹介部	基隆市義重町	同 十年三月
臺中市立職業紹介所	臺中市役所内	同 十年八月
臺南市立職業紹介所	臺南市役所内	同 十年八月
高雄市立職業紹介所	高雄市役所内	同 十一年五月

(昭和十一年八月現在)

以上の中公設職業紹介所に於ける昭和十年中の取扱成績を見るならば次の如くである。
(昭和十年中)

全島中公設職業紹介所取扱成績

種族別	性別		職	計	求	人	計	紹	介	就	職	計
	男	女										
内地	二七五	二六六	五四一	一八四	三一九	五〇五	二六七	二八三	五五〇	一六五	二三三	三九八
本島	二〇五	一八	二二四	九七	一〇七	一〇六	一七五	一五五	一九二	一〇六	九七	二一五
計	四八〇	二八四	七六五	二八二	三二六	六一一	四四二	二九八	七四二	二七二	二四〇	六一三

求職百ニ對スル就職ノ割合
求人百ニ對スル求職ノ割合

六〇・七一
一二四・八六

全島中公設職業紹介所職業別取扱成績

(昭和十年中)

職業名	求職		職	計	求人		計	紹介		計	就職		計
	男	女			男	女		男	女		男	女	
農畜産	二	四	六	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
林業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
漁業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
採炭業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
採鑛業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
金屬工業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
精巧工業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
被服、身製品製造業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
紙工業印刷業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
皮革骨羽毛品製造業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
木竹草蓆類製造業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
製鹽業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
飲食料品製造業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二
土木建築業	二	二	四	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二

第十章 社會事業

備考	前年中トノ比較																
	計	其他ノ有業	家事使用人	其他ノ自由業	記者、著述家、藝人	書記的職業	醫藥	宗教教育	司法職務	官公吏雇傭員	通信用業	運輸業	接客業	金融保險業	商業的職業	其他ノ工業	瓦斯電氣水道業
十年	四八二	九二〇	一五	三	二	四七	一四	二	一	二五	二四	二二	一七	二二	二、四四	三	九
十年	二八四	三	二二七	四	一	九	一〇	九	三	六	四	三	一	二	二、四四	一	一
九年中	七六六	九七三	二、四三	七	二	五五	二七	二	二八	一〇	二六	二五	二	三	二、五九	三	九
九年中	二八七	四三五	九二	九	三	一五	三	一	四	三	二	一	一	二	一、六九	四	〇
九年中	三二六	二九	二七〇	一	一	七	二〇	八	一	二	一	一	一	一	二、三八	一	一
增	六二九	四六四	二、八〇	九	三	三三	二二	九	五	五	二	四	三	三	一、七九	四	〇
減	四四八	六六一	一三五	一	三	三三	一	一	六	一	二	三	三	六	二、四六	二	三
增	二九八	四〇	二、四四	六	一	七	二	六	三	二	五	二	一	一	二、三	一	一
減	七四六	七〇一	二、五九	〇	三	二九	一	七	一	〇	三	三	三	七	二、三九	三	三
增	二七三	四〇七	九二	一	二	一〇	四	一	八	四	八	三	三	三	一、五〇	一	九
減	二四四	三	二〇五	一	一	五	九	六	一	三	二	七	一	一	九七	一	一
備考	五、四七	四四〇	二、一五	一	二	一六	二	七	一	九	七	二	三	三	一、六五	二	九

一、前年中トノ比較

取扱別	十年		九年中		増	減
	求職	求人	求職	求人		
求職	七六五	六二九	六七〇	四五六	八八五	
求人	七四六	七四六	六二九	六二九	一、五二	
求職	五、四七	五、四七	四、四六	四、四六	一、〇〇	

一、求職百に對する就職割合

十年 六〇・七一強

九年 六一・一五弱

一、求人百に對する求職割合

十年 一二四・八六弱

九年 一四八・七四強

二、授産

授産事業は社會事業の部門の中最も經營の難しいもので、其の發達も他の社會事業に比し割合に後れてゐる觀がある。本島に於ける此の種の施設としては、新竹市方面委員助成會經營の新竹共榮會、臺中市に於ける中尊寺附屬常盤授産部、嘉義市方面委員助成會簡易授産場、高雄市方面委員助成會授産部が其の主なるもので、新竹共榮會は、製繩及雜巾製造、中尊寺附屬常盤授産部は、家庭に於ける婦人の如く勞働力に乏しい者又は一定の職業のない者に和服及洋服の裁縫を習得せしめ、嘉義市方面委員助成會簡易授産場は、生業なき細民及び嘉義市救護會愛生院の收容浮浪者に竹箒及び檳榔樹皮の團扇製造及び籐細工を爲さしめ、高雄市方面委員事業助成會授産部は、同助成會經營の宿泊部に於ける宿泊者に封筒及

び貸貼を爲さしむ。

三 住宅供給 本島の都會地も亦内地のそれと同じく數年來住宅難に陥つたので、之れが救濟の一助として現に家屋を設け低廉なる利用料を以て一般の利用に開放してゐるのは臺北州、基隆市、臺中市、高雄市、屏東市、臺東街、馬公街等であるが、其の他の主要都市に於ても著々準備を進めてゐる。以下順を逐うて述べることにする。

イ 臺北州警公設住宅 曩に臺北廳時代に於て公共衛生費を以て建設し、低廉なる家賃を以て一般市民に提供し來つたが、地方制度改正の結果大正十年度から其の經營を臺北州に引繼いだ。市内相當の地三箇所に互り、棟數九十七、此の總戸數三百十八に及ぶ。

ロ 基隆市公共住宅 地方制度の改正に依つて街制施行に際し、年來の住宅難緩和の目的を以て低利資金十二萬圓を借入れ工を起し、大正十年十月竣成した。始め十九棟六十六戸、更に大正十五年十戸を、昭和四年四月四十六戸を建設し、現在百二十二戸を有する。

ハ 財團法人基隆博愛園 大正九年一月本島の富豪故顔雲年、辜顯榮、林熊徵の三十五萬圓の寄附豫約に依り住宅の改良並住宅難の救濟を目的として財團法人を設立し預金部低利資金四十五萬圓を借入れ土地二千九坪を十七萬六千四百一圓九十八錢にて購入し、基隆市玉田に大正十年工費十六萬六千五百圓餘を投じ煉瓦造鐵筋コンクリート混用三階建一棟(建坪四百六十七坪)を新築した。更に大正十一年四月同建物の裏空地に木造平家建五棟(建坪百四十四坪)を建築した。煉瓦造三階建は各階二十二戸計六十六戸であつて、階下は商人の利用者が多く二、三階は一戸を四寢室に區分して一寢室に本島人一家族が居住出来るので労働者特に出稼人の利用者が最も多い。従來は單に住宅供給のみであつたが、昭和四年度に恩賜財團大正救濟會及び臺灣婦人會慈善會から補助を受けて内部の模様替をし託兒所、浴場、醫務室、監督室、廣間等を新設し、衛生風紀及慰安等の點に意を注ぎ大改善を行ひ居住者の便宜を計つた。昭和七年四月

より醫務室は臺北仁濟院の經營に移り、居住者のみならず一般市民の輕費診療に應ずることゝなつた。尙本園は昭和十年十一月十八日附指令第六四三六號を以て解散し、基隆市に於て市の事業として今後一層設備の充實、内容の改善を行ひ事業を繼續することゝなつた。

ニ 臺中市警貸店舗 臺中市に於ける店舗及び住宅の拂底を緩和し併て商業中心地域の繁榮を圖るため、低利資金十四萬九千圓を借入れ店舗三十二戸を建築し昭和四年九月事業を開始し以て今日に至る。

ホ 高雄市警住宅 住宅難緩和と家賃の負擔輕減とを圖り且つ市區計畫に依る市街の體裁を整備する爲に、大正十二年度低資四萬六千圓を以て市内田町、湊町及び鹽埕町方面に三十八戸、昭和二年度市費四千八百圓を以て、哨船町に八戸、昭和三年度低資十萬圓を以て田町及び入船町方面に六十八戸を建築し、昭和七年度に於て低資十五萬圓を以て林德官、前金、壽町、田町、入船町、過田子に八十二戸、昭和八年度に於て旗後、田町、前金に百五十四戸を建築したが、市中家賃に比し二割内外低廉なるを以て年中空家を見ることがない。

ヘ 臺灣婦人慈善會公共住宅 高雄市内平和町及び湊町に在り、共に臺灣婦人慈善會の經營に係り、平和住宅は明治三十九年の夏、當時の打狗にベスト猖獗を極め、其の慘狀未曾有と稱せられ、茲に於て臺灣婦人慈善會は、惡疫の發源地と目せられたる細民部落の全部を取崩し、其の害毒の絶滅を期する爲め、現在の平和町へ礎石平家建十四棟二百四十戸を建築し、之れを平和長家と稱し、湊町住宅は内地人労働者のために、大正十三年木造平家建一棟十六戸を建築、大正十五年四月以降高雄市に於て之れを借受け管理中であつたが、昭和七年三月三十一日より契約期間満了のため婦人慈善會が經營することゝなつた。

ト 屏東市警住宅 昭和四年七月十五日竣工、同年八月一日より貸付を開始す。甲號二棟四戸賃月二十五圓、乙號五棟十戸賃月十八圓、丙號八棟十六戸賃月十四圓で常に空家を見ない。

チ 臺東街公共住宅 大正八年の暴風雨罹災者救濟の爲め當時の罹災整理委員の手に於て、大正九年十月内地人向二棟二十戸、本島人向二棟十八戸を建築したが、大正十二年十二月街營に移管せられて今日に及ぶ。

リ 馬公街公共住宅 住宅難緩和を目的として預金部低利資金四萬五千圓を借入れ二十八戸を建築、昭和四年八月竣工、同月二十一日より貸付を開始し今日に及ぶ。

四 宿泊保護 此の種設備の主なるものは、公共團體經營のものとしては臺北市簡易宿泊所、臺中市無料宿泊所、員林街無料宿泊所、臺南市宿泊所、知本無料宿泊所、花蓮港街簡易宿泊所、玉里無料宿泊所、新城無料宿泊所あり、私設團體經營のものには、護國十善會宿泊部(臺北市弘法寺内)、光園寮(基隆市光尊寺内)、基隆市社會事業助成會經營の隣保館宿泊部、嘉義婦人會簡易宿泊所、高雄市方面委員事業助成會宿泊部、屏東救護院等で、何れも無料又は極めて低廉なる宿泊料を徴して宿泊に便してゐる。

五 公設質舖 本島に於ける公設質舖は、大正八年十二月勅令第四百八十五號「臺灣總督府地方廳ニ於テ質舖ヲ設クルコトヲ得ルノ件」及同九年六月府令第三十七號「公設質舖業務規則」に基き、同九年六月總督府の補助金十五萬圓を得て臺北廳に於て臺北市に設けたのを嚆矢とする。當初は同年十月まで臺北廳に於いて經營してゐたが、地方制度の改正により臺北廳が臺北州となるや、同時に州營となり、十二年七月臺北市營に移管せられた。而して此の種の施設は本島社會の要求に合致したる爲めなるべく、極めて著實なる發達を遂げ漸次各市街地に普及し、翌大正十一年四月には臺中市に、十二年十一月には基隆市に、十三年九月には嘉義市に、十五年十二月には新竹及び臺南の兩市に、昭和二年十二月には高雄市に、昭和五年には臺北市(御成町)及び屏東、宜蘭、苗栗、豐原、臺東の各街に、七年十月には埔里街に、十一年二月には臺北市(新富町)に之が開業を見るに至つた。

要之公設質舖の設置は私營質屋の缺點を補ひ、庶民金融の機能を發揮せんとするを目的とするものである。即ち公設質舖業務規則に依れば貸出金の利率は月二分以下に制限せられ、質入及受入が二月に亙ると

き二月分の利息を徴する所謂^{オドリ}躍利を徴せず、民法の期間に關する規定に依り滿一月を以て一月として計算し、流質期限も六月とし、完全なる倉庫を設備して質物の保管格納に遺憾なきを期し、出來得る限り利用者の負擔輕減及び便宜を圖ることとしてゐる。尙参考の爲め左に一覽表を掲げておく。

公設質舖一覽

(昭和十一年七月)

名 稱	開業年月	月利率	昭和十年度經費		所 在 地
			收 入	支 出	
臺北市大和町公設質舖	大正九、二六	一五	八四、八三、八七	三八、五四、五九	臺北市大和町
臺北市御成町公設質舖	昭和五、二二	一五	一八、七〇、三二	一〇、二九、〇三	臺北市御成町
臺北市新富町公設質舖	昭和二、一	一五	一、八七、〇三	三、六四、七二	臺北市新富町
基隆市公設質舖	大正三、一	一五	五、六七、〇〇	三、四七、七二	基隆市日新町
宜蘭街公設質舖	昭和五、二〇	一五	七、六四、六九	七、五七、三六	臺北州宜蘭郡宜蘭街宜蘭字巽門
新竹市公設質舖	大正五、二〇	一五	三、五七、五四	三、四三、五四	新竹市新竹字東門
苗栗街公設質舖	昭和五、一〇	二〇	三、五七、五四	三、四三、五四	新竹州苗栗郡苗栗街苗栗
臺中市公設質舖	大正二、四	一五	一、九四、五、四九	九、〇六、六三	臺中市幸町
彰化市公設質舖	昭和九、六	一五	二、一九、〇、六六	二、六七、五、三四	彰化市彰化字南門
豐原街公設質舖	同 五、二〇	二〇	二、二六、三、五五	一、八二、五、二一	臺中州豐原郡豐原街豐原
埔里街公設質舖	同 七、二〇	二〇	二、二五、五、〇〇	一、六三、〇、〇〇	臺中州能高郡埔里街
臺南市公設質舖	大正五、二二	一五	二、六七、一、五五	八、五九、〇、〇〇	臺南市大宮町

第五節 經濟保護事業

二四四

嘉義市公設質舖	大正三、九	一五	一、二五三、七五	六、七五、三六	嘉義市北門町
高雄市公設質舖	昭和二、三	一五	二〇、二四三、三三	八、三二、二〇	高雄市堀江町
屏東市公設質舖	同五、六	一五	九、六六、二九	五、四九、九五	屏東市屏東
臺東家公設質舖	同五、一〇	二〇	三、七八、七九	二、三九、三三	臺東廳臺東街臺東榮町

公設質舖業務概況

(昭和十年度)

名稱	受現年 資在度 金元末	年		度		中	
		件數	金額	件數	金額	件數	金額
臺北市大和町公設質舖	三九〇,〇〇〇.〇〇	六四、二五一	七、六三、二六〇	五、八六、三	六、八七、二九七	六、一八、六	四、七五、三〇
臺北市御成町公設質舖	一四五,〇〇〇.〇〇	四五、〇九五	三、七四、二〇八	四、一六、四	三、五一、三〇八	三、九八、七	一、七九、九五〇
臺北市新富町公設質舖	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一九、七三	一、一三、七〇〇	四、七、八	二、一四、三〇〇	—	—
基隆市公設質舖	二一〇,〇〇〇.〇〇	三三、九三六	二〇、九八、四三六	二、二八、二	一、八二、五〇四	一、八九、九	一、六三、五一七
宜蘭街公設質舖	二〇〇,〇〇〇.〇〇	九、二二九	七、六三、九九五	八、三〇、一	六、九四、六八五	七、〇九	二、九五、二〇
新竹市公設質舖	四三、九〇〇.〇〇	一五、六七五	二〇、一八、二六〇	一、五二、九四	一、五七、八四〇	六、七〇	二、六四、〇八〇
苗栗街公設質舖	一七,〇〇〇.〇〇	二、三三	二、七三、二一〇	一、九九、八	二、五、一〇六	二、四三	二、五四、〇〇〇
臺中市公設質舖	一〇〇,〇〇〇.〇〇	二〇、三三	二、五三、二四五	二〇、〇一〇	二、四七、八三七	二、五七	七、五八、五〇〇
彰化市公設質舖	六八,〇〇〇.〇〇	三、五六九	三、七二、四五九	二、六五、八	二、九、三三三	三、六	八、四二、二〇〇
豐原街公設質舖	一一〇,〇〇〇.〇〇	二、八八四	二、一五、八五〇	二、一六、七	一、五九、九五〇	八、四	八、五三、九五〇

名稱	件數	金額	貨出金		貨出金 殘高	一日平均 貨出金額	質物一件當 金額
			件數	金額			
埔里街公設質舖	一三,〇〇〇.〇〇	二〇,五〇〇	二,四二、九九五	一、五〇、五	一、八八、一五〇	四、三四	四、〇三、六五〇
臺南市公設質舖	一五,〇〇〇.〇〇	三二,一九一	三、九八、〇五〇	三、三六、二〇	三、〇三、八四八	八、五〇四	七、五一、六六〇
嘉義市公設質舖	八,〇〇〇.〇〇	二二,三七八	一、五〇、一七〇	九、三六、九	一、三三、五六二	二、六〇、三	二、七三、五〇〇
高雄市公設質舖	二五,〇〇〇.〇〇	三三,六三八	三、三三、九五〇	一、五六、四三	二、五〇、四九二	五、七八三	五、六、四九五〇
屏東市公設質舖	六〇,〇〇〇.〇〇	一一〇,一〇	一、五七、七四〇	一〇、三、八	三、五、六二二	六、六一	四、七三、一〇〇
臺東街公設質舖	一五,〇〇〇.〇〇	四、五二七	四、四三、〇五	四、〇四、五	三、八、一七〇	三、五三	一、八八、八二〇
計	一三九,七〇〇.〇〇	二七四、七六五	二、九四、五九七	二、三六、二六四	二、五八、六八五	三、四三、三七	二、七二、五五八〇

名稱	件數	金額	貨出金		貨出金 殘高	一日平均 貨出金額	質物一件當 金額
			件數	金額			
臺北市大和町公設質舖	三三	二九〇,七〇	三三、九〇七	二、六二、五九六	二、三三、七六	二、一五〇	
臺北市御成町公設質舖	二	四九三、〇〇	一、四四、一五	三、〇〇、六八〇	一、二六、二八	八、三〇	
臺北市新富町公設質舖	二	四〇〇	一、四九、三	九、一三〇、〇〇	三〇、七四八	五、七六	
基隆市公設質舖	一四	三八六〇	一〇、一一一	八〇、九四、六〇九	六、四、〇〇	八、七六	
宜蘭街公設質舖	一八	九九〇〇	二、三、七五	二、四、七二、〇〇	三、四、三八	八、四〇	
新竹市公設質舖	五	三三〇〇	四、五、三	三、六、四、五七〇	三、五九、八三	七、六七	
苗栗街公設質舖	—	—	八、七、八	一、四七、〇八〇	九、一、七三	一、四三、一	
臺中市公設質舖	二	四、〇〇	六、七、〇四	八、七、九、一五〇	八、〇三、二〇	一、三、二	

第十章 社會事業

二四五

彰化市公設質舖	三	四〇〇	一、二八一	二、四二一・一〇	一〇、六四一	一〇、四三
豐原街公設質舖	一	三〇〇	七八〇	六、二七五・〇	六、五八〇	七、五〇
埔里街公設質舖	一	一五〇〇	六〇〇	八、二七五・〇	六、九四〇	一、一八五
臺南市公設質舖	八	二七五〇	二〇、八八六	一、五〇一・九三〇	一、三三八五	二、三三八
嘉義市公設質舖	六	三、三〇〇	三、一五八	五、四六四・〇〇	四、六三四	二、二三八
高雄市公設質舖	二〇	五五〇〇	七、四八五	一、二二七・四五〇	九、五七三・〇	一、四七三
屏東市公設質舖	七	四、〇〇〇	四、〇七五	五、七八九・三〇	四、八八五	一、三一二
臺東街公設質舖	一	一、〇〇〇	一、四七五	一、四八六・五〇	一、二七四・〇	九、二五
計	二七五	一、六、一〇〇	九、四、一〇五	一、〇、七、〇、四、八、九	五、八、三、二、四	一〇、七、一

六 庶民金融 臺北市に有限責任臺北庶民信用組合、臺南市に有限責任臺南庶民信用組合がある。昭和十一年四月末に於いて、前者は三、六四七の組合員、二二、二三三の出資口數、七五二、九九一圓の貸付金を、後者は二、三〇七の組合員、一七、四六九の出資口數、一、六三二、七〇三圓の貸付金を有し、最近臺中市に臺中商工庶民信用組合設立せられ昭和十一年四月末に於ては、一、〇五七の組合員、一、五九〇の出資口數、五四、三三三圓の貸付金を有し、庶民金融に便してゐる。尙馬公街に澎湖窮民籌濟會があり主として漁民に生業資金を貸付するを目的とする。

七 低利資金 元産業獎勵資金と稱されたものを大正十四年二月から低利資金と改稱した。此の資金は本島郵便貯金の中央に集積されたものを日本勸業銀行を通じて本島に還元した資金で、其の貸出に就ては大藏省の承認を経た規程に基き、總督府が相當と認むる方面に對して勸業銀行をして貸出さしむ。主なる貸

出先は公共團體、産業組合の産業資金又は住宅資金等で、社會事業方面への貸出額は、第五回百三萬五千圓、第六回百十五萬五千圓、第七回六十八萬三千三百圓、第八回四十五萬一千圓、第九回三十萬五千圓、第十回六十萬四千圓、第十一回七十九萬七千圓、第十二回六十八萬一千圓である。(第二十二章金融の項参照)

第六節 兒童保護事業

一 兒童保護 本島の兒童保護事業は、改隸前に於ては育嬰堂の施設があつて、孤兒、遺兒及び棄兒の保護に當つてゐたが、一般兒童の保護に關しては何等顧みらるゝ所がなかつた。近來本島乳幼兒の死亡率が非常に高く、之は主として助産方法の不完全に因ることが一般に注意せらるゝに至り、公設産婆設置の必要が認められ、大正十二年以後逐年その數を増し、今や百四十六街庄にその設置を見るに至つた。

又昭和五年五月五日、臺灣社會事業協會主催の下に始めて兒童愛護運動が全島的に行はれ、「子供の日の名稱で毎年繼續實施されること」なつた。之を機會に、漸次兒童保護の必要が世人の注意を喚起することになつたが、現在の施設としては、前述公設産婆の外、託兒所として、鎌倉保育園臺北支部經營の幼兒の園並に愛兒の園及び愛國婦人會臺東幹事部經營鹿野村託兒所があり、孰れも晝間託兒を主として收容人員は昭和十年三月現在前者七十名、外に晝夜保育二十五名、後者は五十名である。

兒童健康相談所としては、愛國婦人會臺灣支部の育兒相談所、臺中乳幼兒保護協會及び婦人矯風會臺南支部臺南兒童健康相談所があり、孰れも相當活動してゐる外、臺北醫院に育兒保健相談所があり、昭和五年九月から臺中州南投街にもこの施設を見るに至つた。

右の外、孤兒院としては、臺北に鎌倉保育園臺北支部、高雄に天主教教會孤兒院があり、前者は六、七

名、後者は院内院外合して約六十餘名の孤兒を收容してゐる。高雄天主教會孤兒院は、今より六十七年前一八六九年、天主教の宣教師ゼンス師が、既に臺南市に於て行つてゐた孤兒の收容事業を移し、引續き現在に至れるもので、財團法人臺灣教區天主教會より年額三千六百圓の補助を受け一部を布教費の一部を孤兒院の費用に充て、居る。孤兒院に要する費用は一箇月約四百圓許りである。創業當初は専ら信徒の子弟を收容保護したのであるが、現在は一般孤貧兒の救護を爲し之に裁縫、讀書等を授け、尙學齡に達した兒童は公學校に通學せしめて居る。現在收容數六十五名、内院内三十八名、他は院外に委託收容しつゝあり、女兒は成育すれば婚嫁を爲さしめ、男子には相當の職業を授けてゐる。

特殊兒童保護施設としては、臺北及び臺南に各州立盲啞學校(第八章第八節參照)、臺北州七星郡内湖庄に總督府少年教護院成德學院(收容生徒數は年約五〇名、次節參照)がある。

以上の外、特に見るべき施設はないが、前記公設產婆、健康相談所及び託兒所等の一般兒童保護施設は將來漸次増加の趨勢を示してゐる。

尙臺灣社會事業協會に於ては、本島乳幼兒死亡率の低減運動としての「子供の日」を催すに先立つこと約一年、昭和四年三月以後、被虐待兒童保護の見地から、聘金制度廢止、小兒賣買に類する風習改善に對し輿論の覺醒を促し之亦漸次その効果を見つゝあることを附記しておく。

二 盲啞學校 盲啞の教育機關として臺北市及び臺南市に州立盲啞學校がある。(第八章第八節參照)。

第七節 社會教化事業及隣保事業

一 矯風 基督教婦人矯風會臺北支部、臺灣禁酒會及び高雄禁酒會を其の主なるものとする。何れも會

員組織にして、前二者は臺北市に在り。

二 感化教育 不良少年感化教育の爲には、曩に臺北成德學院の設けがあつた。明治四十二年十月本派本願寺臺北別院の創設に依り、明治四十二年財團法人成德學院の設立許可を受け、爾來總督府補助(大正十年は一萬九千圓)の外一般寄附、事業益金、基本財産收入等に依り内地の代用感化院に準じた感化教育の實を挙げ來つた。然るに此の種事業は元來民間にのみ委すべきではなく、之れを官設として適當の保護者なき不良の兒童を強制的に收容し保護教育を加へ、以て改過遷善の實を挙げねばならぬものであるから、財團法人は大正十一年三月限りで解散し、總督府は同院所屬財産全部の寄附を受け、國立感化院を設立、同年四月二十七日勅令第二百三十三號を以て感化法の一部を臺灣に施行し同時に勅令第二百三十四號を以て臺灣總督府感化院官制公布せられ、同日總督告示を以て名稱を臺灣總督府成德學院と定め、同年四月三十日から直接事業に當ることとなつた。收容定員は六十名で常に五十名内外を收容する。昭和九年十月勅令第二百八十四號を以て少年教護法の一部を本島に施行し、本法に依つて教護することになつた。

三 釋放者保護 此の事業の中央機關として財團法人臺灣三成協會あり、臺北、臺中、臺南、新竹、嘉義、高雄の各地に支部を設け直接保護の任に當り、尙全島の保護機關の指導と斯業の發達に努力し、極めて組織的な經營をなしてゐることは、第六章裁判刑務に於て述べた如くである。

右の外現在の保護機關として左表の如く七十五の保護團體があつて、何れも官衙の長若は有志者の熱心なる首唱の下に地方官民有志の助力を得各其の開設を見るに至つたもので、何れも臺灣三成協會に加盟し、相提携協力して保護網の完成に努力して居る。尙此の外各州に州聯合保護會ありて管内に於ける加盟團體を總轄してゐる。近來斯業に對する世人の理解同情も漸く増加し従つて事業も發達しつゝありとは云へ、

第七節 社會教化事業及隣保事業

内地の夫れに比するときは未だ微々たるものであつて、今後大いに奨励し且つ其の發展を期するは緊要な
ことである。

釋放者保護機關

(昭和十一年八月現在)

名	稱	設立年月	位	置	代	表	者
臺灣三成協會本部		大正四年九月	臺灣總督官房法務課構内		會長	理事	山本眞平
臺北支部		明治四十年四月	臺北市古亭町		支部長	理事	永野直
臺中支部		同 年七月	臺中市楠桶町		同	同	中山瑞芳
臺南支部		同三十九年三月	臺南市泉町		同	同	山田榮次郎
新竹支部		昭和二年四月	新竹市崙子		同	同	大槻三郎
嘉義支部		同 年六月	嘉義市山下町		同	同	岡崎文作
高雄支部		同 年四月	高雄市林德官		同	同	岡崎文作
各州聯合保護會		同 年二月	新竹州應内		會長		州知事
臺中州聯合保護會		同	臺中市楠桶町再生舎内		同		州知事
臺南州聯合保護會		同	臺南州刑務所内		同		州知事
高雄州聯合保護會		同	高雄州刑務支所内		同		州知事
臺北州聯合保護會		同	臺北州應内		同		州知事

臺灣三成協會加盟保護會

宜蘭保護會	大正十年四月	宜蘭街金文結字五結六三	會長	重藤幹一
員林郡開新會	昭和三年十二月	員林街本願寺布教所内	會長	張清華
馬公保護會	同 年五月	馬公街馬公光玄寺	同	同
羅東和光會	同 年三月	羅東街羅東本願寺	同	同
彰化遷善會	同 年四月	彰化郡役所	同	同
能高郡慈光會	同 年九月	能高郡役所	同	同
豐原愛隣會	同	豐原郡豐原街豐原七六七	同	同
新豐一陽會	同 年十一月	新豐郡役所	同	同
新營郡顯信會	同 年二月	新營郡役所	同	同
會文新生會	同	會文郡役所	同	同
苗栗共生會	同 年四月	苗栗郡役所	同	同
大甲郡共立會	同	大甲郡役所	同	同
東勢同仁會	同 年六月	東勢郡役所	同	同
竹山善隣會	同	竹山郡役所	同	同
恒春向陽會	同 年十月	恒春郡役所	同	同
鳳山郡清光會	同	鳳山郡役所	同	同
斗六更生會	同 年七月	斗六郡役所	同	同
北石齊生會	同 年七月	北石郡役所	同	同

第十章 社會事業

臺灣三協成會加盟保護會																	
七堵庄七生會	基隆郡聯合會	文山郡聯合新光會	蘇澳庄一如會	新店庄新光會	深坑庄新光會	石碇庄新光會	坪林庄新光會	基隆市愛護會	石門庄共愛會	八里庄共愛會	三芝庄共愛會	中壢街自啓會	平鎮庄自啓會	楊梅庄自啓會	新屋庄自啓會	觀音庄自啓會	淡水街共愛會
昭和九年七月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
		年十二月	年十月	年十一月			十年四月	十一年三月			年四月	年六月				年七月	
七堵庄役場	基隆郡役所	文山郡役所	蘇澳庄役場	文山郡新店庄役場	文山郡深坑庄役場	文山郡石碇庄役場	文山郡坪林庄役場	基隆市職業紹介所	石門庄役場	八里庄役場	三芝庄役場	中壢街役場	平鎮庄役場	楊梅庄役場	新屋庄役場	觀音庄役場	淡水街役場
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
庄	郡	郡	庄	庄	庄	庄	市	市	庄	庄	街	庄	庄	庄	庄	庄	街
長	守	守	長	長	長	長	長	尹	長	長	長	長	長	長	長	長	長

四 隣保事業 此の種の事業として、臺北市に人類の家、嘉義市に嘉義隣保館がある。前者は稻垣藤兵衛個人經營に係るもので、臺北市大稻埕に於ける細民の生活改善並に感化善導を目的とし、事業を社會部及兒童部とに分ち、社會部に於ては相談指導、巡廻訪問、就職斡旋、失業者、浮浪者の救護等を爲し、兒童部に於ては簡易教育の普及と不良少年發生防止の一端として稻江義塾を設け、就學の機會なき者に初等教育を授けてゐる。

後者は嘉義市方面委員助成會經營に係り、嘉義市に於ける既設社會事業の綜合的經營を計り、新に兒童保護、醫療、社會教化、風習改善の各事業を加へ着々其の實績を挙げつゝある。

其の他部落改善事業を爲すものに卑南改善會がある。臺東廳下行政區域内に居住する蕃人中、其の最も疲弊せるはブユマ族であるが、就中疲弊甚しく而も我が領有當時貢獻のあつた卑南蕃社を救済せんとして昭和四年組織せられ、恩賜財團明治救濟會及同大正救濟會の補助を得て事業を開始し、後國庫及臺灣社會事業協會より補助を得て、所期計畫たる蕃社移轉、醫療所、產業組合、公共浴場、集會所の建設並に簡易水道の敷設を爲し、醫療保護、舊債借替、共同購入、共同販賣、職業輔導、授産及び生活改善等の事業に着手し以て今日に至る。

第十一章 衛生

我が始政當時は、マラリア、ペスト等の悪疾各所に猖獗を極め爲に死亡する者頗る多數に上り、新來の内地人をして戰慄せしむるものがあつた。こは畢竟本島人が衛生觀念に乏しい爲めであつて、家屋といふも竹材土塊を以て築き通風採光の如きは毫も顧みない矮屋で、晝尙燈を用ふるの有様であり、飲料水の如きも混濁した河水又は澗水を用ひ、下水の設備がないので各戸から排泄される汚水は屋外に溜る等其の他一として衛生的な點はなく、斯やうな状態で悪疫の發生流行を助長するばかりであつた。

されば總督府は施政と同時に官房に衛生事務所を設けて改善の端を開き、後幾度か制度を改正し今日に及んだもので、現制度では中央機關として總督府警務局に衛生課を設け、保健、醫務、防疫、豫防の四係を置き、地方機關としては州警務部に衛生課、廳警務課に衛生係を置き専ら其の職務に當つて居る。

第一節 衛生機關

一 醫療機關 昭和十年末に於ける本島の醫事機關には二百三十五の官、公、私立醫院と二百四十八名の公醫、千百十三名の開業醫師、三百二十三名の官公立醫院及び官衙奉職醫師、三百二名の齒科醫師及び三十四名の齒科専門標榜、二百三十三名の醫生、千六百六十一名の産婆がある。藥事機關には官公立醫院及び官衙奉職藥劑師六十九名、開業藥劑師八十九名、製藥者二十一名、藥種商中洋藥取扱者は三百八名、漢藥取扱者は二千二百六名、賣藥製造業九百二十一、賣藥販賣業者六千二百八十九名等がある。

1 官立醫院 明治二十八年六月臺灣病院を臺北大稻埕に設け、同年七月總督から臺灣事務局總裁宛、醫

師十名、調劑師九名及び看護人二十名の派遣を電請し以て診療を開始したが、是れ現在に於ける總督府醫院の濫觴である。翌二十九年五月には臺北、臺中及び臺南の三縣にも病院を設置し、更に同年六月地方官の具申に依つて、淡水、基隆、新竹、宜蘭、鹿港、苗栗、雲林、埔里、嘉義、鳳山、澎湖島に病院を、恒春、臺東に診察所を設け、越えて三十年五月醫院官制を獨立せしめ一層規模の擴張を圖つた。其の後地方の發展に伴うて開發し、現在では、臺北、基隆、新竹、臺中、臺南、嘉義、高雄、屏東、宜蘭、臺東、花蓮港、澎湖の十二醫院を有し、孰れも其の設備は完全して居るが、就中臺北醫院は其の建築の宏壯なるに於て異彩を放つてゐる。各醫院で取扱ふ患者は年々著しき増加を示し、醫院創設當時の明治三十年には六萬三千四百八十五人であつたが、四十年には七十二萬六千五百四十八人となり、昭和十年は實に二百八十萬百三十五人の多きに達し、創設當時に比し四十四倍、明治四十年に對しては約四倍の増加である。是れ本島人の衛生思想の向上に伴ひ、文明的醫術に信頼するもの年々多きを加ふるに至つた爲めである。

松山療養所(府立結核療養所) 肺結核の治療機關として大正四年四月臺灣中央公共衛生費を以て現臺北州七星郡内湖庄に養生院を建設し、臺北廳長之を管理し來りたるも大正十四年三月之を本府に移管し松山療養所と改稱した。取扱患者は年々増加し大正十三年には延數四千二百二十二人であつたが、昭和十年には一萬四千四百五十六人の多きに達した。尙收容病床は五十二床ある。同地は山水秀麗能く病苦を慰むるに足る。

樂生院(府立癩療養所) 督府は昭和二年以降積極的計畫を樹て、癩問題の解決を期すべく臺北州新莊郡新莊街に地を卜し、工費三十三萬圓を支出し、こゝに本島唯一の癩療養所樂生院の創設を見たのである。亞で同五年九月臺灣總督府癩療養所官制が發布せられた。本院に收容すべき患者は創立當時百十五人であ

つたが、昭和九年度に患者百十二人、昭和十年度に患者百人の病棟を増築し現在では三百二十七人の定員となり、昭和十一年七月末日現在患者三百四十九名を收容してゐる。本院は總て施療である。

養神院(府立精神病院) 昭和六年度より三箇年繼續事業として、工費約二十七萬圓を以て臺北州七星郡松山庄に患者百名を收容する精神病院の新築に著手し、昭和九年竣工を見た。同年十月一日精神病院官制の實施と共に本院を養神院と稱し、十年二月一日より患者の收容治療を開始し、同年中取扱患者延數は一萬八千四百二十一人で漸次患者數は増加しつゝある。

公醫 改隸當初に於ては未だ醫療機關に乏しく公衆衛生上特に醫師配置の必要を認め、明治二十九年臺灣公醫制度を設け、手當を支給し指定の地に開業せしめ、一般の診療並に公衆衛生と醫事に關する事務に従事せしめ、又傳染病豫防、檢案、診斷、鑑定事務に従はしめつゝある。平地に於ける最近五箇年に公醫が取扱つた患者數は左の如くである。

年次	年末現在公醫	患者延人員			計	公醫一人平均一日取扱患者
		内地人	本島人	外國人		
昭和六年	一九九	四〇一、八四九	一九〇、七三三	一一、八二二	二、三三〇、八九四	三、九八
同七年	二〇五	三八一、六四三	一九七、八五二	一七、九二八	二、三三七、四二二	三、一〇
同八年	二二三	四〇六、二六一	二一七、七三七	一一、四〇四	二、五八四、九〇二	三、二五
同九年	二二七	三八三、八九四	二二〇、一四〇	一〇、〇八八	二、六九六、三五〇	三、四〇
同十年	二二五	三六四、四八五	二五〇、七七一	一〇、四九二	二、八八二、五四九	三、六七

第一節 衛生機關

漢藥	洋藥	藥劑師			接骨	柔道	按摩	灸術	鍼術	入齒	看齒	產婆
種商	種商	開業	公立醫院奉職	官立醫院奉職	業	業	業	業	業	業	業	業
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三七四	一三四	三四	八	一六	四	二	二七	四	二四	七	六	二
二六	一六	六		二	二		一	四	一四	七	八	
五三	三九	二		五	四		三	七	五	一	九	
五九二	八	二		七	三		九	四	一〇	九	五	六
三三	一三	五		一	七		〇	四	一〇	五	四	二
二三	六			二	一		一	一	四			
四	一三	二	二	二	一		一	一	一	六	四	三
三	四			一	一			一	四	二	二	一
二〇	一六	四	九	二	四	三	六	八	一	七	三	六
二〇	三〇	八	九	二	四	三	六	八	一	七	三	六

第十一章 衛生

獸肉	屠乳	牛乳	牛乳	清涼飲料水	清涼飲料水	清涼飲料水	氷	氷	氷	賣藥	賣藥	賣藥	製藥
行商	品販賣場	販賣業	搾取場	水販賣業	水製造所	水製造所	行商	販賣業	製造所	行商	販賣業	製造業	者
同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人
四三	九六〇	一六三	二三四	三〇六	二〇	一五	一七	一五	一七	一七	一七	一七	一五
二六	六六	一三五	一〇	一八	七	三	六	七	三	九	六	九	一
五九	七四	一五	九	二	七	二	八	一	七	一	四	二	
四九	八三	二	二	三	二	三	九	一	三	一	三	三	三
六九	四一	一	一	二	二	一	八	一	二	八	一	〇	
二七	五〇	二	一	七	二	二	五	四	二	七	六	一	一
七	二〇	二	三	三	三	三	九	三	三	二	一	二	一
四	二八	九	一	一	二	一	三	五	一	四	六	八	
二六	三九	八	九	三	〇	一	五	六	六	四	二	九	二

飲食物行商人	一九九元	四六六	一三三	四七三	一七三	一八	一一	六	九七三
獸皮獸骨賣買業	五	六	三	二	二六	二〇	三	六	六
獸皮獸骨化成場	五	三	八	二	二	一	一	一	四
火葬場	六	八	一〇	六	一〇	一	一	一	四
葬儀請負業	三	二	七	一〇	一四	二	一	一	六
胞衣取扱業	九	一	四	五	二	一	一	一	三
理髮業	五〇	五〇	七四	八八	四〇	元	六	四	三
女髮結業	一〇三	二	九	三〇	二	六	三	四	二〇九
飲食物著色原料販賣業	三	五〇	三	八	四	一	二	二	六五八
市場	四	三	六	八	五	一	二	一	三〇三
箇所									

備考 開業中には公醫を含まず

二 調査機關 衛生上の調査機關としては、臺灣地方病及び傳染病調査委員會、臺灣中央衛生會、市區計畫委員會等があつて、總督府職員其他技術者を委員に任命組織し、必要に應じ調査報告其他諮問審議の事務に従ふ。尙各地方廳には衛生試験室が設けられて、飲食物、藥品賣藥等の試験を行ふが、特に茲に紹介するのは新に施行しつゝある保健衛生調査機關である。

保健衛生調査は内地の調査方法を參酌し、一定の標準を制定して統一的の調査を企て、總督府は州廳と相呼應して所期の目的達成に努めつゝある。州廳は専ら實地調査に當り、目下庶民病の瀰蔓に鑑みトラホームの治療と寄生蟲の驅除を勵行してゐる。總督府は州廳に於ける實地調査に對し指導助成の任に當たる

外、綜合的考察を遂げ、之を検討して衛生改善の方針を指示し、向上刷新の施設に資したるもの尠くない。又一面には個人衛生觀念の涵養と、學究的の資料とした成績も没却することが出来ぬ。將來も結核、花柳病、住居、榮養、優生問題等の特殊事項を中心として調査を繼續する豫定である。

第二節 海港檢疫

一 檢疫機關 本島は對岸支那との交通極めて頻繁である上に、何れへの交通も必ず船舶を以てしなければならぬ。従て傳染病豫防對策としては、來航船舶の檢疫を施行する事が最も急務であつた。故に總督府は施政當初に於て既に船舶檢疫の假規定を設け、各地方廳をして之れを行はしめた。其の後、年と共に船舶の出入は愈々増加するので、明治三十三年三月海港檢疫規則と檢疫所官制とを發布し、檢疫所の本所を基隆港に、支所を淡水港に置き、其の他は必要に應じて開設することとした。然るに大正五年七、八月頃から内地各府縣を始め南支南洋方面に於てもコレラ病の大流行あり、高雄港でも船舶檢疫の必要が起つたので、同年十月同地に臨時海港檢疫所を開設し、爾來其の事務に當らせて居る。一方基隆の檢疫所は明治四十四年五月之れを廢して新に港務所を設けたが、大正十三年十二月地方官制改正の結果港務所を廢し、臺北、高雄兩州に港務部を設置し、開港港則、海港檢疫、獸疫檢疫の事務を掌らしめ、淡水には臺北州港務部支部を置いて海港檢疫の事務に當らせて居る。

二 檢疫すべき傳染病 海港檢疫を施行する傳染病は從來コレラ、痘瘡、猩紅熱、ペスト、黃熱の五種であつたが、昭和十一年六月二十八日猩紅熱を削り發疹チフスを加へられた。其の他の傳染病に對し臨時

檢疫を施行する場合は、告示を以て指定することになつて居る。

ペストは近年幸にして其の侵入を見ないが、コレラと痘瘡とは屢々其の病毒を輸入され、殊に痘瘡は殆んど毎年侵入する状態である。

三、ペスト豫防 對岸支那諸港及び南洋諸島にはペストの流行絶えざる状態であるから、本島は病毒輸入防止の爲、左の方法を施行して居る。

イ、昭和四年十一月孟買、蘭貢、爪哇、カルカッタ及び盤谷をペスト流行地と指定し、同地よりの來航船舶に對し入港の都度鼠族の驅除を施行すること

ロ、昭和四年十一月佛領印度支那、暹羅、英領印度、同馬來、同北ボルネオ、香港、蘭領印度、比律賓及び中華民國諸港をペスト有毒地と認定し、同方面より常時來航する船舶に對して三箇月毎に鼠族の驅除を施行すること

ハ、大正十年六月以降ペスト豫防の爲め上海以南の中華民國諸港より襪襪、古綿、古着、古皮革、古羽毛、古紙、古麻袋類等の輸入禁止をしてゐたが、昭和十一年七月一日よりは痘瘡豫防の爲、前記物件は完全に消毒し且輸出地帝國官憲の證明あるもの、外、當分の内中華民國より輸入を禁止することになつた

ニ、基隆、淡水、高雄の各港に防鼠壁を建設し、對岸より入港した戎克船は同構内で荷役を命じ常に監視人を置く

ホ、基隆、淡水、高雄の各港の岸壁に船舶を繋留する場合は繩索、鎖及タラップ等は鼠族の交通を遮斷すべく防鼠装置を勵行すること

第三節 傳染病豫防

一、流行の消長 本島の傳染病中曾て流行猖獗を極め最も慘害を及ぼしたのはペストであつて、又屢々

コレラの流行があつた。近年になつては腸チフスは其の患者死者共に各種傳染病總數の大半を占め、最も重要視されるに至つた。

ペストは改隸の當初から流行し爾來明治四十二年頃まで大流行を續け、更に大正六年に及んで、其の間實に三〇、一〇〇人の患者と二四、一〇八人の死者とを出したのであるが、大正七年以後は全く發生を見ない。コレラは屢次大小の流行があつたが、就中大正八年、九年の流行は空前絶後の大流行で、其の患者六、五〇六人、死亡者四、三六八人に上り、又最近は昭和七年に患者一六人、死亡者六人あつた。痘瘡は概ね毎年輸入される状態であるが曾て大流行はない。發疹チフスは殆んど發生を見ない。流行性腦脊髄膜炎は大正七年始めて傳染病に指定されたものであるが、大正十年より同十二年に互る流行の後は年々少數の患者、死者あるに過ぎなかつたが、昭和九年より稍々流行状態を呈するに至つた。腸チフスは近年最も重要な傳染病となり、年々千人以上の患者と二、三百人の死亡者を出して居る。バラチフスは患者、死者共に少數に過ぎない。猩紅熱及チフテリアは前述流行性腦脊髄膜炎と共に最近著しく増加の傾向を示すに至つた。

以上各種傳染病中ペスト、コレラ、痘瘡等猛惡なる傳染病の屢次の流行は、孰れも對岸南支地方から病毒輸入された結果であり、彼の地に於ける流行は實に本島防疫上の脅威である。故に本島に於ける防疫行政は海港檢疫の勵行と相俟て豫防の萬全を期するに努力してゐる。

二 傳染病患者、死亡及傳染病豫防費

傳染病患者及死亡者

年次	コレラ		赤痢		腸チフス		バラチフス		痘瘡		猩紅熱		ヂフテリア		流行性腦脊髄膜炎	
	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
昭和六年	一	一	二四一	三	九三	二四	七	八	二	一	五	四	四〇〇	二〇四	一〇	六
同七年	六	六	三三四	三	九八	三三	一〇〇	六	六	一	五	一	五三	八八	三〇	八
同八年	一	一	二四七	三	一〇三	二六	三〇	八	一	一	一	一	六八	一〇一	三	一
同九年	一	一	二三八	三	一二三	三〇	六	八	一	一	一	一	八三	一四一	二七	一
同十年	一	一	二〇五	元	一二三	二八	四	五	一	一	一	一	五六	八	七	五

傳染病豫防費支出額

(各州廳經常費)

年度別	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
昭和五年度	二六、五〇〇	四七、六一	八、〇〇一	三三、五三六	八、七六七	一、六二九	二八、一三〇	二、五二一
同六年度	二三、五三三	四八、一五	八、〇四八	一九、二二七	九、七六一	三、八九四	四〇、七七九	二、九九八
同七年度	二二、八八八	四七、三六	二〇、三六六	二四、九三三	二、五五五	六、八七	三〇、四三三	四、〇三四
同八年度	一九、五七八	六〇、八七	七、三九二	一六、一四三	一〇、四九三	一、三三三	三三、六〇〇	二、一八八
同九年度	二五、四九三	五、六九一	一、六八五	一七、四九九	一三、四四六	一、二一五	四九、七七八	二、二八八

三 鼠族驅除 ペスト豫防の爲め、港灣都市其他主要の都市では、鼠族の驅除を命じ又は之を奨勵し、其の捕獲した鼠族を買収し且つ懸賞を行ひ、尙ほ該鼠族は全部ペスト菌の有無に付細菌検査を行つて居る。昭和十年の成績は、買収數七六、七六五、非買収數三一一、八六一、計三八八、六二六、検査數五三、七四七で全部無菌であつた。

四 種痘 痘瘡は往年本島より全く其の跡を絶つたのであるが、唯毎年南支南洋方面に於ける流行に脅威せられ、之れが侵入防止に努めて居る。最近五箇年間の種痘成績は左の通りである。

年次	定期種痘		臨時種痘		合計		百分比	
	感	不感	感	不感	感	不感	感	不感
昭和六年	一七〇、五九九	二二九、一四	一、三二	九、一九六	一七〇、七二一	一三〇、一四二	六六、七	三三、三
同七年	一六七、七五五	三〇、三九〇	二〇、三七五	三六、三四六	一八八、一三〇	一六六、四八八	五七、〇七	四二、九三
同八年	一八、七七七	二〇、六〇一	一	一	一九、三七八	二〇、七五二	六八、三三	三一、六七
同九年	一九〇、四五〇	一五、四〇八	一一、一三	四、三三三	二〇一、五八三	一七、七五九	六四、六〇	三五、四〇
同十年	二〇三、二五〇	一〇、四四六	六、八三二	六、八	二一〇、〇八二	八、八三四	六七、七	三二、三

第四節 慢性傳染病及精神病

一 癩豫防 本島に於ける癩患者は、昭和五年七月の警察調査に依れば一、〇八四人であり、從來本島人

の間には本病を恐れる風習なく、重症患者が平然として接客業、飲食物業に従事してゐる状態であつた。然るに其の療養施設としては外人基督教醫師の設けた小規模の診療所のみであつたので、總督府に於ては癩問題を解決する爲、昭和五年より癩療養所樂生院を開設し、昭和十年末現在に於ては病床三百二十七を有するに至つた。又昭和八年六月には臺灣癩豫防協會が設立せられ、爾來三年間に基金二十餘萬圓を募集し、其の事業として癩豫防に關する知識の普及宣傳、未感染兒童保育所の經營、癩に關する權威者の招聘及び講演、癩患者及び癩療養所職員の慰安獎勵、癩に關する學術的研究援助等癩の豫防、撲滅の爲に種々活動してゐる。又馬偕醫院長テラー博士は臺北州淡水郡八里庄に、樂山園と稱する八十名の患者を收容し得る癩療養所を建設し昭和九年四月一日より收容を開始した。同院は本島唯一の私立癩療養所であつて、總督府に於ては創立に際し二萬五千圓、其の他年々數千圓を補助してゐる。昭和九年十月一日には癩豫防法が本島に施行せらるゝことになり、本島に於ける癩豫防施設、法規共に著々完備の一路を辿りつゝある。

二 結核豫防 本島に於ける結核死亡者は年々七、八千人を算し、其の患者数は七、八萬人を數ふる状態であり、結核豫防事業の最も重要視せらるべきことは既に識者の廣く認めて居る事實であるが、この事業の範圍は極めて廣汎にして少額の經費を以て能く其の實績を挙げ得ざること、從來本島人が本病の害毒に對して案外無關心なりしこと等の事情に依り、本島に於ける結核豫防、其の早期診斷、治療、救護等の事業は極めて貧弱なものであつた。今日本島に於ける結核患者收容施設は、臺灣總督府松山療養所竝に日本赤十字社臺灣支部醫院の結核病棟及び其の他各醫院の隔離病室のみで甚だ不十分なるを免れない。近年に

及んで民間に於ける結核豫防施設要望の聲も漸く高く、昭和九年には臺灣結核豫防協會の設立をも觀た。近き將來に於ては各方面の施設がとゞのへらるゝに至るであらう。衛生當局に於ても本病の豫防の爲あらゆる努力をしてゐる。

三 花柳病豫防 本島に於ける花柳病は相當廣く蔓延してゐる。而して之が豫防策としては公娼制度を採り、娼婦の風俗上及び衛生上の取締を嚴にし、定期或は臨時に健康診斷を施行し以て病毒の傳播を防止すると共に密淫賣の取締を嚴重に行つてゐる。

娼妓檢診の結果は別表の如く、昭和九年中の成績に於て有病率四・四二%であり、内地の有病率約一・五%に比して約三倍の高率を示し、藝妓及び酌婦の有病率も亦娼妓のそれに劣つてゐない。

州廳別娼妓、藝妓及酌婦數

(昭和九年)

種別	臺北	新竹	臺中	臺南	高雄	臺東	花蓮港	澎湖	計
娼妓	四〇八	—	三	二七	一七三	—	四	九七	九四五
藝妓	三六	二五	八三	三二	一七	二五	六	四二	一、〇一
酌婦 (女給を含む)	一、四九 八七五	二四三 八五	三七六	四四	八八三 二四七	七二	五九	七三	三、六一九 一、二〇七

×は女給再掲

第四節 慢性傳染病及精神病

娼妓、藝妓、酌婦及密淫賣者有病率

二七二

(昭和九年)

種別	檢診人員	有病者			有病率(%)
		微毒	軟性下疳	淋病	
娼妓	四〇五六	一五四	四七〇	一三三	一九四七
藝妓	一七八三	三	三	七五	八〇
酌婦	五六七二	二九	七三	三〇九	三八四
密賣淫者	八八四	元	四	一四	三二

四 **トラホーム治療及寄生蟲驅除** 保健調査の結果、本島に於けるトラホーム及び寄生蟲病の廣汎なる蔓延の實情が明瞭になつたので、各州廳に於ては街庄を督勵してトラホームの治療及び寄生蟲の驅除に努めてゐる。

五 **精神病者監護** 本島に於ける精神病者数は人口に比して内地の約半数に過ぎないが、それでも尙昭和十年五月の調査に於て總數三、四八一人に及び、三二七人は常に監置の必要あるものであり、五二二人は時に監置の必要あるものであつた。然るに本島の精神病者監護施設は、一般窮民の救療を目的とする各地慈惠院に精神病者監置室の設けあるのみで、眞に近代的な精神病院と看做さるべきものは皆無であつた。

が、昭和四年本島唯一の精神病専門醫院として私立養浩堂が設立され、又昭和六年度より三箇年繼續事業として臺灣總督府立精神病院が完成し同十年二月より患者の收容を開始した。此の間社會事業團體に依る若干の設備も加へられ、昭和十年末に於て本島の精神病者收容施設は二五八床を備ふるに至つたが、三千五百の患者數に對しては尙僅少であり、殊に施療病床の不足が甚しい。この缺陷を補ひ精神病者監護の徹底を期する爲、精神病者監護法及び精神病院法が昭和十一年二月一日本島に施行せらるゝことになり、本島の精神病問題の解決も格段の進展を示すに至つた。

病院名	收容人員	所在地	設立月日
府立養神院	一〇〇	臺北市外松山庄五分埔	昭和九年十月
財團法人 臺北仁濟院	〇	臺北市堀江町	大正十一年十一月
財團法人 高雄慈惠院	八	高雄市前金	昭和八年十月
私立養浩堂醫院	二	臺北市宮前町	同 四年四月
臺北愛々寮	五	臺北市綠町	同 四年
臺南愛護寮	二	臺南市東門町	同 四年四月

第五節 地方病附毒蛇

本島の地方病の主なるものはマラリア、肺チストマ、十二指腸蟲病、甲状腺腫、黒水熱、恙蟲病、脚氣病などである。

マラリアは今猶汎く全島に分布し其の被害が少くない。肺チストマは中部以北の山脚地方に屢々見るところで、特に新竹州下に最も多い。十二指腸蟲病も全島に互つて相當蔓延し、就中農村に多い。甲状腺腫は濁水溪の上流地方、大溪郡下並臺東、花蓮港廳下の蕃地に多い。黒水熱は屏東地方及び臺東、花蓮港廳下の蕃地に比較的多数の患者が発生し、恙蟲病は本島東部海岸殊に花蓮港廳下木瓜溪附近に多い。又脚氣病は往時マラリア病と共に内地人の最も悩まされたものであつたが近年著しく減少するに至つた。

一 マラリア防遏 マラリアは其の流行汎く全島に互り、潜勢的禍害の侮り難きものがある。大正二年本病防遏の根本策を樹立し、マラリア防遏規則を制定して以來、マラリア原蟲保有者の根絶と蚊族の撲滅とに力を致し、先づ其の病毒の濃厚なる地方から地域を指定して住民の血液検査を行ひ、其の發見した原蟲保有者には一定の服薬を命じ又蚊族の豫防驅除の爲には蚊帳の使用及蚊遣の勵行、掃除清潔、低濕地の排水、埋立、木竹・雜草の芟除、排水溝の施設などを行つて居る。

最近五箇年間の血液検査成績(防遏施行地域)は左の通りである。

年次	施行箇所	檢血延人員	原蟲保有者數	採血人員百ニ付原蟲保有者
昭和六年	一五五	二二七〇五五三	四四、三九	一八八

年次	檢血延人員	原蟲保有者數	採血人員百ニ付原蟲保有者
同七年	一六八	二四二、六六	二七、二五
同八年	一七四	二四四、九〇二	二九、五
同九年	一六四	二六二、八六八	二七、六
同十年	一六九	二五九、三九	三〇、八

備考 昭和九年全島マラリア死亡者は三、一〇七名なり

二 毒蛇被害 毒蛇は山地に多く、其の種類は青竹絲、龜殼花、雨傘節、飯匙倩、百步蛇、鎖蛇などで、山地住民は之に悩まされて居る。昭和十年中の州廳別毒蛇被害は左の通りである。

種別	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳	計
被害者	一五六	五六	三〇	一五	八〇	三	五六	—	四三三
死亡者	七	三	一〇	六	七	二	一	—	三六

第六節 阿片制度

阿片問題の解決は改隸當時最も内外の注意を惹いたものゝ一つであつたが、遽かに之れを禁する時は反つて阿片癮に陥つた者の生命を害するから、結局彼等を救済する趣旨から漸禁の方針を執ることゝし、明治二十九年二月を以て政府以外の阿片輸入を禁じ、島民中吸食の習癖を成せるものに對してのみ、一定の

規則の下に使用を許す旨を諭告し、翌三十年一月を以て阿片令を公布し、一般には之れを禁するが、總督府の指定した醫師の診断に依つて阿片癮者と認むるものに限つて、官製の阿片烟膏を購入吸食するを許可し、烟膏の販賣、吸食所の開設、吸食器具の製造販賣等には總督府の許可を要することとした。同年三月阿片令施行規則を發布し、島民に對しては本令發布の要旨を諭告し、一方教育上からも阿片の害を會得せしむることに努力した。然し當時は尙土匪各地に出沒して法令の普及も容易ならず、三十三年九月を以て辛うじて全島の癮者を網羅し、其の數十萬九千六十四人を得て吸食特許の鑑札を附與し、次いで三十五年吸食者の名簿を整理し、始めて事業の一段落を告げた。爾來その輸入、製造、密吸等に就き取締を嚴にし今日に至つたが、吸食特許者も其の消費高も年と共に減じ漸次所期の目的に到達しつゝあるが、昭和四年一月九日に效力が発生した壽府阿片協定實施の爲め且つ阿片斷禁の完成を確保促進せんが爲め、阿片令を改正して前記協定實施の日より之を施行した。本島在住の支那人に對しては、明治三十八年一月から毎曆年を限り吸食を特許し來つたが、大正八年七月特許を廢止することとし、既に特許した者に限り特に大正九年から十一年に至る三箇年の特許猶豫を與へたが、既に吸食を特許した者にして退去廢烟の見込なく事情已むを得ないものに對し、尙當分の間其の儘吸食特許を猶豫すべき旨同十一年十二月二十四日を以て布告した。

我が阿片制度と國際阿片問題の關係を一言するに、國際聯盟規約に國際阿片條約を引用した結果、國際阿片條約締結の目的たる阿片、モルヒネ、コカイン並に是等の物質より製造又は誘導したる藥品にして之れと同様の毒害を惹起し、又は惹起し得べきものゝ濫用を漸次禁遏せしむるため、大正九年（一九二〇年）國際聯盟阿片委員第一回會議を瑞西國ゼネバに開いてから、數次國際會議を開催し、人道的に之れを解決

せんとしつゝあるが、其の嚮ふ處は我が制度の精神に一致してゐる。大正十三年十一月ゼネバに開催せられた國際阿片會議に於ては、我が制度の精神並にその実績が一層精確に紹介せられ、阿片行政の理想として國際的稱讚を博するに至つた。本制度確立以來癮者漸減の成績を示せば左の如くである。

阿片吸食特許者（本島人）

（各年十二月三十一日）

年次	吸食特許者			人口 百に付	年次	吸食特許者			人口 百に付
	男	女	計			男	女	計	
明治三十八年	一一五、四六三	一五、〇一四	一三〇、四七六	四三	昭和元年	二六、九八三	四、四五一	三一、四三四	〇八
同 四十一年	一〇五、〇一九	一四、九七三	一二〇、〇九二	三九	同 三年	二二、〇九一	三、八五一	二六、九四二	〇六
同 四十四年	八〇、九四七	一一、〇三八	九二、九七五	二九	同 四年	二二、〇五七	三、五九九	二五、六五六	〇六
大正二年	七二、三八一	一〇、七四七	八三、一二八	二五	同 五年	一九、三九五	三、八四三	二三、二三七	〇五
同 四年	六二、一五六	九、五五九	七二、七二五	二二	同 六年	一七、七六七	三、五三一	二二、二九八	〇五
同 七年	四八、一五六	六、六一四	五五、七七三	一六	同 七年	一六、二七八	三、三五四	一九、五三三	〇四
同 九年	四一、三七四	六、六三七	四八、〇一一	一三	同 八年	一四、八四一	二、九七九	一七、八二〇	〇四
同 十一年	三六、二五六	五、八五一	四二、一〇七	一三	同 九年	一三、四四三	二、七三七	一六、一九〇	〇三
同 十四年	二九、〇〇一	四、七五四	三三、七五五	〇九	同 十年	一二、二七八	二、四六六	一四、六四四	〇三

阿片吸食特許者 (支那人)

年次	吸食を特許した數		年末現在特許者		年次	吸食を特許した數		年末現在特許者	
	男	女	男	女		男	女	男	女
明治四十一年	一五三〇	三三	九三一	一六	昭和三年			三九九	七
大正元年	一三七四	二七	九六四	二〇	昭和四年			三六一	三
同 四年	二四九三	四一	一三一一	三	昭和五年			二〇八	三
同 七年	四三〇三	二九	二七三七	二〇六	昭和六年			一九二	二〇
同 九年			九二	一〇八	昭和七年			二七四	二七
同 十一年			七五	八	昭和八年			一五五	六
同 十四年			五五〇	五四	昭和九年			一三八	一五
昭和元年			四九六	五三	昭和十年			二二六	一五

第七節 衛生施設及取締

一 上水と下水 我が始政の頃本島の給水は、河水又は井戸水を用ひ水質の不良な上不潔甚しく、幸ひ臺北附近には鑽井を穿つて噴水を得たが、之れとても遍く行き互らず衛生上給水方法の改良は焦眉の急務

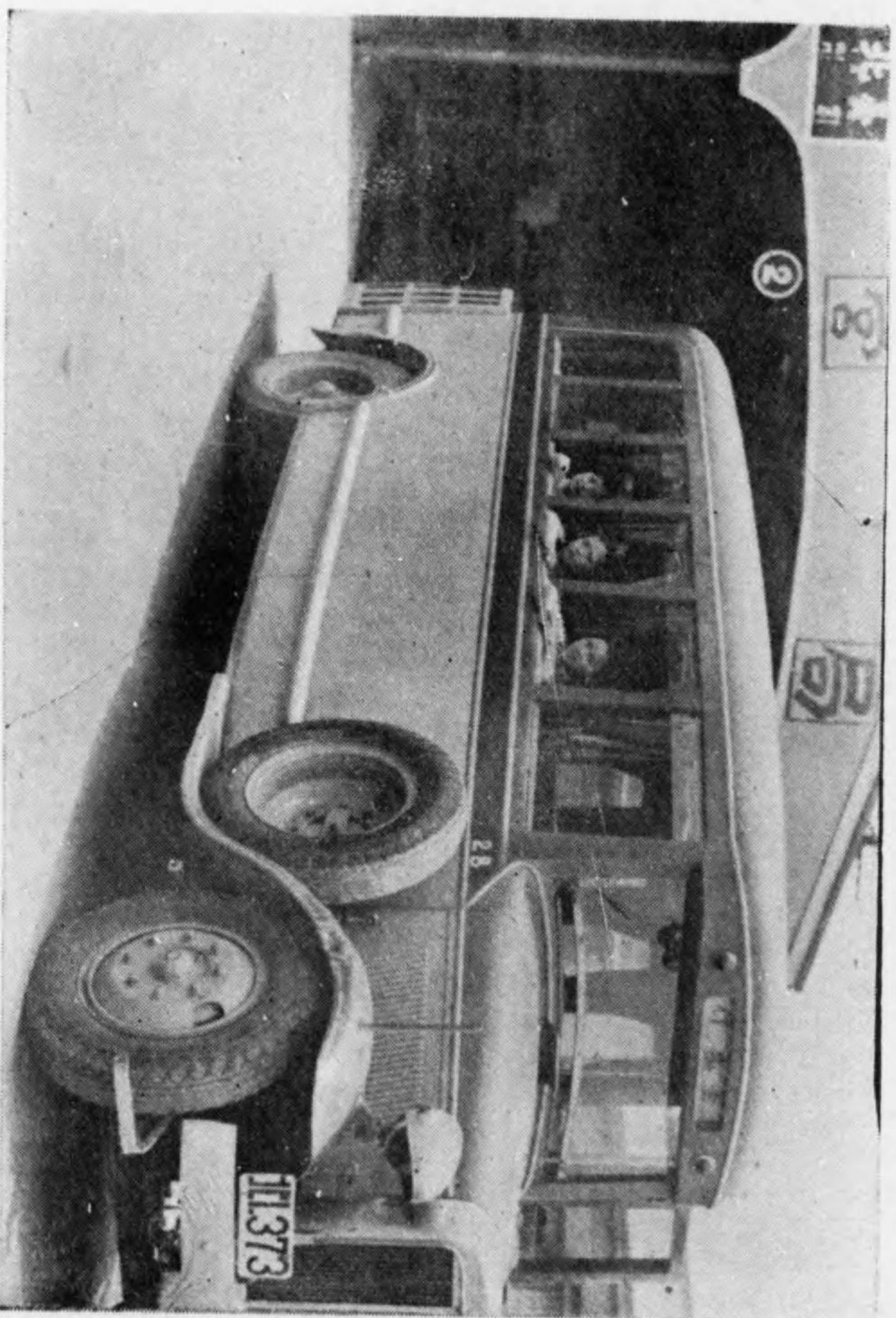
であつた。されば總督府は主要都市に水道を設け其の缺を補ふこととし、既に竣工したものの九十一箇所に及び、尙目下工事中のもの若くは計畫のものも多數である(第十四章)。又本島では土砂を採掘して土壩を製し、之れを家屋建築の材料とするの風習あり、爲めに宅地の内外に其の採掘跡の陥地を生じて汚水を滞留するのみならず、各戸から排出する汚水は自然の放流に委し故た、其の不潔名状すべからざるものがあつた。されば總督府は衛生施設の第一著手として全島に適切な下水を設計せむため、内務省衛生工事顧問技師バルトン氏を招聘し全島を踏査せしめ、且東洋各植民地を視察せしめた上、英領新嘉坡の構造に則り本線を暗渠に支線をU字形開渠式とする設計をなし、明治三十二年下水規則を發布し之れが普及に努めた結果、現在に於ては如何なる小市街にも多少之れが施設を見ないものはない。

二 住宅改善 明治三十一年中市區改正委員會を組織し、同三十三年家屋建築規則を發布し、新築家屋の取締、舊家屋の改築補修又は取毀しを命ずることとし、既に之れを實行したのは臺北、基隆、新竹、臺中、彰化、臺南、嘉義、斗六、麻豆、高雄、屏東、花蓮港、宜蘭、羅東、草山の十五市街で、其の他の都邑も亦略々之れに準ふの處置を取つて居る。偶々昭和十年四月新竹、臺中兩州下の大地震に於て土壩建築の崩潰に依る死傷者頗しき數に上り、在來家屋の危険なる事を明にした。依て該地方即ち竹東、北埔、竹南、後龍、南庄、苗栗、公館、三叉、銅鑼、大湖、卓蘭、豐原、神岡、内埔、清水、梧棲、沙鹿、石岡の各街庄に市區改正の計畫を樹て、同時に家屋建築規則を施行して耐震家屋を建築する事となつた。今後數年を出でずして健全なる復興を見るであらう。

三 屠場 元來本島には屠場の設けなく、屠殺を處構はず行ふ風習があつた。仍て改隸後私設屠場を設けしめ之れを取締ることとしたが、尙ほ衛生上遺憾とすべき點が多々あつたので、明治三十三年中其の管

清涼飲料類	其他の酒類	ビール	葡萄酒	清酒	氷	乳製品	山羊乳
警察官	技術官	警察官	技術官	警察官	技術官	警察官	技術官
二七二六	一三三〇	二四四	一四	一八	七〇	五四	二七
三五一四〇	一六九六	一七二〇	二八四	二六〇四	二八、一五	二六、八七	元
二七	二七	一	一	二	二	二	二
五	五	五	五	五	五	五	五
六四、八四	二〇、四五	四	三	三	三	二五〇	一、六四
四九三三	一九七二	五三	二八	八	一九六	一、三六	一、四六
二九九	一〇	六	六	三〇	三	九	五
一五、六八	一、三〇	三、七	三、八	二九二	二八	一、七〇	一、六五
三、七	一、六八	一	五、六	二	二	二、八	五
九、六三	四、五	三	三	五	三	二、五	一、六
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

菓子類	果實類	罐詰類	獸肉類	醬油	酢	味噌	其他の食物
警察官	技術官	警察官	技術官	警察官	技術官	警察官	技術官
二、六三	二、四九	二、二四	三	一、一六	一、八四	二、七四	六、三
八、九〇	八、五七	三、五五	一、七二	一、九〇	二、七八	四、一	四、一
九	八	五〇	八	七	二	二	二
五	五	五	五	五	五	五	五
三、八	四、九〇	一、八〇	六〇、三八	一、三三	二、七八	一、〇八	二、六七
四、五	四、九九	一、八〇	五、九六	一、〇〇	二、五〇	九、八五	二、三三
五〇	七〇	六二	三、三三	七	一、四	一、〇	一、三
一、八九	二	五、二九	一、九	六	二、七	一、〇六	一、八
四、八	四	七〇	一、〇	一	一	一	一
六	一	一〇、五	二、九	三	二、三〇	三、八〇	二、〇
六	一	一〇、八	二、九	三	二、三〇	三、八〇	二、〇



交 通 局 々 營 バ ス

第十二章 交通 通信

第一節 道路

一 道路 本島古來の習慣として、官廳は殆んど道路に關與せず、富豪等の特志經營に委ねべきものと看做されて來た。若し偶々官廳が補助をなすか、又は官廳自ら之に當ることがあつたとしても、其の計畫は一貫せる方針に依つたものでなく維持の方法もない。随つて施政當時の運輸交通の困難は誠に名狀すべからざるものであつた。依つて明治二十八年中に我が工兵隊の手に依り南北縦貫の軍道を開鑿したのを手始めとし、同三十三年十月には道路設備準則を定めて、地方廳管内の住民に訓諭し其の改修を奨励し始めた。斯くして保甲民の出役、寄附又は地方税或は關係地方の特別賦課に依つて延長約一萬二千軒の道路を改修し得るに至つた。然し其の大部分は勾配急なるのみではなく、大概橋梁もない應急のものに過ぎなかつたので、明治三十八年重要道路約二千七百軒を指定して更に改修を企てたが、此の道路は内地の國府縣道に該當すべきもので、現今此の所謂指定道路は三千三百四十八軒三に達してゐる。

大正元年以來國費を以て開鑿又は改修した道路は左の如くである。

桃園(新竹州)・宜蘭(臺北州)道 大正元年度から同五年度に互り、角板山(新竹州)附近から圓山(臺北州)に至る蕃地約七十五軒と、他に約二十七軒の支線とを歩行道路として開鑿す。

蘇澳(臺北州)・花蓮港道 大正五年度から歩行道路として開鑿に著手し、十三年度に至り全部完成したが、更に昭和二年度から、標準幅員三米六三のまゝで自動車を通じ得るものと爲す目的で改築に著手して、昭

和六年六月から全區間を通じ定期乗合自動車の運行を開始させた。乃ち始めて本島の北部地方と東部臺灣の北部地方とが自動車連絡が出来ることになったのであつて、本事業は同七年六月完了した。本道は其の總延長百十九軒八百七十六米で、臺北州と花蓮港廳との境界大濁水溪には長さ五百十四米五八の鐵線吊橋がある。

新化・玉井(臺南州)道 大正七年度から開鑿に着手して十年三月末日開通。延長は二十四軒百九十六米。
縱貫道路(基隆・屏東間) 大正八年度國費を以て臺南・鳳山間を實用幅員十四米五四に改修するや、各州に於ても之れに倣ひ地方民が勞力竝に敷地寄附をなして道路の築造に當り、之れに伴ふて架橋や砂利敷は、國庫又は州費を以て年々施行し、今は全長四百六十一軒六百七十三米の内、濁水溪及下淡水溪附近の外は、完全に自動車連絡が取れてゐる。昭和十四年三月末には濁水溪の橋梁を除いた全部の工事を國庫で完成する計畫である。

屏東(高雄州)・臺東道 昭和二年度から開鑿に着手して同五年三月末日開通した。道路の勾配、曲線等は自動車道の規格としたが、幅員は理蕃警察道路で蕃子寮(高雄州)・呂家(臺東廳)間の延長百三十七軒四百四十五米である。

楓港(高雄州)・呂家溪(臺東廳)間 本島西部鐵道終端驛溪州又は潮州より、臺東街へ自動車連絡の途を開かんとして、本區間の中未改修の楓港・呂家溪間百五軒八百五十米を國費で新設又は改築することとし、昭和八年六月に著手した。昭和十四年三月末迄には完成する計畫である。

新店・礁溪(臺北州)間 臺北市より花蓮港街へ自動車連絡の途を開かんとして、本區間の中未改修の新店、礁溪間延長約六十五軒を國費で新設又は改築することとし、昭和十一年十月に著手した。五箇年繼續

事業として、昭和十六年三月末迄には完成する計畫である。

臺北・基隆間道路舗裝 縱貫道路の内臺北・基隆間延長約二十九軒を、昭和十年度から五箇年繼續で道路の特に不良なる曲線部の匡正、路體の改良及全幅(十一米乃至十八米)に混凝土又は簡易アスファルトの舗裝を爲す計畫である。

地方費で施行してゐる道路事業の主なるものは、各州管内指定道路改修事業である。交通上、産業上特に重要な路線約一千三百五十三軒を選定して、昭和五年度より十箇年計畫で、平地部九米、山地部五米に擴張するもので、本事業には國庫から工費の四分の三乃至三分の一を補助して居る。

二 橋梁 橋梁の特記すべきものは左表の如くであるが、尙縱貫道路内には延長二軒百二十米四の濁水溪橋が一箇所未著手で残つてゐる。國費又は地方費を以て道路の改修と共に其の架設をなすつゝある。

橋名	道路名	構	造	橋長	有效幅員	竣工年度	費用區分
八塔橋	縱貫道路	鐵筋混凝土アーチ型橋		一六七米	七八米	昭和二年度	國庫
臺北橋	同	ブラット式鉚結鋼鐵桁橋		四五六米	五八米	大正十四年度	同
鳳山溪橋	同	鐵骨混泥土桁橋		一九九米	五五米	昭和四年度	同
頭前溪橋	同	鐵骨混泥土桁橋		五三七米	五五米	同	同
中港溪橋	同	鐵骨混泥土桁橋		二五三米	五五米	九年度	同
後龍溪橋	同	鐵骨混泥土桁橋		三八六米	五五米	同	同
大安溪橋	同	鐵骨混泥土桁橋		九六〇米	五五米	同	同

大甲溪橋	大肚橋	虎尾溪橋	三疊溪橋	牛稠溪橋	八掌溪橋	急水溪橋	官田溪橋	曾文溪橋	二層橋	下淡水溪橋	昭陽橋	關陽大橋	古亭橋	東澳橋	澳尾橋	南澳橋	大濁水溪橋	カナガン橋
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	臺北板橋道	宜羅蘇澳道	兒寮王道	蘇寮道	花蓮港道	同	同	同
鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋	鋼筋混凝土桁橋
1345	5938	1890	1050	215	378	2061	2300	392	1800	1700	372	7851	3000	1255	1145	182	5145	223
昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫

新埔橋	大溪橋	東勢大橋	烏溪橋	集大橋	榮和橋	平港橋	北港橋	白鷺橋	赤關溪橋	巖關溪橋	東石橋	八千代橋	月眉潭橋	千代橋	君代橋	大平橋	瑞穗橋
新社關西道	桃園大溪道	豐原東勢道	臺中埔里道	臺中竹山道	荊桐斗六道	斗南北港道	民雄北港道	嘉義中埔道	嘉義白河道	朴子北港道	嘉義石頂道	東石道	新營布袋道	嘉義北港道	北門鹽水道	臺南北門道	北港新港道
鋼筋混凝土桁橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋	鋼索吊橋
237	244	2100	270	410	218	2100	2100	2100	2100	2100	2100	2100	2100	2100	2100	2100	1000
昭和十五年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫

縱貫線 (基隆・高雄間) 本線は明治三十二年以降十箇年繼續事業として、豫算總額二千八百八十萬圓を以て、基隆・新竹間百餘の既設線の改良及び新竹・高雄間の建設工事に著手し、既定豫算の範圍に於て淡水線及潮州線の内高雄・九曲堂間の建設をも加へ、明治四十一年四月全線の開通を見た。本線は當初竹南より苗栗、臺中を経由して王田に至る所謂山線を経由したものであつたが、其の後社會經濟の著しき發展に依り苗栗・臺中間急勾配線が甚しく鐵道輸送能力を減殺するに鑑み、大正八年度以降四箇年繼續事業とし、經費總額千五十五萬圓を以て、竹南より分岐し大甲、清水を経て王田に達する海岸線建設の工を起し、大正十一年十月竣成と同時に之を縱貫本線とし、前記山線を縱貫線より區別して之を臺中線と改稱した。

臺中線 (竹南・王田間) 本線は當初縱貫本線として建設せられたものであるが、前記の如く大正十一年十月海岸線を縱貫本線とするに及び臺中線と改稱せられた。

淡水線 (臺北・淡水間) 本線は縱貫線建設改良工事の材料運搬線として、明治三十三年六月起工、明治三十四年八月竣工開通した。其の建設費四十二萬餘圓は縱貫鐵道建設改良費を以て支辨した。

潮州線 (高雄・溪州間) 本線は高雄より鳳山、九曲堂、屏東を経て溪州に達するもので、内高雄・九曲堂間は縱貫鐵道建設改良費の内より敷設費二十八萬圓を支出し、明治四十年四月工事に著手し同年九月竣工開通し、九曲堂・屏東間は明治四十四年度以降三箇年繼續事業として經費二百三十萬圓 (内三十萬圓追加豫算) を以て工事に著手し大正二年十二月開通し、屏東以東は枋寮線として宜蘭線と一括、大正六年度以降五箇年繼續事業總經費一千萬圓の内本線割當額二百三十三萬六千二百二十二圓を以て工事に著手したが、中途歐洲戰亂の影響を受け物價勞銀暴騰の爲め、經費の増額、工事年限の延長を餘儀なくし、其の工費割當額を三百四十九萬六千八百八十四圓に改め、工事年限を三箇年延長大正十二年溪州迄竣工を見たが、時恰も財

政緊縮に遭ひ溪州以南の工事を中止した。同時に高雄・溪州間の營業線路名稱を潮州線と改めた。

宜蘭線 (基隆・蘇澳間) 本線は前記の如く枋寮線と一括、總經費一千四百萬圓を以て大正六年度以降五箇年繼續事業として議會の協賛を得、本線割當額七百七十七萬餘圓を以て、縱貫線八堵より分岐し蘇澳に至る建設工事に著手したが、枋寮線と同様物價勞銀暴騰の爲め、結局工事年限を大正六年度以降大正十三年度に至る八箇年、本線割當額を千二百五十四萬圓に變更、大正十三年十二月竣工した。尙八堵・基隆間は其の後改良工事が加へられ延長せられたものである。

臺東線 (花蓮港・臺東間) 本線は東部海岸花蓮港・臺東間に於ける唯一の鐵道で、北部の花蓮港・玉里間は明治四十二年以降九箇年繼續事業、經費四百八十六萬七千圓 (中途工事年限乃至豫算變更の結果) を以て工事に著手し大正六年開通し、南部の臺東・里壠間は大正十一年四月九十四萬八千餘圓を以て臺東拓殖株式會社經營の私設鐵道を買収官營として營業を開始し、中間の玉里・里壠間は大正十年度以降五箇年繼續事業、經費二百二十萬圓 (中途工事年限) を以て同年七月工を起し同十五年三月竣工し、茲に花蓮港・臺東間一路開通した。全線軌間は〇・七六二米である。

集集線 臺灣電力會社が日月潭水電工事用材其他運搬の爲、二水・外車埕間二十九軒七分 (軌間一・〇六七米) の鐵道を敷設し、大正十一年一月から營業線として一般鐵道營業をなし來つたが、昭和二年四月當該地方の開発を促進せんが爲、三百七十三萬八千圓を以て官に買収した。

平溪線 (三貂嶺・菁桐坑間) 臺陽礦業會社が運炭用として敷設した專用鐵道 (十二軒九分) を、當該地方開發並に本島北部に於ける良炭田開發の爲、昭和四年七月、百五十萬圓を以て官に買収した。

二 改良 新線の建設に忙殺され、既設線路の改善を圖る餘力が無かつた本島鐵道は、逐年旅客・貨物

荐りに増加し、特に大正八、九年の如きは屢々滯貨問題を惹起したるに鑑み、愈々全線に互つて勾配緩和等線路改良の必要を認め、議會の協賛を経て順次之れが改良を圖ることにした。乃ち基隆・八堵間及び鶯歌驛附近は大正十年七月工事に著手し十二年十月竣成、桃園・茨子脚間及び追分・彰化間は十二年六月著手し十四年四月何れも竣成した。又王田・彰化間直通線は十一年四月著手し十四年五月一日運轉を開始した。更に同年五月から茶山隧道附近の改良に著手し十五年一月竣工し、引續き香山・竹南間(十一杆一分)の改良工事に著手、昭和三年三月竣工、基隆川及び後壠溪橋梁改良は昭和三年九月著手、五年三月竣成した。尙臺東線に於ける初鹿尾附近改良工事も昭和三年三月竣成した。

かくの如く年々部分的改良を爲し來つたが、逐年増加する客貨輸送の爲め、近き將來に於て單線輸送の極限に達するの實情に鑑み、新に縦貫線を複線とするの方按を樹て、先づ第一期計畫として昭和二一六年度に至る五箇年繼續事業として、工費豫算千四百萬圓を以て、輸送上急を要する臺北・竹南間及び高雄・臺南間を施工することとし、第五十二議會の協賛を経て確定し工事に著手したが、其の後豫算緊縮の爲め、工費豫算千二百四十四萬圓に減額、尙施工年度を四箇年延長し、同十年度迄の九箇年間繼續事業に變更せられた。而して之れが工程は高雄・臺南間四十六杆五分、臺北・竹南間九十七杆一分の工事は昭和十年度完成、複線營業を開始した。

此の外基隆及び嘉義驛改良、鹿寮溪附近改良、機關庫増設、橋桁改良、臺北工場移轉、馬太鞍溪架橋工事、二水驛構内擴張工事に著手し、内基隆驛改良工事及び鹿寮溪附近改良工事は五年度中に、馬太鞍溪架橋、中部操車場新設は六年度中に、嘉義驛改良、機關庫増設、橋桁改良、二水驛構内擴張工事は何れも七年度中に完成、臺北工場移轉は十年十月完了直に事業を開始した。

三 沿線の概況 本島の都市、史蹟名勝は附録として各州別に詳述してあるが、今便宜の爲め、各線別に沿線の概況を示さう。

縦貫鐵道は、本島の一大關門基隆を起點とし、南部臺灣の重要港高雄を終點とする本島の幹線で、脊梁であり、將又大動脈である。されば島内の主要市街は殆んど其の沿線に在り、産物の大部分も亦其の沿線に集注して居る。起點基隆附近には金礦あり、又多數の炭礦あり、南へ一時間弱にして全島の首都臺北に達す。更に南下して中部へ向へば新竹、臺中、彰化等の代表的都邑あり、又産物としては桃園、中壢、平鎮の茶、新竹附近の柑橘、大甲附近の大甲藪製品、彰化、員林、二水附近は米及芭蕉實の産地である。二水の南、濁水溪の鐵橋を跨え斗六、斗南を過れば程なく阿里山の登山口であり且阿里山材の集散地たる嘉義に著く。嘉義より水上に至る間、我が國唯一の北回歸線標塔があり、いよく熱帶圈に入る。臺南沃野十五萬甲の大灌漑をなす嘉南大圳貯水池への通路たる番仔田を過ぎ、最舊都たる臺南に入る。途中濁水溪より南に進むにつれて左右無涯の蔗園は渺茫として糖業國の面目自ら躍如たり、又好晴の日、東方遙かに新高の靈峰を眺むることが出来る。

縦貫線の終點であり、又潮州線の起點たる高雄へは臺南より一時間餘にして到着する。

臺中線は縦貫線竹南驛より分岐し山手方面を走り、苗栗、豐原、臺中等を経て彰化に於て縦貫線と相會してゐる。苗栗・豐原間は山嶽重疊の間を縫ひ、頗る山容の奇態に富む。中間十六份驛は海拔約四百米、全線中の最高地點である。産物としては苗栗附近に石油、樟腦があり、豐原、臺中附近は所謂中部米及び芭蕉實の代表的産地である。

宜蘭線は亦基隆を起點として八堵より分岐して蘇澳に至るのであるが、途中四脚亭より頂雙溪に至る間は、所謂北部炭田の中心地で石炭の搬出が盛んである。宜蘭、羅東、蘇澳の街邑は附近に宜蘭沃野と千古斧鉞を加へざる太平山森林を控へ、米、木材、金鑛、砂糖等の富源地帯である。征臺の宮北白川宮能久親王殿下の御上陸地點たる三貂角は澳底驛に近い。淡水線は島都臺北と改隸前の良港淡水とを連結し、沿線には官幣大社臺灣神社、圓山附近の名勝舊蹟、芝山巖及び臺灣箱根の稱ある草山、北投の温泉等、名所舊蹟が頗る多い。

平溪線は宜蘭線三貂嶺驛より分岐して菁桐坑に至る十二杆九分の枝線で、附近一帶は良炭田に富み、之れが開發に伴ひ沿線の發展期して待つべきものがある。

集集線は縦貫線二水より分岐して、中部山地に入り外車塚を終點としてゐる。途中水裡坑は靈峰新高の登山口で中部山地の主要地たる埔里街、絶勝の日月潭及び霧社へは外車塚より臺車の便がある。
 潮州線は高雄を起點とし鳳山を過ぎ、本島第一の大河たる下淡水溪を越えて屏東平野に入り、屏東を経て溪州に至る。沿線一體廣漠たる沃野を成し、米、甘蔗、鳳梨及び芭蕉實の産出も頗る多い。本島極南の主要地恒春及び最南端の鵝鑾鼻へは潮州より自動車の方が便がある。
 臺東線は花蓮港を起點として南へ走り、鳳林、玉里、里壩等の小邑を経て、明日の繁榮を期しつつ、臺東に達する。

四 各種統計

年度別	運轉		消耗	
	機關車	換算車類	石炭	油
明治四十年	九〇六、五三四	一〇、七三三、九九九	二五、三五五、六三三	一四、九七五
大正十一年	四、七五五、二六二	六、九三六、一九一	一四、八五九、〇二〇	七、四三九、九
昭和元年	五、一六四、八二六	九、〇一四、〇三四	一六、七、五五五、八二	七、九〇八〇
同 四 年	五、八七七、七三	一、四一三、六八三	一八、九八〇、七五四	九、八三三
同 六 年	九、五四三、〇九四	二、九二五、八九九	二八、八三三、〇六三	一、九〇三、六
同 七 年	九、四一九、五九八	二、九三三、九四一、四九九	二二、四一三、五五四	一、八七、〇〇一
同 八 年	九、四八四、三三三	二、九七七、七五六、九七四	二〇、九三九、七、二二	一、八九、五八三
同 九 年	九、七五五、五七一	三、一七八、四七〇、八九	二二、一九五、七六四	二、〇二、六七〇
同 十 年	一〇、三三三、四三三	三、四六一、七九一、四二八	二二、三〇七、二八九	二、五、六四〇

備考 凡べて汽自動車及びガソリン機動車の分を除く。

年度別	年度末營業哩	列車走行料	車輛走行料	指		數
				營業料	列車走行料	
明治三十二年	六〇、五	三、四〇三、三	一、四六四、八六六	100	100	100
同 四 十 年	二六六、五	一、三三三、八五八	一、六八五、四八三	四四〇	五〇八	一、一五二
大正十一年	四六八、九	五、九七二、四五五	九六〇、七八、三〇七	七七五	二、五九六	六、五五九
昭和元年	五、一八六	七、六〇七、一一七	二、三六八、四一七	八五七	三、三〇七	八、七九〇
同 四 年	五、四九〇	八、四五五、八六六	一、四八六、六一七、九三	九〇七	三、六七六	一〇、一六九
同 六 年	—	八、七三三、四〇三	一、四六八、五九、一九一	九〇七	三、七九七	一〇、〇三三
同 七 年	—	八、六八八、一八〇	一、四七八、八二〇、一一	九〇七	三、七七七	一〇、〇九五
同 八 年	八八、七	八、七三三、五〇一	一、五〇八、五九六、七九	九〇七	三、八〇五	一〇、二九八
同 九 年	八八、七	八、九六八、七五	一、六〇三、五八、二九七	九〇七	三、八九九	一〇、九四七
同 十 年	八八、七	九、三〇五、七三	一、三九三、四八七、〇	—	—	—

備考 前年度に比し車輛走行料の減少を示せるは客車車數換算率の改正に依るものなり

第二節 鐵道

重要貨物輸送數量

年度別	種別	重要貨物輸送數量									
		石炭	砂糖	米	甘蔗	木材	肥料	薪炭	茶	樟腦油	煉瓦
明治四十一年		三七〇四	九〇、一〇四	一六八〇九九	三八、一八七	一、五二一	一六〇三六	二二、六五	一六八〇九	九、一〇三	二、四二〇八
大正十一年		八五、六四一	四七、七一九	二七、一六一	一、四八九九四	二、六四二〇	一六、七五四	四七、三七四	三、七五七	一〇、一五一	三、七五八
昭和元年		一〇六、九七〇	五二、四二六	五五、五七三	一、四四〇九九	一、六七〇五八	三、五、一三七	四六、一五三	三、九、二六九	一一、一五七	六、七〇六八
同 四年		九七、九五六	八四、九三〇	五五、三三五	一、八九三〇三	二、三三六七	三、五、九四九	三、三、九八九	三、三、三〇〇	一五、六六二	一、六、八六四
同 六年		八四、七三五	八六、七七〇	五七、四〇九	一、四、一、一五	二、〇六、一八六	三、五、三、六三〇	三、六、〇三五	二、五、六九一	一四、三、五三	七、四〇、一〇
同 七年		九二、〇六四	七八、六七八	七九、〇六五	一、四、五、〇八〇	三、六、一、五二	四、〇、七、七八	三、五、七八四	一、五、六一一	一〇、三、五四	一〇、一、七五八
同 八年		一〇六、九二九	六三、四〇三	七〇、一、五〇	一〇、一、七、七五	二、二、七、四四	四、九、九、五六一	三、三、一、六一	一、八、九、六〇	一〇、八、六五	八、七、三、四四
同 九年		一〇六、六八三	七三、〇八六	九三、四、四七	一、四、六、三七〇	二、四、〇、七七二	五、三、〇、八四	三、三、六、九八	二、〇、一、七九	一一、八、九〇	二、八、八、一五
同 十年		一二二、六二九	九四、五、七	八〇、一、六、四四	一、八、一、六、八九	三、八、五、四七	五、四、一、四三〇	二、三、七、四七	一、八、三、六七	一一、三、一八	二、六、六、六〇

各種運輸數量

年度別	種別	各種運輸數量			
		旅客	貨物	小手荷物	指
明治三十二年		三九五、三三八	六六、八六三	三、一一	一〇〇
同 四十一年		二、四二〇、八四五	五三、六二七	一、〇、一、六	六三
大正十一年		一、三九七、九五六	三、一七九、六七四	八、七、〇、五	三、五、三、六
昭和元年		一、八九九、〇六三	四、七、八、〇、八五	一〇、四、二、九	四、八、〇、四
同 四年		二、〇三九、六二九	五、一、七、四、七、九	一〇、二、七、八	五、一、五、九
同 六年		一、六、四、五、九、六三	四、七、六、五、六、四	八、三、二	四、一、六、三
同 七年		一、六、六、六、七、七	五、一、三、一、四、四、六	八、五、一、七	四、一、〇、八
同 八年		一、七、一、四、〇、八、五九	五、〇、八、六、七、七	一、四、一、七、九	四、三、三、六
同 九年		一、八、一、四、三、三七	五、七、〇、六、一、二七	一、四、九、〇、四	四、五、九、〇
同 十年		二、〇、五、一、九、〇、八三	六、二、五、九、六、八四	一、五、七、九、八	五、一、九、〇

第二節 鐵道

各種運輸收入 (圓以下四捨五入)

年度別	客車收入	貨車收入	雜收入	計	指數
明治三十二年	二四〇九五	二七、六五四	一、七三三	三三、四八二	100
同 四十年	一〇、六三三	一、二八、四三七	九〇九	二二、〇九八	六四三
大正十一年	五、六六一	六、五四一、六七五		二二、五七八	三五〇
昭和元年	七、四八六、六七九	九、七一一、六八七		一七、二〇〇、三六六	五〇〇
同 四年	八、三九九、一八一	一一、九二五、三三〇		二〇、二六四、七一一	五九〇
同 六年	六、八九七、三三七	一一、三六七、〇五八		一八、二六四、三八五	五三七
同 七年	七、一九九、四七七	一一、七四二、四二六		一八、八五一、八七三	五四八
同 八年	七、四六八、三九〇	一一、八六二、六五九		一九、三三〇、〇四九	五六二
同 九年	七、九六六、二二四	一二、四五八、四八五		二二、四二四、六九九	六三三
同 十年	九、五七八、二九九	一四、六二五、八七二		二四、二〇四、一七〇	七〇七

三〇〇

一日一軒收入

年度別	客車收入	貨車收入	雜收入	計	指數
明治三十二年	六〇〇九	三、五八三	〇〇四	九、六四一	100
同 四十年	一、七〇三、六	七、五二九	〇〇〇	一、四六、一五	一五二
大正十一年	二、五四一	二、五〇九		四、六六三	四八四
昭和元年	二、四五六	三、一八六		五、六四七	五八六
同 四年	二、六七三	三、七三五		六、三〇六	六五九
同 六年	二、三三四	三、五二九		五、六四九	五八六
同 七年	三、一〇五	三、六四二		五、六四七	六〇六
同 八年	三、二〇七	三、六八一		六、〇六八	六三三
同 九年	二、四七五	四、一八〇		六、六五三	六九一
同 十年	二、九六三	四、五三三		七、五〇五	七七八

第十二章 交通 通信

三〇一

第二節 鐵道

三〇一

昭和九年度 各線別一日 一軒平均收入	種別		線 臺 東 線
	客車 收入	貨車 收入	
	三、五二〇八	七、〇四一	
	五、二〇四	四、八四六	
	九、〇四三	二、八六六	

鐵道及自動車收入一覽 (△印は損失)

年次	鐵道收入	作業費	差引益金	諸支出金	差引益金	補充費	差引益金
明治三十二年	三、四八、八三六	四、一六、八四九	七、一〇三	四〇八	七、一四二	—	△七、一四二
同四十年	二、三六、八五一	一、四四〇、一九九	八、八六、六五三	三〇六八	八、八三、五八四	—	八、八三、五八四
大正十一年	二、三九、八九二	八、五七、三七六	三、七二、四九六	一、二、三二	三、七三、六九五	一、五七、八七三	二、一五、六二二
昭和元年	一、七二、三、四七八	九、五三、四、五八八	七、七二、七九〇	一、四、五三三	七、七三、三二八	八、一八、七六三	六、八四、五九六
同四年	二、〇三、九、七、三三	一、七三、二、六九三	八、六六、五、四一	八、九六一	八、六六、五八〇	一、三六、七二七	七、二八、八五三
同六年	一、八六、三、九六〇	一、一三、九、二七六	七、四二、〇、二五四	一、一、六八	七、三九、〇、〇六	九、〇、三三	六、三〇、八、八六
同七年	一九、二、八、五、四〇	一、〇〇、一、七六〇	八、二八、三、六三	九、九五三	八、二四、〇、九	六、八七、〇〇三	七、五七、四、九七
同八年	一九、八、九、八、四三	二、五九、八、四六	八、二九、三、四六	六、五三、四	八、二八、八、二二	七、三三、八三、四	七、五七、四、九七
同九年	二、三、〇、〇、六、四八	三、四八、八、四一	九、八三、一、九七	五、三三	九、八六、八、八五	九、四九、一、四〇	八、八七、七、四、五
同十年	二、四、五、三、六、八九	二、五〇、七、七、七	二、〇、三、一、〇三	一、〇、三、一、〇三	二、〇、三、一、〇、六九	一、三、三、三、三九	一、〇、八、九、八、三、〇

備考 (一)鐵道收入は諸拂戻金を控除す (二)諸支出金中には諸拂戻金を含まず (三)明治四十年度は阿里山線を含む。

鐵道建設費その他

年次	建設及改良費	災害復舊費	補充費	計	累計
明治三十二年	一九七、〇九六	九九九	—	一九八、〇九五	一九八、〇九五
同四十年	二、六八、六、五九三	—	—	二、六八、六、五九三	二、八八、三、〇一
大正十一年	八、三六、〇、六八	二、八〇、四、三六	一、五七、七、七六	一、〇、三、五、三〇	八、八、〇、五、九七
昭和元年	一九二、二、六四三	三、七六、七、六九	八、一八、七、六三	三、一〇、八、一、七四	一、〇、二、八、六、〇、三二
同四年	四、九七、三、六四八	五、一八、九、八三	一、三六、七、七	六、八〇、〇、三、五八	三、二、六、九、四、八七
同六年	三、六九、八、〇七	三、一、八、三二	九、〇、一、三三	四、七、六、一、八六〇	一、三、一、八、五、〇、三二
同七年	二、六七、八、七二	—	六、八七、〇、〇三	三、三、六、五、七、二	一、三、五、二、六、〇、八一
同八年	二、八〇、二、六四	五、四、六、九四	七、三、八、三、四	三、六、八、七、九、二	一、三、八、六、四、八、七三
同九年	三、八三、一、七〇九	三、三、一、四、二五	九、四、九、一、四〇	五、一、二、二、六、四	一、四、三、九、七、一、三七
同十年	三、二七、三、六八七	一、二七、八、六、八九	一、二、三、二、三、九	五、五、八、四、七、九五	一、四、九、五、一、九、三三

備考 本表の外明治三十二年以前に於て軍事費、事業費、災害復舊費から支出した分約二百四十一萬圓と、明治三十七、八年度中軍用速成線に支出した軍事費六十二萬一千三百三十九圓とがある。昭和八年度以降は自動車創始費を含む。

建設費其の他に對する益金の割合 (補充費を差引かぬ分)

明治三十一年度	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	同四十五年	同四十六年	同四十七年	同四十八年	同四十九年	大正二年	同四年	同六年	同八年	同十年	
分厘 一〇	分厘 二二	分厘 三三	分厘 四四	分厘 五五	分厘 六六	分厘 七七	分厘 八八	分厘 九九	分厘 一〇〇	分厘 一一一	分厘 一二二	分厘 一三三	分厘 一四四	分厘 一五五	分厘 一六六	分厘 一七七	分厘 一八八	分厘 一九九	分厘 二〇〇	分厘 二一一	分厘 二二二	分厘 二三三	分厘 二四四	分厘 二五五

大正十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年					
分厘 四三	分厘 五四	分厘 六五	分厘 七六	分厘 八七	分厘 九八	分厘 〇九	分厘 一〇	分厘 一一	分厘 一二	分厘 一三	分厘 一四	分厘 一五	分厘 一六	分厘 一七	分厘 一八	分厘 一九	分厘 二〇	分厘 二一	分厘 二二	分厘 二三	分厘 二四	分厘 二五	分厘 二六

五 官設乗合自動車 交通局鐵道部管理の官設乗合自動車は、昭和八年度の創設に繋り、七十有餘萬圓を以て基隆・新竹間、臺北・淡水間(二〇〇軒)を開設し、翌九年豊原・二水間、大甲・南王田間(九〇軒)、十一年苑裡・大甲間(二二軒)及び嘉義・高雄間(一〇七軒)を開設したが、何れも鐵道併行線にして、鐵道の補助機關として運行せられ居るものである。昭和十年度に於ける營業成績は、乗車人員五百七十一萬四千四百六十二人、其の收入百二萬四千八百八十三圓である。

六 阿里山鐵道 以上は交通局所管の鐵道の概要であるが、他に營林所の所管に屬する阿里山鐵道がある。その幹線七一軒(嘉義・阿里山間)中、營業線は嘉義・竹崎間の一四軒二で、其の他は專用線であるが、竹崎・阿里山間の五七軒七及阿里山・新高口間(支線)の一〇軒七は貨物運輸營業並一般旅客の便乗取扱を爲してゐる。明治四十三年四月阿里山最初の經營者藤田組の起工の後を受け、大正元年十二月全線開

通し、山腹を匍匐し峻坂を攀ぢ、幾十旋轉、幾百迂曲して二、三四四米の山嶺に到る。途上の壯觀は内地に於てもその類を見ざる所で多數の登山者を誘引してゐる。今その線路の概要を説明しやう。

嘉義—竹崎間 一四軒二、軌條一五呎、最急勾配 $\frac{1}{100}$ 、最小曲線半徑一六〇米、一般旅客及び貨物を輸送する營業線である。

竹崎—二萬平間 五二軒四、軌條二〇呎(幾分十五呎軌條を混す)、最急勾配 $\frac{1}{100}$ 、最小曲線半徑四〇米、途上獨立山と稱する高峰あり、螺旋狀に山腹を三回轉し一躍二百數十米を登る。

二萬平—阿里山間 五軒三分、軌條二〇呎、最急勾配 $\frac{1}{60}$ 、最小曲線半徑三〇米、途上各所のスキツチバツク(轉向線路)は大奇觀である。

阿里山—新高口間(支線) 一〇軒七、軌條二〇呎、最急勾配 $\frac{1}{100}$ 、最小曲線半徑三〇米、本支線は新高登山道路に沿ふて更に約六軒延長され新高登山者に對し多大の利便を與へてゐる。

尙此の他幹線の終點である阿里山驛を中心として長短數條の林内支線がある。その總延長二十餘軒、之等支線は伐採の推移に伴ひ年々奥地に延長されてゐる。

二 私設鐵道

私設鐵道の計畫は、遠く縦貫鐵道の建設著手以前明治二十九年に樹てられたが、實際起工されたのは製糖業の最勃興期である明治三十九年であつた。爾來糖業の發展と共に逐年發展し、甘蔗輸送の副産として幾多の營業線を生じ、官鐵と相俟つて産業開發に貢獻する所尠くない。以下其の狀況を表示しやう。

年次	營業線			計	指	程
	營業線	專用線	計			
明治四十二年	二〇〇五	四七〇八	四五〇八	五七一三	100	100
大正十一年	四七八八	一五一九五	一五一九五	一九九八四	100	三五〇
昭和元年	五二五五	一六四六〇	一六四六〇	二一七一五	100	三八〇
同	五五四三	一六四〇一	一六四〇一	二一七四四	100	三八二
同	五三〇六	一六九四八	一六九四八	二二五〇四	100	三九九
同	五三四五	一七四七一	一七四七一	二二八二六	100	三九九
同	五〇二六	一七九三二	一七九三二	二三六六三	100	四〇二
同	五〇四五	一八三六九	一八三六九	二三四一四	100	四二〇
同	五〇五〇	一八六六四	一八六六四	二三七一四	100	四二五

年次	旅客	營業社			計	指	客貨	物
		營業	社	用				
明治四十二年	二四〇九三	二九四八〇	八四三、九七六	八七三、四五五	100	100	100	
大正十一年	二八三九二四〇	五三六、六五〇	二、〇〇四、〇七六	二、三三八、七三三	100	100	100	
昭和元年	四、〇〇一、一四五	六六九、四六一	二、四八六、四六〇	三、一五五、六二二	100	100	100	
同	四、三六一、六一	七三三、七七九	三、八九〇、八一九	四、六五五、三九八	100	100	100	

年次	旅客	營業	社	用	計	指	客貨	物
同	二、八四四、〇〇九	六三九、三三〇	三、五四一、九〇八	四一八、二五八	四、一八二、五五八	100	100	100
同	二、八五六、六八〇	七三八、五五八	三、七四六、六九三	四四八、五二二	四、四八五、二五三	100	100	100
同	二、九八〇、八八八	七六四、九七六	二、七四四、〇八〇	三、五〇九、〇五六	三、五〇九、〇五六	100	100	100
同	三、一八九、二八五	七七八、六三三	二、九七五、九二〇	三七五、四五四	三、七五四、五五四	100	100	100
同	三、八三七、八六三	七八九、七〇四	四、四一七、九六三	五、二〇七、六六七	一、五九三	100	100	100

(大正九年以降專用線を除く)

年次	旅客	貨物	雜	計	指	數
明治四十二年	五〇、一二〇	三四、九〇〇	一七三	八五、一九四	100	100
大正十一年	七七九、五六七	一、二七四、八八八	一、四一五	二、〇六七、五二〇	100	二四二八
昭和元年	九八六、五五七	二、〇〇〇、六四一	四、四〇七	三、〇八九、六八五	100	三、六二七
同	九八九、〇三三	二、三四五、六二二	三、四〇三	三、〇八六、八四八	100	三、八八四
同	五、四四七、〇四	一、七五二、七六一	三、四六三	二、三三〇、九七	100	三、七三七
同	四、〇七〇、六	一、九一三、五四八	三、三六七	二、四〇六、九三二	100	二、八二五
同	四、五三三、五九五	一、四九九、〇五四	四、五五六	一九九八、二四六	100	二、三三六
同	四、五一五、九五	一、六四三、三七八	二、六八六〇	二、二二八、三三	100	二、四九一
同	五、二一五、六一	一、九六三、〇三四	五、六〇三	二、五四〇、六〇八	100	二、九八二

(圓以下四捨五入 本表貨物賃金中大正十一年以降は社用品貨物賃金を含む)

三 私設軌道

私設軌道(所謂トロ若くは臺車)は、本島に於て最重要なる交通補助機關で、地方の開発に貢献するところ頗る大である。其の發達は明治四十二年後のこととて、爾來長足の進歩を爲し、今日の盛況を見るに至つた。

年次	營業料	臺車數	旅客	貨物	收入			指數		
					旅客	貨物	計	營業料	臺車數	收入
明治四十二年	二六七四	一九〇三	一、三三、一四四	二、〇三、〇五二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大正十一年	八八〇八	四六九三	一、五三、九八五	二、五〇、四九八	三三九	二九八	三三三	二四七	二四七	六〇八
昭和元年	一、〇三、〇〇〇	五、六七五	一、五五、〇三三	二、四一、八九七	四六四	二九六	四六一	二八〇	二八〇	七五二
同四年	一、三三、九七	五、六四五	一、五五、〇三三	二、四一、八九七	五一一	二八〇	四六一	二七〇	二七〇	四九七
同六年	一、三六、七三	五、三三二	一、〇四、四〇五	一、五九、七一一	四九六	二七〇	四六一	二五〇	二五〇	四九七
同七年	一、三五、五七	五、一三三	一、〇四、四〇五	一、五九、七一一	四九六	二七〇	四六一	二五〇	二五〇	四九七
同八年	一、二四、七五	四、七六〇	一、〇四、四〇五	一、五九、七一一	四九六	二七〇	四六一	二五〇	二五〇	四九七
同九年	一、三三、三六	四、七八六	一、〇四、四〇五	一、五九、七一一	四九六	二七〇	四六一	二五〇	二五〇	四九七
同十年	一、二一、八三	四、九四四	一、〇四、四〇五	一、五九、七一一	四九六	二七〇	四六一	二五〇	二五〇	四九七

四 民營乘合自動車

臺灣に於ける乘合自動車事業(除官設)は、昭和十年末現在に於て、路線杆程四、八八九杆、乘合自動車數一、〇〇六輛で、鐵道、軌道と鼎立して重要な公共交通機關となり、尙發展の途上にある。

第三節 港灣

本島は海岸線短かく、自然の良港灣と稱すべきは極めて稀である。故に此の缺を補ふ爲め、北端の基隆と南方の高雄兩築港工事は、古くから著手されて今尙繼續施行して居り、又花蓮港米崙にも商港の築造を行ひつゝある。蘇澳と新港の漁港、海口の船溜築造工事は既に完成し、又港灣に附屬して施設されたものには、臺南運河がある。以下之を説明しやう。

基隆築港

基隆は本島の北端を占め内地との連絡上重要な港で、港口は北西に灣入してゐる。故に全く人工を加へない改隄當時では、冬季は季節風のため波浪高く、且つ灣内水浅く千噸内外の小船でも沖合一埋の外より入るを得なかつた。修築の端緒とも見るべき明治三十二年度からの工事は此の缺陷の幾分を補はんが爲に起されたもので、二百四十四萬圓、四箇年繼續とし一部の埋立浚渫其の他多少の設備を加へた結果三千噸内外の汽船は假棧橋に同時に二艘と繫船浮標に二艘とを繋留するを得るに至つた。然し之は元より一時の急に應じた迄のことで、未だ港灣としての價値に乏しく、更に三十九年度に豫算六百二十萬圓、七箇年繼續事業として、一箇年の荷役能力二十五萬噸を標準として、岸壁七百七十二米七を築造し、深さ干潮面下九米の水面積四十四萬五千六百二十平方米を得ることゝなつた。

然るに明治四十一年、二年の頃よりは島運益々盛に、出入の船舶も従來の三千噸級より一躍六千噸級にも及び、三度び擴張の必要起り、五百十七萬圓の追加豫算を以て、大正元年度より同八年度迄の繼續とし、二十萬噸の荷役能力増加のため六百五十四米五の岸壁を増築し、尙ほ之に相當する設備をしようとしたが、折柄相繼いで前後三回に互る財政整理あり、繼續期間を大正十四年迄延長することゝし、六年度より九年度に至る三箇年間の如きは、單に既設物の維持修繕に止め、全く工事を中止するの已むなきに至つた。斯くして第三回の擴張計畫は一時頓挫する有様となつた。時恰も世界大戰後に於ける商業の好影響は本島にも及び、大正七年の如きは貨物の吞吐百十五萬噸にも達し、是れ迄の設計たる四十五萬噸案

が完成するとしても、未だ海運界の進運に伴ふことが出来ない。依つて更に荷役能力に三十五萬噸、別に八十萬噸の石炭荷役能力をも増加するため、合計百六十萬噸案を立て、新に一千八百三米六の岸壁を築くこととし、大正九年の臨時議會に於て、一千六十九萬八千九百四十六圓追加の協賛を経て工事を再開するに至つた。この工事は昭和四年度迄の繼續事業であつたが、工事其の他の都合で三年度限り打切りとし、四年度からは新たに擴張工事を起し目下施行中である。當港の修築に着手してから昭和九年度迄に支出した經費の總額は三千三百萬圓に上つて居る。

昭和四年度からの擴張工事は、初め豫算總額一千百三十二萬一千四百九十圓で、昭和七年度迄の四箇年繼續事業であつたが、其の後歲計の都合上昭和十年度迄繼續年限を延長し豫算及工事計畫を一部變更して工事を進めて來た。この工事は既成の設備を充實改良する外、外港に於て汽船錨地の面積を増加する計畫であつて、岸壁は從來の延長の儘に置いて、岸壁荷役能力を百二十萬噸増加して、其の總能力を二百八十萬噸とするものである。この工事は昭和九年度末には、外港浚渫の僅かを残して他は殆んど竣功したので、昭和十年度から外港に於て汽船錨留のためには必須の施設であつて歲計の都合で未だ其の實施計畫の確定して居なかつた工事の一部たる、外港西防波堤の築造工事を追加した。本工事は昭和十八年度迄の九箇年繼續事業で、追加總豫算額は七百七十九萬五千四百四十圓である。但しこの追加豫算の中には、西防波堤の築造に伴ひ必要を生ずる外港港口附近の浚渫と、内港埠頭道路の改良とに要する費用約十八萬圓を含んでゐる。

當港の現状は外港には如何なる大型船でも入港出来るが、波浪が高い場合は小蒸汽船又は舢舨との聯絡が採れないことがある。内港には二萬噸級以下三千噸級以上の汽船約三十隻を同時に錨留し得る。

基隆港港灣設備概況

設備名稱	稱呼	昭和十年度末竣功工程	昭和十一年度以降増加改良設備	完成後の設備	備考
岸壁	米	約 3,000		約 3,000	
荷揚場	平方米	約 2,000		約 2,000	
上家倉庫	平方米	約 5,000		約 5,000	
岸壁起重機	臺	約 8,000		約 8,000	内五棟は三階建、二棟は二階建、外に民設倉庫十三棟
錨船棧橋	箇	三		三	
錨地面積	平方米	約 1,000,000		約 1,000,000	
錨船浮標	箇	九		九	
防波堤	米	約 2,000	西防波堤 約 600	約 1,000	
船溜	箇所	二		二	
運河	米	旭寮港 二二三 田寮港 一六九		二二三 一六九	
修船渠	基	三千噸級型 一		一	築港費支辨に非ざるものとす

高雄築港

高雄は南部臺灣第一の要港で、幅千五百米長さ十二軒の高雄灣の内側に位す。灣は西北より東南に亘つて

湖状をなし、西南一帯は幅約百八十米の砂嘴長く通り、其の西北端僅かに百九米の港口に依て外海に通じ、眞に自然の良港灣である。然し始政當時は水深甚だ浅く、其の大部分は干潮面下九十種に過ぎず、港口には岩礁あり港外には淺瀬があつて戎克船、小汽艇すら尙ほ入港を難しとした。故に久しく築港の議があつたが、愈々明治四十一年度より豫算四百七十三萬三千圓を計上し工事に著手し、大正元年度に至り擴張工事のため一千二百七十八萬四千圓を追加し、合計豫算一千七百五十一萬七千圓を以て、大正十四年度に至る十八箇年繼續事業として工事中の處、大正六年度以後物價騰貴に依る工事費の不足並に豫期し得ざりし工上の障碍の爲め、既定計畫の全部を完成する事が出来ず、更に十五年度より計畫を縮少し、豫算九百八十八萬四千九百三十五萬圓を追加して、昭和九年度迄施工年度を延長し其の設計の一部を時勢に適應する様な計畫に基づいて、昭和三年度迄工事を進めて來た。

此の縮少した計畫は一箇年の岸壁荷役能力を六十六萬噸とし、出入可能の最大船型を五千噸級とするものであつたが、港勢に照して荷役能力は著しく不足し、又出入可能の最大船型も小に失する爲、昭和四年度に岸壁荷役能力を八十萬噸、入港可能の最大船型を一萬噸級とする計畫に變更し、豫算四百六十九萬五千六百四十四圓を追加し、繼續年限を一箇年延長して昭和十年度迄の事業に變更した。其の後財政の都合上更に二箇年の繰延を爲し豫算及工事計畫の一部を變更して、昭和十二年度完成の豫定を以て工事を進めしたが、港勢の發展が豫想外に急で、工事中途に於て既に入貨物量及入港船舶数は既定計畫の能力を凌駕する状態を示し、到底現在計畫の儘工事を續行することが不可能となつたので更に船席及荷役場増加に備ふる爲、昭和九年度以降に於て棧橋及び岸壁築造、上家の新築並に新埠頭内の鐵道布設等の工事を追加すると共に豫算百四十五萬圓を増額して目下其の工事中である。此の計畫は岸壁荷役能力を百萬噸とし、一萬噸級以下三千噸級以上汽船を同時に二十六隻(岸壁十三隻、棧橋三隻、浮標十隻)繫留し得ることを目標として居る。明治四十一年度より昭和十年度迄に支出した經費の總額は二千九百三十四萬圓である。

高雄港港灣設備概況

設備名稱	稱呼	昭和十年度末竣功工程	昭和十一年度以降増加設備	完成後の設備	備考
岸壁	米	一、三六	一	一、三六	内荷揚場として指定したもの二
荷揚場	平方米	五〇、七四	一三、八〇	六三、五四	三、一四〇平方米
上家倉庫	棟	二	一	三	内四棟は二階建外に私設倉庫一
荷役機	組	二六、三六	四、七三	三〇、八六	〇六棟、六五、〇〇九平方米あり
繫船棧橋	箇	三	二	五	
繫船地面積	平方米	一、四八、二〇	八三、七〇	一、五三、一〇〇	
繫船浮標	箇	九	一	九	外に岸壁着離用六箇
防波堤	米	七六八	二六	一、〇一四	
防砂堤	米	九三八	七	一、〇〇五	
港口	米	一〇九	七	一、一六	
船溜	米	幅 三三	幅 一	幅 三三	
運河(滯筋)	米	高雄川 一、七四	幅 一	幅 一、七四	

花蓮港築港 東部臺灣の物資の出入は悉く海運に依りつゝあるが、其の船舶の碇泊する箇所は何れも大洋に廓開せる海濱なるが爲め、荒天時にあつては船舶の碇泊不可能なるは勿論、平靜時に於ても纔に午前中の數時間陸上との艀船連絡を取り得るに過ぎない。而かも其の艀船連絡には幾多の危険と困難とを伴ふ爲め、荷役並海陸連絡上に多大なる不利不便を忍びつゝある状態である。依つて築港の施工に比較的有利の條件を有する花蓮港街米崙の海岸をトシ、一般貨物二十萬噸の荷役能力を有し、三千噸級汽船三隻を同時に岸壁に繋留し得る商港修築の計畫を樹て、昭和六年度以降七箇年に互る繼續事業として總豫算七百四十二萬九千圓を以て工事に著手したが、其の後財政の都合に依り、總豫算額を七百十九萬四千圓に變更し、工期二箇年を延長し、昭和十四年度完成の豫定を以て目下施行中である。

工事の概要 (一)東防波堤一千三百三十米、西防波堤二百米を築造し、其の先端に燈臺を建設す (二)防波堤内部の陸地及び海底を掘鑿浚深して水深干潮面以下七米五、延長一千八十米、幅員七十米乃至五十米の水路及び水深干潮面以下七米五の水面積七萬平方米を有する船溜を築造す (三)防波堤内掘鑿及び浚深工事の進捗を追ひ、繋船岸四百十米、海岸石垣五百四十米及び水路護岸一千四百米を築造し、水路幅員五十米の部分の出入口兩側に燈柱を設く (四)繋船岸の背面上家二棟(建坪二、三二〇平方米)を建設し、其の前後面及び埠頭・花蓮港停車場間に鐵道線路を布設す (五)埠頭出入道路及び埠頭内荷役道路一千六百米を築造し、其の他排水溝等の附屬設備を爲す

蘇澳漁港 蘇澳港は本島北部の漁場に接近し漁港として最適當の位置を占めて居るから、本島水産の發達に資し又宜蘭地方の一般産業發達を促すため、南方澳に漁港修築の設計を立て、大正十年度から工事に著手し、十二年度に竣成したが、更に十四年度に港内航路の暗礁を去除し繋船浮標一箇を設置し、船舶の出入と碇繫とに多大の便利を與へた。前後を通じて投下した經費の總額は六十六萬九千圓である。

工事の概要 (一)船溜内七萬六千平方米を干潮面下一米八乃至一米七に浚深し、其の周圍を干潮面以上三米に埋立て、

之に護岸石垣を築造す (二)荷揚場として、延長一千二百二十九米の間積石垣を築造し、之に繋船柱を間隔九米毎に、繋船環を間隔三米六毎に築設す (三)港口兩岸を保護する爲、東側に百八十二米、西側に百四十米の護岸石垣を築造した。

新港漁港 本島の東部地方は沿岸に好漁場を有するから、此の方面に適當な漁港を修築して産業の開發に資せんとし、臺東廳下新港に大型漁船約四十隻を收容する船溜築造の計畫を樹て、昭和四年度に修築に著手したが、中途財政整理の爲め工事を中止した。昭和五年度に於て前計畫の一部に改良を加へ、昭和五年度以降二箇年の繼續事業として工事を再起した。當初よりの經費總額は八十四萬餘圓に達し昭和七年末に完成した。

工事の概要 (一)海岸の傾斜地を掘鑿浚深して干潮面上三米の平地約一萬九千五百平方米を得ると共に、干潮面以下水深三米六迄の水面積五萬四千五百四十五平方米の船溜を築造す (二)船溜沿岸に水深干潮面以下一米八乃至二米七の繋船岸六百二十一米八並に護岸百四米を築造す (三)船溜入口の西側に於て二百米、東側に於て二百五十五米の防波堤を築造し、其の先端は五十五米を隔て相對せしむ (四)其他陸地切取面の保護工、排水溝及び市街地との連絡等の附屬雜工事を施行す。

海口船溜 極南部恒春地方の交通と其の水産業開發の急務に應ずべく大正十年度に於て修築工事に著手し、十一年度に一先づ完成したが、其の後更に昭和三年度に防砂設備を加へ、使用に差支へ無きものとした。前後を通じて投下した經費の總額は十八萬八千餘圓である。

工事の概要 (一)船溜西側に防波堤三百三十一米を築造し其の先端岩礁上に燈臺を設く (二)船溜内部二萬四千七百九十平方米を最大干潮面以下一米八乃至一米七三の深さに浚深し、其の南海岸の一部に土留石垣三百四十米を築く (三)後方陸上に艀船航路標識用として柱燈導標二基を設置した (四)船溜東側に防砂堤三百十八米を築造す。

臺南運河 南部臺灣物資の集散並漁業の發達に資せんとして、臺南市に於ては臺南より安平港に至る運河開鑿の計畫を樹て、大正十一年四月工を起し、十五年三月完成した。これに費した經費の總額は七十萬三千餘圓であつた。

工事の概要 (一)臺南、安平間に延長三千七百八十二米、上幅三十七米、底幅二十七米三、水深干潮面以下一米八の運河を開鑿す (二)臺南に水面積八萬一千四百八十八平方米、水深一米八乃至二米四の船溜を設置し其の沿岸には荷揚石垣一千九百九十一米、物揚場九千五百八十七平方米並に荷捌倉庫一千四百八十八平方米の設備を爲す (三)安平に水面積二萬一千八百八十八平方米、水深干潮面以下一米八の船溜を設置し、其の沿岸に荷揚石垣四百九十一米、物揚場二千六百七十八平方米の設備を爲す (四)船溜周圍の埋立を行ひ將來の建物敷地並に倉庫敷地の利用に供す。

この運河は開鑿當時は小蒸汽船、戎克船及び漁船等の小型船が自由に出入し得て多大の利便を増したが、竣工の年の六、七月頃港口附近に淺瀬を生じ、それ以來其の淺瀬は常に移動して滞筋が開けず、船舶の出入に差支へる様になつたので、これを改良する爲に現在の港口から約二軒の南方に新港口を開設し、導流堤を設けて港口を固定せしめ、水路の水深を維持せしめんとする工事の計畫を樹て、之を臺南州の起業として昭和十年度から同十三年度に亙る繼續を以て、經費七十七萬七千六百圓(内國庫補助六二二、〇八〇圓)を豫定して着手した。工事は明治三十年法律第三十七號に依つて臺灣總督が直接施行することとなり、目下施行中である。

第四節 通信機關

一 中央機關 本島の遞信事業は軍政時代には總督府陸軍局に屬して居たが、明治二十九年四月からは總督府民政局通信部の分掌となつた。然るに同三十四年十一月官制の一部改正にて通信局の主掌となり、此の通信局が大正八年に遞信局と改稱されたが、十三年十二月には獨立の官制に依つて設けられた交通局

内の遞信部となつて今日に及んだ。遞信部は庶務、監理、電氣、爲替貯金、工務、海事の六課と、監察、航空の二係に分れ、郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易保險、郵便年金、電信、電話、航路標識、航空、航路、船舶、海員、電氣及び瓦斯に關する監督、計畫及び爲替貯金原簿管守の事務を管掌する。燈臺は元獨立した官衙であつたが、明治三十五年十一月、大正十三年十二月に夫々通信局、交通局に屬せられた。

二 地方機關 地方通信機關の設備は、明治二十九年四月臺北と他に十九の一、二等局と、大稻埕外一支局を設置したのに始まる。尋いで同九月には林圯埔外二箇所の受取所を設け、漸次各主要地に及ぼし同三十一年には三等局制度を、同三十二年度には郵便出張所制度を實施し、同四十五年一月には郵便受取所を三等局に改め、出張所の如きも漸次三等局に改め直接責任者を置き、進んで大正二年度には指定三等局制度を定め、其の後に線並無線電信業務の異常なる發達を見るに至つたので、是れに順應する爲め昭和三年十月新たに臺北電信局を設置して、臺北郵便局の所管であつた電信事務の外無線電信事務をも取扱ふこととし、尙同時に板橋並淡水に其の分室を設け本島電信施設上の面目を一新するに至つた。斯くて明治二十九年に僅かに二十九の郵便局は、昭和十年度末に電信局を加へ百八十九を算するに至つた。

通信官署一覽

年次	局所	業別			
		郵便	電信	電話	別話
大正十年度末	三三〇	一七五	一七五	一五九	七

昭和元年度末	三三	一七	一七	一六	八三
同四年度末	三三	一七	一七	一六	八三
同六年度末	三三	一七	一七	一六	八三
同七年度末	三三	一七	一七	一六	八三
同八年度末	三三	一七	一七	一六	八三
同九年度末	三三	一七	一七	一六	八三
同十年度末	三三	一七	一七	一六	八三

備考 局所中には、電信取扱所(船舶に施設の無線電信取扱所を除く)及び公衆電話(普通、特殊)を含み、業務別中には一局所にして二以上の業務を取扱ふ局所は之を各別に計上す。昭和七年一月電話規則改正の結果従来の自動電話を公衆電話と改稱す)

第五節 郵便

一 通常、小包郵便等 明治二十九年四月を以て、始政當時の野戰郵便が民政局の所屬に移つて以來略々内地と同制度を採つたが、尙ほ當時は百事草創の際として前時代の慣習を脱する事が出来なかつたが、翌三十年に至つて大いに面目を改め、尋いで同三十三年十月郵便法の實施に及んで全く内地と異なるに至つた。郵便集配の如きも當初郵便局所々在地より一里以内の地域のみに限り毎日集配し、其の他は一箇月一回若くは全く集配をしない地方が多かつたが、現今では市内は毎日一回以上多きは六回、市外は蕃地等の如く交通の極めて困難な處以外は一日一回の集配を見る迄に至つた。郵便線路も道路の完成、官私設鐵

道の延長、航空路の開設と相俟つて逐年延長し、特に蕃地方面にも新線路を開設する等、専ら施設經營に努力せる結果、昭和十年度末に於て普通道路八百二十三軒(内五百七十一軒は自動車運送線路)、鐵道千九百九十五軒、輕便鐵道百七十四軒、航空路千六百十軒、水路九千九百六十一裡に及んでゐる。

通常郵便物引受配達年表 (△は減)

年次	引受	配達	前年度に比し増減割合		上欄中本島人に係るもの再掲	
			引受	配達	引受	配達
大正十年度	六〇〇五、九五九	六、七八八、三三〇	〇・三八	〇・三八	二、七九四、一六〇	三、一八〇、七五八
昭和元年度	五二〇、八九五	六、四一九、二四〇	△	〇・三八	一、八九五、四四八	二、七四三、七三四
同四年度	六六三、四五四	七、六八七、二九六	〇・六四	〇・四九	三、一〇〇、〇〇〇	三、一三三、一九二
同六年度	六、七三三、三五	七、六三六、一七六	〇・〇五	△	二、九〇二、七三六	三、二七二、五八四
同七年度	七、〇一七、六六三	八、一九九、九〇七	〇・四五	〇・七四	三、一七五、四二〇	三、五五八、八〇八
同八年度	七、七四七、九一三	八、五八八、一三七	〇・七九	〇・四五	三、五〇八、〇二八	三、七六二、〇六八
同九年度	七、八二二、二四〇	九、〇六六、一三三	〇・三三	〇・八六	三、九〇七、〇一六	三、八六七、一五八
同十年度	八、九五〇、三三〇	一〇、〇六〇、一九五	一・四四	〇・八一	三、〇六四、八六〇	四、九三三、二四〇

小包郵便引受配達年表 (△は減)

年次	引受配達	前年度に比し増減割合		上欄中本島人に係るもの再掲	
		引受	配達	引受	配達
大正十年度	七九三七八	〇.四七	〇.一五	二一〇二五三	三四〇九六八
昭和元年度	六五三、五三三	〇.二九	〇.六〇	一五五七〇〇	三二八五二六
同 四年度	六九五、一七六	〇.三三	〇.三〇	一八〇、三四八	〇.二二
同 六年度	六四〇、四五一	〇.三三	〇.二八	二六、四九二	三三、四二二
同 七年度	六四八、三五五	〇.三三	〇.二六	三九、〇六八	四〇、一五四
同 八年度	六四一、四四〇	〇.一〇	〇.七〇	三三、六一六	三四、五九八
同 九年度	六二〇、〇六六	〇.三二	〇.五五	一四、〇八四	三九、〇八四
同 十年度	七六、七六九	〇.九三	〇.三三	一四、九二八〇	四四、一七〇八

二 爲替 郵便爲替も亦民政施行の際野戦組織の取扱を受け継ぎ、明治二十九年八月通常組織に改めたもので、開始以来口数、金額共に逐年増加し來つたが、近年振替貯金の發達に阻害され、稍々其の増加率を減じて居る。電信爲替は同十月を以て本島内に限り先づ其の取扱を開始し、三十二年十二月から本島と内地間にも及ぼすに至つた。外國爲替の内、電信爲替(大正元年九月開始)以外は三十一年五月から取扱つた。又明治二十九年十月開始の取立金事務は爲替事務以外の一科目をなし來つたが、大正五年八月以後は之を通常爲替の取扱に移すに至つた。

内國郵便爲替取扱數 (△は減)

年次	振出		總數		上欄中本島人に係るもの再掲	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
大正十年度	六六八、四九九	二八六、九三五	二五、〇一六	六、〇五九	六、〇五九	〇.九三
昭和元年度	八五三、八五四	二五三、四五一	二九、〇三三	〇.一八	八、四〇七	〇.二四
同 四年度	九七五、三六七	二九三、四七二	三三、七三三	〇.五四	九、七一一	〇.三三
同 六年度	九九二、〇七三	二五九、〇〇九	三三、五八一	〇.一七	六、七〇二	〇.六一
同 七年度	一、〇四一、三六〇	二七五、一七六	三三、〇六〇	〇.六三	七、一〇五	〇.七五
同 八年度	一、〇五二、〇四九	二七五、五五二	三七、六五二	一.三八	八、七一一	一.一七
同 九年度	一、〇八五、四八八	二九一、四〇七	三八、一六四	〇.五二	九、六四五	一.〇〇
同 十年度	一、一三六、七三五	三一八、一八七	三九、〇六三	〇.三三	一〇、一五三	〇.五二

三 郵便貯金 之れも亦明治二十九年八月一日野戦組織を廢止し、内地同様の取扱となつた。爾來内地人は年と共に殖え、本島人は漸く其の意義を諒解することとなり、人數も金額も次第に増加するに至つたが、特に御大典記念貯金の勧誘と、大正四年四月以來四分二厘の利子を五分四毛(内地は四分八厘)に引上げたるとに依り速かに増加した。其の後利子を昭和五年十月一日四分四厘四毛に、同七年十月一日三分二厘四毛に引下げたる結果一時憂慮せられたが、愛國貯金其の他勸奨の宜敷を得て左表の如く増加しつつある。(△は減)

年次	拂		渡		高	
	口	數	し前年度に比増減割合	金	額	し前年度に比増減割合
明治四十三年度		三三三			一四六五	
大正十年		八二二			五九七七	
昭和元年		一五一五			一五九七	
同 四年		一九八四			一八五〇	
同 六年		二二八四			二一六六	
同 七年		三三八六			二二七四	
同 八年		二五四〇			二五三〇	
同 九年		二六九九			二六〇三	
同 十年		二七五六			二六七〇	

備考 現金支給の分のみを掲げ貯金に組替の分を含まない。

六 簡易保険、郵便年金 簡易保険事業は、本邦に於ては大正五年十月一日逓信省主管の下に創始せられ、其の後關東州、樺太、南洋廳にもこの制度を延長し、爾來異常の發達を遂げ、昭和十一年三月末現在の契約件數二千三百八十八萬二千四十六件、この保険金額三十二億二千七百四十四萬七千六百四十四圓、而して積立金は十一億四千百十三萬八千六百三十三圓の巨額に達し、社會公共事業に放資して文化向上に一大貢獻をなすつゝあるは世間周知の事である。

又郵便年金も一種の保険であつて、老後に於ける經濟生活上の危險を保險する目的で、同じく逓信省主管の下に大正十五年創始せられ、昭和十一年三月末現在總件數三十三萬五千四百四件、この年金額二千七百四十四萬三千九百八十八圓といふ成績を挙げ、漸く社會の注目する處となつた。

我が臺灣も民度の向上に伴ひ、この種の施設は非常に緊切なものとなつたので、逓信省の經營に屬せしめ、當府に於ては振替貯金の媒介に依つて、昭和二年十月一日から、その取扱を全島各郵便局に於て開始した。

開始後の申込受理成績は左表の通りで、其の積立金は主として上水道、下水道、小賣市場、小公學校、中等學校、産業共同施設、公設質屋、住宅、道路等の事業に對し資金地方還元の主旨に基き、州市街庄に貸付られ、其の金額も現在一千二百一十一萬五千四百圓に達し、本島に於ける本事業は頗る健全なる歩調を辿りつゝ、一面社會の福祉に貢獻しつゝある状態にある。

本島に於ける本事業に就て特筆に値する點は、本島人を内地人同様に何等の差別を設けず、その恩恵に浴せしめた事である。勿論本島人は各種統計の示す處により内地人とは危険率に於て相當距りがあるが、之を平等に取扱つた處に本事業が將來本島の社會上重要な地歩を占める可能性を認められる。

簡易生命保險

年次	件數	保險料	保險金額	上欄中本島人に係るもの再掲	
				件數	保險料
昭和二年	一八、四〇四	一、七三三	五〇、四〇四	五、七六六	七二七
自十月至三月					一、四九三

年次	件数	掛金	年金額	件数	掛金	年金額
昭和五年度	五,五四四	六,四八二	一三,三三〇	四,一〇九	五,〇二〇	九,四三二
同七年度	五,九八七	七,九五九	一三,七四四	五,一六三	六,二五二	一〇,九七二
同八年度	六,一七四	七,〇八七	一四,五三〇	五,五四二	六,八四六	一三,四四五
同九年度	五,二九九	六,六一六	一三,六三七	四,五六六	五,六〇五	一〇,八五五
同十年度	五,〇五四	七,七九六	一三,九八九	四,八四七	六,二四〇	一一,五三二

郵便年金申込受理成績表

年次	件数	掛金	年金額	上欄中本島人に係るもの再掲		
				件数	掛金	年金額
昭和二年 自十月至三月	二〇七	三,四七四	二七,三九二	一六	八,九〇	三,六三三
同五年度	九四	四,四八〇	一三,三三二	三	四,七	二,四〇八
同七年度	四六	三,七二二	七,八三三	六	四,九	七,七六
同八年度	六二	三,九四七	一三,〇九九	七	七	八,二
同九年度	四二	三,五二六	一〇,七六六	八	一,四七	七,四四
同十年度	三二	四,〇八三	五,六六六	六	四,一六	七,〇〇

第六節 電信

一 國內電信 明治二十九年四月、軍政廢止當時は取扱局所數二十九箇所で、而かも陸軍兵站部の軍用

電信所を其の儘事務所としたが故に、其の不便と不備とは言ふ迄もなかつた。されば爾來種々の改善と擴張とを行ひ、多數の局所を新設し、電線の増加を圖つたが、一方には内臺間の通信も亦年と共に増加し來つて、到底從來の基隆—大根占間の一海底線（明治三十年八月、鹿兒島—基隆間の軍用線を國用線とせるもの）のみでは足らなくなり、四十三年十月から淡水—長崎間の新線を開通し、一時漸く遲滯を免るゝを得た。然しながら島運發展の速かなこと、幾許ならずして淡水線の通信數は一日平均二千四百餘に上り、又々新線増設の計を樹つるの已むなきに至つた。然し當初は材料の購入上世界大戰に妨げられ、其の開通を見るに至つたのは漸く大正六年七月十一日のことである。

本島・澎湖島間は從來安平陸揚線の一あるのみであつたが、其の故障は頻々であるから、大正六年度中布袋（臺南州）陸揚の一線を新設し平時は之れを電話通信に充て、安平線の不通に際して電信に代ふるの裝置をなし、前者の缺を補ふこととした。所が大正十年九月安平・澎湖線の障碍修理に際し、大部分の敷設替をすると共に陸揚地をも布袋に変更し、其の後大正十二年十一月十三日告示第百七十六號を以て電話電信に利用することを止め、専ら電信専用とし、尙右二線の内舊のものは實際使用し居らざるを以て昭和八年八月二日告示第十一號を以て廢線とした。

二 外國電報 支那並に香港經由の本島發著外國電報は、改隸當時、淡水—川石山間海底線に依り、支那電信局と通信し其の連絡を保ち來つたが、明治三十二年一月中同線を買收し、東方擴張電信會社（川石山に在り）と通信することとし、同年十一月六日より萬國電信條約に依る國際線となり、現在では臺北—川石山線となつて居る。

右の外昭和五年十月十八日より香港無線局（英國政府經營）と臺北電信局との間に直接無線通信を開始し

香港、マカオ、佛領印度支那、暹羅、印度、馬來半島及び南洋各地との通信を取扱ひ、同七年三月一日よりマニラ無線局と臺北電信局間にも直接無線連絡の途を開き本島と比律賓群島一圓及び蘭領印度間の通信を取扱つてゐる。

三 無線電信 明治四十三年九月中、臺北州下の富貴角に無線電信局を設け翌月を以て一般公衆通信を開始したが、其の通達距離は晝間約四百哩であつた。當時内地・臺灣間、上海・香港間は元より南洋、歐洲航路船等にして本島近海を航行するもの一日平均約七八隻の入圏船があつた。然るに大正八年八月暴風雨の爲め同局の破損甚しく、一時總督府廳舎の高塔を利用し、海上との連絡を保ち來つたが、同九年八月基隆の新設局舎に移轉した。其の後機器の改善、電力の増加に依り著しく其の通達距離を擴大し、十五年には最新式の真空管式採用と共に劃期的改善が加へられ、昭和三年には從來の木柱の空中線柱に代ふるに鐵塔三基を以てし、内容外觀共に面目を一新するに至つた。昭和十年七月調査に依る一日平均入圏船舶は内外併せて四十五隻、通達距離は現在一、八五〇軒に及ぶ。

又本島―澎湖島間海底線不通の際は、從來鳳山、馬公の兩海軍無線電信所に依り公衆通信が取扱はれて居たが、昭和四年五月二十四日から澎湖、臺南兩郵便局間に短波無線電信開始され、將來澎湖島との通信連絡は何等の危惧を感じざるに至つた。尙大正十年七月當府命令航路就航船舶に、初めて無線電信取扱所が設置され、乗客・船員の便宜を計ることゝなつたが、其の船舶も時に増減があり昭和十年度末現在では七隻となつた。

大正十四年十二月本島の南端鷺巒鼻に無線電信局が新設された。通達距離一、二〇〇軒、昭和十一年七月調査に依る一日平均入圏船舶は内外併せて四十隻(主として香港、濠洲、南洋、歐洲の各航路船)、之等船舶

に對しては本無線局が本邦の最終又は最始の連絡局として其の價値が認めらるゝに至つた。昭和三年一月臺東郵便局、同四月花蓮港郵便局に各無線電信機を設置し、本島東海岸航行船舶と密接の連絡を計り、兼ねて東部地方電信線不通に際し有線に代つて西部との連絡を計ることとした。

之より先き總督府では内臺間海底線の不通頻々且負擔過重なるに鑑み、無線連絡を企て、大正十二年工事に著手し、昭和三年一月先づ宜蘭無線が竣成し、次で同年十月臺北無線(板橋送信所、淡水受信所)の竣工を見るに至り、内臺間通信聯絡に對する不安は一掃さるゝに至つた。

電報取扱通數累年表 (△は減)

年次	總數			上欄中本島人に係るもの再掲		
	發信	著信	合計	發信	著信	合計
大正十年度	一三九七八元	一三九九八九	二七九七八八	一六二二六	二五二七三	三九二〇八
昭和元年度	一三七七六一	一四六七五	二八四四六	二九〇六四	三三七四〇	六二八〇四
同四年度	一五三三三三	一五九八五〇	三〇三二八三	二四八一四八	三四一五八〇	五八九七二八
同六年度	一四八四一九三	一五四六九六	三〇三二八九	二二九三三	二八九三三	五二八六六
同七年度	一五五八六九	一六三四六〇九	三二〇四七八	三三〇〇五六	三九三〇七三	七二三一七八
同八年度	一五三四九八	一六二九〇七一	三二〇四七八	二九八〇二〇	三五〇五五六	六四八五七六
同九年度	一六七一六八	一七七八九四	三三九〇六二	三三八三三	四二二八三七	七六一一七五
同十年度	一九〇三三〇	一九三六五三	三八九〇八三	三八四二二〇	四三三二七六	八一七五九六

第七節 電話

一 電話 明治三十三年四月、總督府電話交換局官制發布され、同年七月から業務を開始したもので、その最初の年度には、全島を通じての加入者僅かに四百四十三名に過ぎなかつたが、昭和十年度末現在では一萬六千三百七十一名に増加した。其の進歩の状態は左表の示す通りである。

次に臺灣・内地間の無線電話連絡に就ては國際電話會社に其の設備を爲さしめ、之れを使用して業務を取扱ふ計畫を樹て、昭和九年三月各種設備を完成したるを以て同六月二十日から之が業務を開始したが、其の後の成績頗る良好で、通話状況の如きは臺北・東京間など全く市内通話と異なる所なく、利用者は社會の各部門に互り健實なる増加を示して居る。

電話加入者累年表 (無料加入者を除く)

年次	年度末現在總數		上欄中本島人に係るもの再掲	
	人員	前年度に比し増割割合	人員	前年度に比し増割割合
大正六年度末	五,三六五	1.00	1,011	1.00
同 十年末	八,九四八	1.66	2,108	1.15
昭和元年度末	一一,一四七	0.79	3,111	0.57
同 四年度末	三三,三三三	0.81	三,五四三	0.56
同 六年度末	一三六,四五五	0.71	三,八四五	0.29

通話度數累年表 (△は減)

年次	自由通話 (市内通話)	前年度に比し増減割合	加入者發	局内公衆	普通及特殊公衆	合計	前年度に比し増減割合
同 七年度末	二七,五四八	1.30	五,七八二	一三,五四〇	七,八二六	七五,二四八	1.25
同 八年度末	三八,二六九	0.07	八,五九〇	一五,八五三	五,二一〇	一,七〇,九五四	0.04
同 九年度末	五〇,六四九	0.44	一三,五八五	二〇,一九五	六〇,六五七	一,五八,五七七	0.70
同 十年度末	五六,二四三	0.11	一五,七二四	三〇,九三三	八九,二五〇	一,八八,二四五	0.76
昭和元年度	六七,〇五〇	0.19	一六,四二八	一七,九八七	七八,〇四二	一九〇,〇一九	0.13
同 四年度	七七,二一八	0.15	一八,〇八二	一九,四一〇	八五,五六三	二〇八,九四四	0.99
同 六年度	八三,四九一	0.83	一九,五四八	一七,六九五	八七,七〇四	二二九,五四〇	0.63
同 八年度	九五,九八六	1.49	二二,四四二	二〇,三六〇	九七,八九七	二,五四五,四八一	1.47
同 九年度	一〇四,四五〇	0.89	二五,四二八	三三,七二二	一,一六,三七七	二,八八三,三七八	1.33

年次	自由通話 (市内通話)	前年度に比し増減割合	有 料 通 話 度 數			前年度に比し増減割合	
			加入者發	局内公衆	普通及特殊公衆		
大正六年度	二七,五四八	1.30	五,七八二	一三,五四〇	七,八二六	七五,二四八	1.25
同 十年度	三八,二六九	0.07	八,五九〇	一五,八五三	五,二一〇	一,七〇,九五四	0.04
昭和元年度	五〇,六四九	0.44	一三,五八五	二〇,一九五	六〇,六五七	一,五八,五七七	0.70
同 四年度	五六,二四三	0.11	一五,七二四	三〇,九三三	八九,二五〇	一,八八,二四五	0.76
同 六年度	六七,〇五〇	0.19	一六,四二八	一七,九八七	七八,〇四二	一九〇,〇一九	0.13
同 八年度	七七,二一八	0.15	一八,〇八二	一九,四一〇	八五,五六三	二〇八,九四四	0.99
同 十年度	八三,四九一	0.83	一九,五四八	一七,六九五	八七,七〇四	二二九,五四〇	0.63
同 九年度	九五,九八六	1.49	二二,四四二	二〇,三六〇	九七,八九七	二,五四五,四八一	1.47
同 十年度	一〇四,四五〇	0.89	二五,四二八	三三,七二二	一,一六,三七七	二,八八三,三七八	1.33

二 ラヂオ 本島に於けるラヂオの施設は大正十五年一月以來、昭和二年度末迄に聽取者數三三二に達し、其の受信機は孰れも高級のものであつたが、内地、上海、マニラ等の放送局の放送受信は距離並放送勢力等の關係に依つて完全に其の目的を達すること困難であつた。昭和三年十一月に逓信部内に無線放送實驗室を設け一KWの放送機を設置し、十二月二十二日から各種の實驗放送を行ひ、後昭和四年度に一〇KW放送施設の計畫を樹て、同六年二月一日から之が放送を開始し同時に右實驗放送は廢止した。

一〇KW放送に關しては社團法人臺灣放送協會に對し(一)聽取者の増加勸誘(二)放送者の依頼(三)放送番組の編成及び實行の業務取扱を委託し、聽取者よりは毎月一圓の聽取料を徴收することゝなつた。昭和十年度末に於ける聽取加入者數二三、〇二四である。

尙昭和七年四月一日臺南放送局(一KW)の放送開始となり、次いで十年五月十一日には臺中放送局(一KW)の開局を見るに至つた。

第八節 海 事

一 海事法關係 本島に於ける船籍、船舶検査、船舶職員等海事に關する法規にして最も古くから行はれたものは明治三十一年公布の律令臺灣船籍規則である。次で明治三十二年に臺灣汽船検査規則、同三十四年に臺灣汽船職員試験規則、同試験規程、大正十五年に船舶運送營業取締規則等順次公布あり、爾來之等に依つて本島獨自の立場から取締を爲して來つたが、年と共に海運の隆盛發達するに伴ひ、海事諸法は内地と共通にするの必要生じ、昭和六年勅令第二百七十三號海事諸法臺灣施行令の公布を見、續いて昭和八年五月二十五日から之を施行するに至り、此處に始めて内地と同様のものとなつた。之が爲め船舶の轉

籍、船舶検査、測度、船員の公認等内臺相互的に甚だ便利になつたのであるが、更に昭和九年三月一日内地と同時に船舶安全法が施行され海上に於ける人命及び船舶の安全性が愈々確保されるに至つたのである。

而して昭和十年に於ける海事關係各種狀況並にその成績は次に示す如くである。

在籍登簿船 (昭和十年末)

在籍登簿船	汽 船		帆 船		計	
	船 數	總噸數	船 數	總噸數	船 數	總噸數
在籍登簿船	一三五	九七四八	五七	三六二	一九二	一三三〇九
積量測度	一六	五六三	二	九七四	二七	六六〇六
船舶検査	四四三	三七八九九	五	四六〇一	五〇八	三八三二〇

船員手帳受有者 (昭和十年末)

區 別	員 數	內 地 人	本 島 人	朝 鮮 人	中 華 民 國 人	英 國 人	計
	1,201	66	15	15	1	1	2,833

救命艇手適任證書受有者 (昭和十年末)

區 別	員 數
無 試 驗 交 付	232
試 驗 交 付	382
計	614

船 舶 職 員

講 習 會	受 講 生	修 了 生
8 同 試 驗	19 受 驗 生	25 合 格 者
20 同	34	26

水 先 人

基 隆 港 水 先 區	高 雄 港 水 先 區
水 先 人 2 人	水 先 人 2 人
水 先 船 1 隻	水 先 船 1 隻
水 先 人 組 合 1	水 先 人 組 合 1

船 員 事 務

船 員 手 帳 交 付	各 種 公 認	各 種 認 證
66 人	20 件	各 種 認 證
85 人	234 人	乘 下 船 屆 返 還 及 期 間 經 過 手 帳 處 理
145 件	54 人	

海 事 代 願 人

基 隆 海 事 管 內	高 雄 海 事 管 內
個 人 1	個 人 1
法 人 1	法 人 1
計 1	計 1

海 員 審 判 (地 方 審)

區 別	前 年 中 濟	新 受 合 計	不 繼 續	海 技 免 狀 行 使 停 止	證 責 未 濟	合 計
件 數	10	7	7	1	5	4
						7
						27

本島沿岸海難船 (最近三箇年)

年次	海難種類				總計	死亡又は行衛不明
	衝突	乗揚	火災	機損		
昭和九年	10	5	4	2	21	1人
昭和十年	10	5	4	2	21	1人
昭和十一年	10	5	4	2	21	1人

備考 本表は船舶安全法に依る検査船のみを示す

水難救護 (最近三箇年)

年次	遭難船數	總噸數	救助船數	乗組員數	救助數	死亡又は行衛不明數
昭和八年	2	7	1	3	2	1人
昭和九年	2	7	1	3	2	1人
昭和十年	2	7	1	3	2	1人

二 海運と命令航路 改隸以前本島の航海權は英商グラス汽船會社が獨占し、淡水と安平とを起點として南支那間の航海に當り來つたが、始政後總督府は直に大阪商船と日本郵船の二會社に毎年一定の補助金を與へ、内地と支那方面に定期航海を命じたから、彼の外國船も終に廢航の已むなきに至つた。爾來、基隆、高雄の兩港を改築し命令船の數を増加し、又自由航路の開始等あつて、我が海運は益々盛況に向ひ

つゝある。今上記命令航路の經過を摘記すれば左の如くである。

明治二十九年四月大阪商船會社に命じ左の定期航路を開始し五月より實施。

1 神戸起點—下ノ關、長崎、鹿兒島、大島、沖繩、八重山、基隆—毎月往復二回

2 神戸起點—鹿兒島、大島、沖繩、基隆—毎月往復二回

同三十年度から左の新線を加へた外に、基隆、塗葛堀線があつたが、僅に一年で廢航した。

1 内地直航線—基隆、門司、神戸間—毎月往復二回(日本郵船)

2 神戸起點—宇品、門司、長崎、基隆間—毎月往復三回(大阪商船)

3 本島沿岸線—基隆を起點として東廻り西廻り二隻—毎月往復四回(同上)

同三十二年度から大阪商船をして一隻毎月往復二回、郵船會社同様の内地直航線を開かした。又ドグラス會社驅逐の爲、大阪商船が淡水—香港線を開き、二隻毎月四回としたのが對岸航路の嚆矢である。

爾來幾多の變遷を経、大阪商船との命令條項を改正擴張し、又安平—香港線、福州—香港線等の南支那間との航路が開かれ、明治四十五年(大正元年)度に至り左の六線となつた。

- 1 基隆—神戸線
- 2 高雄—橫濱線
- 3 臺灣沿岸線
- 4 淡水—香港線
- 5 高雄—廣東線
- 6 高雄—天津線
- 7 福州—香港線(以上使用船十四隻)

大正三年九月には命令の一部を變更して航路の改廢を行つたが就中特記すべきは、基隆—神戸線が從來の六千噸級四隻八回往復を、六隻十二回に改めたことである。斯くて大正四年度からは使用船を十六隻五萬三千噸以上に減じ、其の航路名を左の四線に改めた。

- 1 内地線
- 2 沿岸線(東線、西線)
- 3 南支那線(甲線、乙線)
- 4 北支那線

大正五年度から基隆起點の南洋線を新設、二隻毎月一回發航、高雄—馬尼刺—サンダカンを経て爪哇各港に至る。同年五月世界大戰に因り、船腹不足其の他の事情の爲、曩に命令した内地線六隻の内、郵船會社の因幡丸を廢航し、其の附屬船として貨物汽船一隻添加、同年九月から同理由にて大阪商船の笠戸丸廢航、依て内地線は四隻に減じ、毎週二回發航の餘儀なきに至つたが、之れに代ふるに南支那線と南洋線とに附屬船各々一隻を加ふることゝなつた。

然るに大正八、九、十の三年度共、海運界の事情は未だ許さず、前記内地線二隻の復活を得なかつたが十一年に至り復活の急務愈々迫り、同四月より前年通りの二隻を就航せしめ得た。更に十三年六月から一萬噸級蓬萊丸、扶桑丸の就航となり、次いで十四年三月に至り、同型吉野丸の配船を見るに至つた。依つて大正十四年度には命令を改め、基隆—神戸線を郵商兩社の共同受命とし八千噸三隻、六千噸三隻にて前年度同様の航海を爲さしむることゝし、十五年度は更に命令を改め、甲型船三隻に限り速力を早め内臺間二晝夜航海を實行し、兩社單獨受命に變更した。即ち近郵は甲型船一隻・乙型船二隻、商船は甲型船二隻・乙型船一隻にて前年度同様の航海數を踐行せしむることゝした。更に昭和二年四月より商船は笠戸丸を瑞穂丸に換へ一萬噸級三隻に取り揃へ、近郵亦信濃、因幡の兩船を三年七月より大和丸、朝日丸の一萬噸級に取換へ、同時に本線の航海度數を一箇年百五十回に増加して、益々臺灣内地間の連絡を充實した。而して一方同附屬線を廢し、更ふるに高雄—横濱直航線を新設し、三千噸六隻年七十二回の航海を命じ、商船、近郵、山下三社で共同受命した。更に十五年度に至り使用船の統一を計る爲め總噸數を二千五百噸に低下した。

以上の外、大正八年以來の經過には、郵船の附屬船と南支南洋の附屬船を廢し、新に基隆—新嘉坡（高雄、香港、西貢、盤谷寄港）の南洋乙線を起し、且つ沿岸線と南支那線に丙線を起し（八年度）、沿岸丙線を廢して南支那丙線を基隆—福州間航路に改め、航海度數を倍加した等の事があるが（九年度）、就中特記すべきは、十年五月一日から基隆起點の海防航路を開始した一事である。此の航路は曩に二三の計畫實行者があつたが、收支償はなかつた爲め廢航に歸したものである。しかし同地在留邦人及び領事の陳情もあり、南方開拓の爲め多少の犠牲を辭せない積りで山下汽船會社が命に應じ、十一年度から之れを南洋線丙線と改稱した。其の後山下汽船は本線を商船に讓渡したので、最早基隆—香港間の連絡は不要になつたので、昭和三年度より前記連絡を廢し、使用船を一隻に減じて香港—海防線に改めた。南洋乙線は大正十三年末から種々の事情により、新嘉坡を廢して盤谷どまりとなし、航路を基隆、香港、盤谷、西貢、香港、高雄、基隆に改めたが、十五年度に至り内臺航路の速力増加實施の犠牲となり開設以來七年間にて廢航の止むなきに至つた。

大正十四年度から沿岸甲線に附屬線を新設し、蘇澳—花蓮港間を毎日航海し鐵道宜蘭線及臺東線に連絡せしめた。

昭和元年度に新設した高雄—大連線は、其の後本島中南部方面に於ける生果出廻り意の如くならず、且つ其の主要目的たる南北支那連絡は、支那本土内の政争、動亂、排外運動等の爲め、大なる打撃を蒙り、經營者商船も本線存続を欲せざりし爲め、昭和二年度末限り之を廢止し、同時に近海郵船に命じ臺灣—朝鮮—滿洲線を新設して高雄—大連線に代らしめた。尙高雄—天津線に使用船一隻増配等、内臺航路と共に北支那航路の充實を計つた。又基隆—福州線は、昭和三年度より厦門迄航路を延長し、福州—厦門間の連絡を取り、使用船の總噸數一千噸以上を一千五百噸以上に改め、航海數を年三十六回に増した。昭和七年